

法人番号 22

第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書

令和4年6月

国立大学法人
東京大学

○ 大学の概要

(1) 現況

①大学名 国立大学法人東京大学

②所在地 本郷地区キャンパス（本部所在地） 東京都文京区
駒場地区キャンパス 東京都目黒区
柏地区キャンパス 千葉県柏市

③役員の状況

総長 五神 真（平成27年4月1日～令和3年3月31日）
藤井 輝夫（令和3年4月1日～令和9年3月31日）
理事 8名（常勤6名、非常勤2名）
監事 2名（常勤1名、非常勤1名）

④学部等の構成

【学部】

法学部、医学部、工学部、文学部、理学部、農学部、経済学部、教養学部、
教育学部、薬学部

【研究科等】

人文社会系研究科、教育学研究科、法学政治学研究科、経済学研究科、総合
文化研究科、理学系研究科（理学系研究科附属臨海実験所※）、工学系研究
科、農学生命科学研究科、医学系研究科、薬学系研究科、数理科学研究科、
新領域創成科学研究科、情報理工学系研究科、情報学環、学際情報学府、公
共政策学連携研究部、公共政策学教育部

【附置研究所】

医科学研究所※、地震研究所※、東洋文化研究所、社会科学研究所※、生産
技術研究所、史料編纂所※、定量生命科学研究所、宇宙線研究所※、物性研
究所※、大気海洋研究所※、先端科学技術研究センター

【学内共同教育研究施設】

大学総合教育研究センター、相談支援開発研究センター、アイソトープ総合
センター、高大接続研究開発センター

【学際融合研究施設】

未来ビジョン研究センター、低温科学研究センター、総合研究博物館、環境
安全研究センター

【全国共同利用施設】

情報基盤センター※、素粒子物理国際研究センター※、空間情報科学研究セ
ンター※(注) ※は、共同利用・共同研究拠点、国際共同利用・共同研究拠点又は教育関係共
同利用拠点に認定された施設を示す。

⑤学生数及び教職員数（令和3年5月1日現在）

学部学生 14,033名（295名）
大学院学生 14,138名（3,578名）（注）（）内は留学生数で内数
教員 3,916名
職員 4,215名

(2) 大学の基本的な目標等

（中期目標の前文）

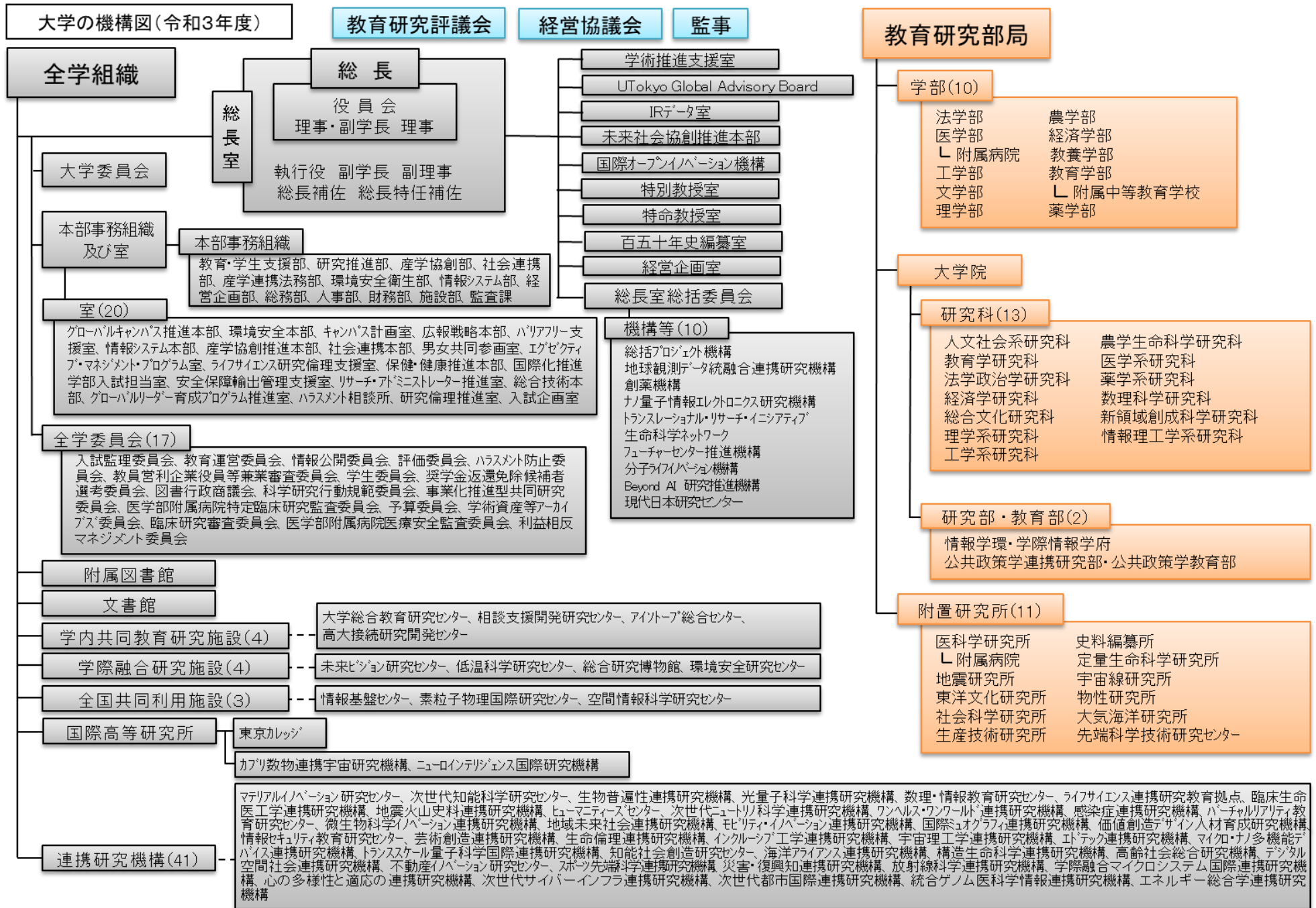
1. 東京大学の特色

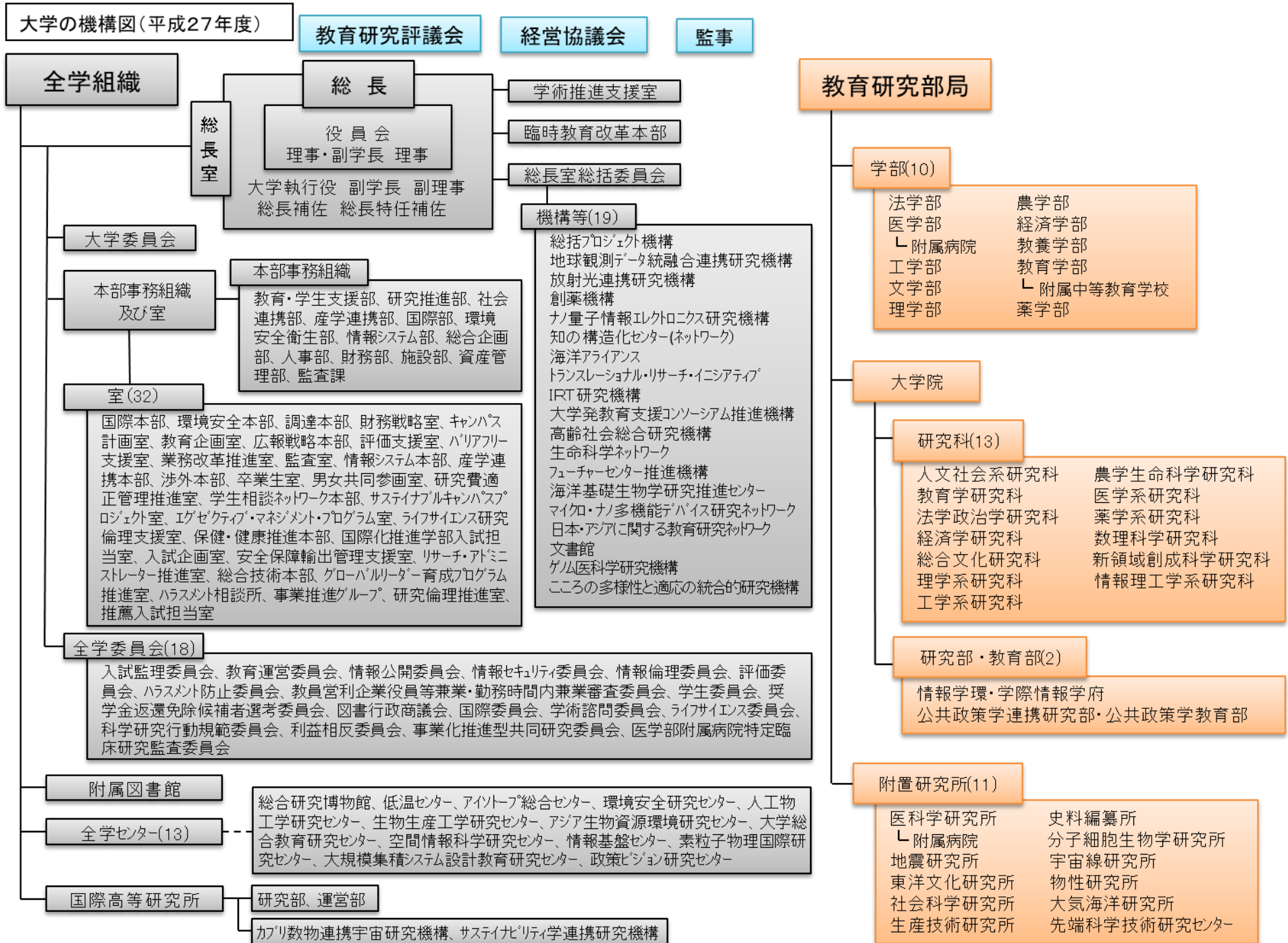
我が国最初の国立大学である東京大学は、人文学と社会科学と自然科学にお
わたる広範な学問分野において知の発展に努め、基盤的なディシプリンの継承と
拡充を図るとともに、学際研究や学融合を媒介とする新たな学問領域の創造を
進めてきた。東京大学は、一方で知の最先端に立つ世界最高水準の研究を推進
し、活発な国際的研究交流を行って世界の学術をリードするとともに、他方で
教養学部を責任部局とする前期課程教育体制を堅持して、リベラルアーツの理
念に基づく教養教育を学生に施し、広い視野と知的基礎を持つ学生を育成して
いる。そして、そのような世界最高水準の研究と充実した教養教育とを基盤と
して、多様で質の高い専門教育を学部と大学院において展開し、日本のみなら
ず世界各地からも多くの学生を集めて、世界的教育研究拠点の役割を果たして
いる。

2. 東京大学の使命

世界的教育研究拠点である東京大学の最大の使命は、教育の質と研究の質の
さらなる高度化を図り、そのことを通して、国内外の多様な分野において指導
的役割を果たす人材を育成することにある。東京大学が育成を目指す人材は、
自国の歴史や文化についての深い理解とともに、国際的な広い視野を有し、高
度な専門的知識と課題解決能力を兼ね備え、強靱な開拓者精神を持ちつつ人類
社会全体の発展に貢献するために公共的な責任を自ら考えて行動する、市民的
エリートである。このような使命を遂行するため、東京大学は「開かれた大学」として、東京
大学で学ぶにふさわしい資質・能力を有する国内外の全ての者に広く門戸を開
くとともに、国内のみならず国際的にも社会との幅広い連携を強化し、大学や
国境を超えた教育研究ネットワークを拡充させることにより、卓越した成果を
創出している海外大学と伍して、多様性を基盤としつつ、全学的に卓越した教
育研究とその成果の社会への還元を推進する。

(3) 大学の機構図（2～3ページ参照）





〇 全体的な状況

我が国最初の国立大学である東京大学は、1877年の創設以来、人材育成や学術研究を通して日本の近代化の歩みに貢献してきた。国立大学法人化を見据えて、東京大学が依って立つべき理念と目標を明らかにした「東京大学憲章」（平成15年3月18日制定）には、「これまでの蓄積をふまえて、世界的な水準での学問研究の牽引力であること、あわせて公正な社会の実現、科学・技術の進歩と文化の創造に貢献する、世界的視野をもった市民的エリートが育つ場であること」を謳っている。

この使命を果たすべく、第3期中期目標期間においては、「教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、そのことを通して、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成すること」を大学の基本的な目標とした。これらの使命、目標を踏まえて、国際感覚を鍛える教育の充実、高度な博士人材を育成する国際卓越大学院の創設、国際的に卓越した研究拠点の拡充・創設、研究時間を確保するための研究者支援の充実、国内外から多様で優れた人材を獲得するための研究者雇用制度改革など、諸取組を一層推進した。

また、東京大学は、東京大学憲章により、「世界の公共性に奉仕する大学」として「自治と自律を希求するとともに、世界に向かって自らを開き、その研究成果を積極的に社会に還元しつつ、同時に社会の要請に応える研究活動を創造して、大学と社会の双方向的な連携を推進する」ことを宣言しており、第3期中期目標の前文には、「卓越した成果を創出している海外大学と伍して、多様性を基盤としつつ、全学的に卓越した教育研究とその成果の社会への還元を推進する」ことが示されている。第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として「Society 5.0」が提唱されたように、情報通信技術の急速な発達に伴い、製造業を中心とした資本集約型の成長モデルから、知識や情報、サービスなどが価値創造の源泉となる知識集約型の社会へと向かっている。経済や政治が急速に地球規模化すると同時に、環境破壊や資源枯渇などの問題が深刻化し、地域格差、宗教対立、難民問題、金融危機などの課題も複雑化し、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の緊迫等、世界規模の複雑で危機的な課題への対応が求められる中、大学には、その使命の根幹である教育・研究機能をさらに高度化させるとともに、多様な「知」を有する結節点として、公共を担う存在として、人類社会をより良い方向に導く役割を果たすことが従来以上に求められている。

こうした背景を踏まえつつ、五神前総長の任期中（平成28年度～令和2年度）には、行動指針である「東京大学ビジョン2020」において、「知の協創の世界拠点」としての使命を担うべく、大学の経営や運営について、従来の発想から脱し、その在り方を転換するための具体的方針を示し、総長のイニシアティブに基づく大学の将来構想のもと、学部教育改革、卓越した研究拠点の拡充、産学協創の推進、それらを実現するための大学運営・経営機能の強化に取り組んだ。さらに、平成29年6月に指定国立大学法人として指定を受け、「地球と人類社会の未来に貢献する『知の協創の世界拠点』の形成」を指定国立大学法人構想として掲げ、本構想を推進する体制として、総長直下に「未来社会協創推進本部」（Future Society Initiative; FSI）を設置し、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals; SDGs）

を学内外における共通のビジョンとして活用することにより、効果的に構想を推進した。さらに、国立大学法人として日本で初めて、大学債（東京大学FSI債）を発行（P.22参照）するなど、「知」を活かして社会変革を駆動する役割を果たしながら、真の経営力を備えた自律的な組織体への転換を推進し、学術資産の有効活用と財源の多様化にも取り組んだ。

令和3年4月には、藤井総長が新たに就任し、東京大学が目指すべき理念や方向性をめぐる基本方針として「UTokyo Compass 多様性の海へ：対話が創造する未来」を令和3年9月に公表した（P.13参照）。「UTokyo Compass」では、地球規模の課題の解決へ貢献し、世界の公共を担う法人として活躍するため、創造的に自らの実践をデザインする力を大学の経営力として伸ばし、新たな「知」と「人」と「場」を生み出す営みを通じて学術の持つ価値を高め、自律的で創造的な活動を支える資源・財政の基盤を確立することを基本理念として掲げ、学知を生み出し、つなぎ、深め、卓越性と包摂性の実現を目指している。

東京大学は、第3期中期目標期間において、「東京大学ビジョン2020」及び「UTokyo Compass」の実現に向けて、総長のリーダーシップの下、大学を取り巻く環境の変化の中、世界の公共性に奉仕する大学としての活躍の幅を広げていくため、社会からの支持・支援の好循環を形成・拡大し、学術的な価値創造の場としての大学に対する信頼をより一層確固たるものにするべく、多種多様な取組を実現してきた。人類の新たな未来を切り拓いていくうえで、教育や研究、社会との協創を通して大学が生みだしていく「知」「人」「場」に期待されるものは大きい。その中でも、多様な主体との協力がとりわけ重要となる地球環境問題に関して、五神前総長の任期最終年度となった令和2年度及び藤井総長の就任初年度である令和3年度において、本学の英知を結集した学術的知見に基づき、その解決に向けて国内外の数多くのステークホルダーと協力して取り組んだ成果を以下に述べる。

■「グローバル・コモンズ」の責任ある管理への取組

「大学は、人類が直面する挑戦への根本的な解決策を探求するために、アカデミアの境界を超えた幅広い分野のリーダー達との協創を通じ、社会変革を駆動する主導的な役割を果たすべき」という五神前総長のビジョンをもとに、令和2年8月、未来ビジョン研究センターに「グローバル・コモンズ・センター」を設置し、人類の共有財産である「グローバル・コモンズ」の責任ある管理に関して、脱炭素化・食糧問題・都市のあり方・政策・金融市場など複数の観点から、国際的で知的な枠組みの構築を進めた。

グローバル・コモンズ・センターが国連SDSNやイェール大学と開発を進めているグローバル・コモンズ・スチュワードシップ指標（GCS指標）は、世界各国が協力して地球環境を守るための仕組みづくりの一つであり、気候変動や生物多様性、水循環や大気汚染などに対して、各国の貢献度や環境負荷等を可視化した世界初の総合指標である。本学が韓国のChey Institute for Advanced Studiesと共催で毎年度開催している「Tokyo Forum」（P.29, P.30参照）では、令和2年度にGCS指標のパイロット版を公表し、令和3年度にはそのフォローアップセッションを設けて、33の指標をもとに99ヶ国と1つの地域（EU）までをカバーしたインデックスを発表

した。地球システムと人類社会の持続可能性について世界各国のリーダーと課題解決の方策を検討・提案し社会へ発信することで、社会変革を具体的にかつ地球規模で駆動する活動を推進した。

■カーボンニュートラルの実現に向けた取組

令和3年10月には、日本の国立大学として初めて、国連気候変動枠組み条約事務局 (UNFCCC) が展開する、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するための行動を呼びかける国際キャンペーン「Race to Zero」への参加を表明した。「Race to Zero」への参加は、「UTokyo Compass」に掲げた「人類社会が直面する地球規模の課題に関し、東京大学が有するあらゆる分野の英知を結集してその解決に取り組む」という目標と、そのための具体的な行動計画「地球システムの責任ある管理」「事業体としての東京大学の脱炭素の達成」に基づいた取組の一つである。

さらに、カーボンニュートラルの実現に大きく影響するエネルギー問題に全学を挙げて取り組んでいくため、令和3年11月に、グローバル・コモンズ・センターが事務局となり、日本が今世紀半ばまでに脱炭素を達成するための経路と政策を議論するための産学連携プラットフォーム「ETI-CGC (Energy Transition Initiative-Center for Global Commons)」を立ち上げた。ETI-CGCには、本学のほかに13企業が参画している。産業・大学それぞれの立場から知見を持ち寄り、産業構造や経済社会システムの転換によって、温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする日本ならではの道筋を描くことを目指している。英国グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26) では、グローバル・コモンズ・センターのダイレクターを務める本学理事が、ETI-CGCの正式ローンチを発表したほか、グラスゴーの会場と日本をつないで学生同士が対話するイベントも実施し、カーボンニュートラル実現に向けた大学の役割について活発な議論が行われた (P. 14参照)。本学は、国際社会と協働しながら、世界、日本、キャンパスという3つのレイヤーのそれぞれで、脱炭素化のための行動を進めていく。

■グリーントランスフォーメーション (GX) を先導する人材の育成

地球環境問題への対処に関わる学知は、決して科学技術分野だけに限らない。この問題をより広い文脈で捉えなおす概念が、グリーントランスフォーメーション (GX) である。人類の共有財産である地球環境をよりよく管理し、将来世代に引き継いでいくための社会の変革を意味し、「UTokyo Compass」では、GXを行動計画の柱の一つとして位置付けている。

令和3年9月に、科学技術振興機構 (JST) の次世代研究者挑戦的研究プログラム (SPRING) 事業として、「グリーントランスフォーメーション (GX) を先導する高度人材育成」プロジェクト (以下、「SPRING GX」という。) が採択され、全学の博士課程学生 (4年制博士課程学生を含む) を対象に、プロジェクト生600名を選抜した。

本プロジェクトでは、博士人材の育成のためのプログラムの提供と経済的支援を行うことで、GXを軸とした博士課程学生への経済支援強化にもつながり、経済支援 (概ね日本学術振興会特別研究員研究奨励金相当) を受ける博士課程学生の割合は、平成28年度実績33%から、令和3年度実績48%まで上昇した。

GXの遂行には、人類の営みと関係するすべての学問分野が関係する。特に人文・

社会科学分野のプロフェッショナル人材と科学技術分野のプロフェッショナル人材との連携は、GXを成功させるための要となる。SPRING GXは、全ての分野の博士課程学生が参加できるプロジェクトであり、SPRING GX が提供する基幹プログラムと、国際卓越大学院教育プログラム (WINGS) 各プログラムの協力による高度スキル養成プログラムを提供している。本学のすべてのアセットを投入し、GXの実現に向けて活躍するさまざまな特質の専門分野を持つ人材を、社会のあらゆる分野へそれ相応の規模感をもって輩出していく。

<産学官連携を推進するためのマネジメント機能強化等に関する取組>

従来の個別的な産学連携に加え、大学と産業界とが幅広い知恵を結集して共に未来ビジョンを構築・共有し、現実の社会における課題解決に共に取り組む、「組織対組織」の産学協創を引き続き推進した (P. 50, P. 51 参照)。

産学協創を推進するための管理体制の強化として、産学協創推進本部における産学連携とベンチャー関連事業の機能を強化するため、令和2年度に組織改編を行い、「スタートアップ推進部」、「国際オープンイノベーション機構マネジメント部門」、「産学イノベーション推進部」、「知的財産契約・管理部」の四部体制とした。本部事務組織についても、産学連携部を、組織対組織の産学協創案件を担当する「産学協創部」と、通常の産学連携活動やインキュベーション事業支援及び安全保障輸出管理等を行う「産学連携法務部」の2部署へと組織再編を行った。産学協創部には、協創課と協創企画課を設置し、指定国立大学法人構想に掲げる大規模組織間連携の推進及び産学協創研究創出を事務部としても支える体制を整えた。

また、「未来社会協創推進本部」において、SDGs や Society 5.0 への貢献を共通のビジョンとした産学官の協創を推進するとともに (P. 13, P. 14 参照)、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」【追補版】(令和2年6月30日策定) に沿った取組として、以下のものを実施した。

■知的財産の活用に向けたマネジメント強化

株式会社東京大学TLO (以下、「東大TLO」という。) と協働し、起業前、もしくは起業間もないベンチャー企業へのライセンスを検討できる発明を発掘・管理することで、事業化の早期化を目指した特許出願・権利化手続きを強化する試みを引き続き実行した。

質の高い単願特許の出願費用の予算については、第3期中、毎年度一定額を継続的に確保しつつ、財源多様化の取組により令和3年度は約2.25億円の出願予算規模となった。本学全体の知的財産権の状況を勘案した知財戦略・特許等ポートフォリオを構築し試験的に運用し、本学と東大TLOとの連携によるさらなる出願権利化の強化の仕組みについて検討し、特許管理情報及びデータ等を一元的に管理できる特許管理システムの構築が完了した。

また、大学が保有する環境技術特許等の世界的な情報発信を進める観点から、令和3年度に、世界知的所有権機関 (WIPO) が運営するプラットフォーム「WIPO GREEN」にパートナーとして参画するなど、知的財産の活用に向けた取組を推進した。本学特許をもとにベンチャー企業の実設が見込まれる、もしくはベンチャー企業への導出可能性が高いと判断されたものを限定して、積極的にPCT (Patent Cooperation

Treaty) 国際出願や米国、欧州への外国出願を行った結果、令和3年度の特許出願数は、国内539件(平成28年度比88件増)、国外628件(平成28年度比98件増)となった。

さらに、発明届を起点とするだけでなく、積極的に有効な知的財産の発掘に取り組むこととし、特許庁が実施している知財戦略デザイナー派遣事業等も有効に活用して、研究現場との情報共有の活性化を図ることにより、ベンチャー企業へ導出できるような研究成果を発掘し、発明の形成過程に知的財産部がコミットする仕組みを継続したことにより、発明届出件数は、平成28年度495件から令和3年度568件と増加し、適切な特許等を発掘することが可能となった。

東京大学関連ベンチャー企業の累積数は、平成28年度の305社から令和3年度には478社まで増加した。知的財産等収入(8.9億円)に対する東京大学関連ベンチャーからの収入額は、令和2年度は特定のベンチャー企業の決算期変更に伴うライセンス収入の一時的な減少や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けたものの、令和3年度は5.5億円と上昇し、優れた発明の発掘から育成、ビジネス構築に併せた特許戦略の提案などによりベンチャーエコシステムの拡充を推進した。

■産学協創によるベンチャーエコシステムの構築

ソフトバンクとの産学協創協定(令和元年度締結)に基づき、Beyond AI 連携事業として、令和2年度に本学とソフトバンク(ソフトバンク株式会社、ソフトバンクグループ株式会社、ヤフー株式会社)による世界最高レベルの人と知が集まる研究拠点「Beyond AI 研究推進機構」を設置した。「Beyond AI 研究推進機構」では、AIの基盤技術研究やその他の学術領域との融合によって、新たな学術分野の創出を目指す「基礎研究(中長期研究)」と、研究の成果を活かし事業化を目指す「応用研究(ハイサイクル研究)」の2つの領域で研究を行い、経済産業省が策定したCIP制度(Collaborative Innovation Partnership制度)を積極的に活用して、研究成果を迅速なベンチャー設立などによっていち早く社会実装・事業化を実現し、そこで得た事業化益をさらなる研究活動や次世代AI人材育成のための教育活動に充てることで、共同研究から事業化を見据えたエコシステムの構築を目指すことを特長としている。令和3年度に本格的にハイサイクル研究が立ち上がり、その中からBeyond AI 連携事業のCIP化1号案件として、「健康医療情報標準流通基盤技術研究組合」の設立が認可され、健康医療情報を病院、診療所、検診施設、患者間において、各自情報端末で管理活用できる標準的な流通基盤の研究開発及びその事業化を目指すなど、CIP制度を活用した事業法人とそこで行う事業化のための実証研究の場を包含した、連携事業を推進した。

また、ダイキン工業株式会社との産学協創協定(平成30年度締結)に基づく組織間連携では、「ベンチャー企業との協業を通じた新たな価値の社会実装」が含まれていることが特長であり、本学の卒業生、研究者、学生向けの起業支援プログラム「FoundX」(P.42, P.43参照)へ協賛企業の一社として参加し、令和3年度までにFoundXの「Founders Program」にダイキン工業株式会社から3チームを受け入れた。「FoundX」を基点として、優秀な起業家が集う場に、ダイキン工業株式会社の若手技術者が駐在し、起業家たちの発想と起業家精神を学び取り、同時に協業できるテーマを探索することで、これまで21件にのぼる協業を行い、同社から東京大学

関連ベンチャー企業への投資7件につながった。

■組織的利益相反マネジメントの体制整備

P.51「産業競争力強化法の規定による出資等に関する特記事項」参照。

この他、国立大学法人評価委員会の所見として、平成29年度評価において各法人へ求められた、大学入学者選抜において組織として求められる事前防止と事後対策の取組や、入学者選抜の公正確保に関する取組については、引き続き以下のとおり実施した。

<大学入学者選抜の実施体制の強化に関する取組>

学部一般選抜においては、受験者の機会均等及び選考の公正さを尊重しつつ、本学が期待する学生を選抜するため、記述解答式の学力試験による入学者選抜を継続し、着実に実施した。試験問題の作成にあたっては、高校時成績、入学試験成績及び入学後の学内成績等の追跡調査の結果を踏まえ、適宜必要な改善を図った。学部一般選抜の実施にあたっては、試験実施マニュアルを整備し、入試ミスの防止及び早期発見に努めるよう、適切かつ厳正な実施体制の強化に取り組んだ。

また、意欲や適性等を含めた志願者の能力を多面的に判断する学校推薦型選抜については、入試担当理事の下に設置した「推薦入試見直し検討WG」において制度の見直しを行い、令和2年度に、1高校当たりの推薦可能人数の上限を2名から4名に増員する改善を行った結果、出願者数は令和元年度173名から令和2年度267名と94名増加した。さらに、令和3年度には入試企画室を設置し、学部入試の中長期的な課題の検討を行っている。

大学院入試においては、それぞれの学問分野の特性に応じて適切な入学者選抜方式によって入学者選抜を行い、入学者の質を確保している。平成29年度評価において課題として挙げられた大学院入試における業務上のミスや、「大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止について」(文部科学省通知)を受けて、入試ミスの事例を教育運営委員会及びその下の学部・大学院教育部会で共有するとともに、大学院入試の実施にあたっては、「東京大学大学院入試ミス防止策」及び「各研究科(教育部)におけるマニュアル作成の留意事項」を関係者へ毎年周知し、入試ミスの防止及び早期発見に努めるよう呼びかけ、入学者選抜の実施体制の強化を図った。

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 総長のリーダーシップの下、総合研究大学としてのスケールメリットと各教育研究組織の自律性を活かした活力ある組織運営を行う。 ● 多様性に富み活力ある教職員組織を構築する。
------	---

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【52】</p> <p>「東京大学憲章」に基づき、学内外の意見も踏まえつつ、総長のリーダーシップにより運営方針を具体化し、その実現に向けて経営支援機能を強化する。</p>	IV	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P.13 特記事項「『UTokyo Compass』の策定」参照。 ・ P.13 特記事項「未来社会協創推進本部 (Future Society Initiative; FSI) の活動」参照。 ・ P.22 特記事項「財務経営本部の設置に向けた準備」参照。 ・ P.28 特記事項「UTokyo Global Advisory Board の開催及び新たな国際諮問会議設立に向けた準備」参照。 ・ P.28 特記事項「IRデータの活用及びモニタリング指標の運用体制の整備」参照。 ・ 「UTokyo Compass」の実現に向けて、本部事務組織の機能を強化するべく、令和4年4月1日からの組織再編について検討した。国際戦略の企画立案機能と国際事業等の推進機能の整理・再構築を行うため、国際戦略課の業務を一部移管して「国際研究推進課」を新設することとし、さらに、DX・GXを包括的に推進するための体制として、新たに「DX推進課」及び「GX推進課」を設置することとした。また、学内外の不動産の利活用等に関する企画立案機能の強化を図るため、財務部資産課と施設部管理課を再構築し、資産活用推進部（資産企画課、資産活用課）を新たに設置することとした。
<p>【53】</p> <p>総長のリーダーシップにより、教育研究分野の多様性等を考慮しつつ、教育研究組織の再編成や整備、学内資源の再配分等を機動的、戦略的、重点的に行う。また、各部局の自律性を活かし、適正かつ効率的な業務運営を促すとともに、その多様で特色ある主体的な取組を積極的に支援し、全学でその情報を共有する。</p>	III	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P.23 特記事項「総長のイニシアティブによる予算配分」参照。 ・ 令和2年度に実施した「教員採用可能数再配分システム」による戦略的な資源配分（令和3年度配分）については、P.20 中期計画【64】参照。令和3年度に実施した「教員人件費新規配分システム」による戦略的な資源配分（令和4年度配分）については、P.14 特記事項「教員人件費新規配分システムによる戦略的な資源配分」参照。 ・ 「地球と人類社会の未来に貢献する『知の協創の世界拠点』の形成」の実現への寄与、本学の国際求心力向上を目的として、平成31年2月に設置した国際高等研究所東京カレッジの組織拡充と恒久化を考慮し、組織の安定性と継続性の担保のために、「部局経費を財源とした承継教員の採用承認制度」を活用し、准教授の承継ポスト（1ポスト）を令和2年度に承認した。また、国際高等研究所に置かれる「研究機構」の設置要件についても見直しを行い、世界トップレベル研究拠点（WPI）に限ることなく拡大していくことを目指し、本学が強みを持ちリードしている分野、分野融合型の新たな学知を世界に先駆けて創出している分野で、かつ世界最高峰の研究者が参画するとともに、相応の研究実績を有しそれを加速する研究組織についても受け入れる体制へと整備した。 ・ 総長のリーダーシップの下で行う組織の新設・改編、新規事業等について評価を行い、令和3年度に、人的資源の先行投資として4ポスト（1部局1事業）の職員の再配分を決定した。 ・ 平成29年度に業務改革総長賞を受賞した研究者情報管理システムについて、他部局への展開を図った結果、令和3年度までに4部局において本格稼働し、教員の研究時間確保の一助となった。

【54】

クロス・アポイントメント制度等の柔軟な人事給与上の措置により、教員の人材交流の推進や積極的流動性を促進し、国内外の優秀な人材を採用・確保する。さらに教員の不断の自己研鑽による教育研究能力の向上を促す。また、卓越した若手研究者のために安定性と流動性を両立させる人事給与制度を実現し、雇用環境を抜本的に改善する。

(令和2及び3事業年度の実施状況)

- ・総長が本学の教育研究の発展に特に資すると認める場合に、本部負担により年俸額を決定できる制度について、新たに令和2年度1名に適用したほか、教員の処遇の弾力化に向けた柔軟な人事制度の運用を引き続き推進し、新たに令和2年度2名、令和3年度1名に対して、規則で定める最高号俸を超える年俸額を適用することを承認するなど、国内外からの国際競争力を持つ優秀な人材の獲得を推進した。この他、下表のとおり教員の柔軟な人事制度を引き続き運用した。

制度名称	適用者数※1	
	R2	R3
年俸制教員	158	148
クロス・アポイントメント	16	8※2
学内クロス・アポイントメント	2	2
部局経費を財源とした承継教員の採用承認	33	28
部局内クロス・アポイントメント	2	3
採用可能数のアップシフト	5	10
卓越教授	0	2
特別教授	8	1
特命教授	2	6

※1 適用者数は各年度に適用開始した者。

※2 クロス・アポイントメントのうち、海外実績2名。

III

- ・優秀な若手研究者の自立支援として、引き続き本学独自の「若手研究者自立・育成支援制度」により、「東京大学卓越研究員（推薦型）」を令和2年度24名、令和3年度20名認定し、スタートアップ経費による研究支援を行ったほか、総長裁量枠の教員人件費を活用し、新たな領域を切り拓き将来の学術を担う卓越した若手研究者の発掘・育成を目的とする「東京大学卓越研究員（公募型）」について、国内外から分野を問わず公募を行い、令和2年度7名、令和3年度9名を認定した。また、「若手研究者雇用安定化支援制度」により2年間で4部局、5名を採択した。「東京大学卓越研究員」「部局経費を財源とした承継教員の採用承認制度」等、本学のスケールメリットを生かした多様な財源を活用できる人事制度の積極的な利用を各部局へ促し、若手研究者の雇用の安定性確保を推進し、平成27年度から令和2年度までに累計364ポスト、令和3年度までには累計423ポストを自助努力により創出し、中期計画【27】で掲げた300ポストの確保については令和2年度に達成した。
- ・国際化が進む大学現場における英語を用いた先進的な教育法の教授を目的としたグローバルFDのMOOCについて、令和2年度は「English Academia 4: Global Englishes and English Medium Instruction」を新たに開講し、対面ワークショップを4回実施した。MOOCとしての公開は令和2年度で終え、オンラインコース累計受講者数は26,449人、累計修了者数は846人、対面ワークショップへの参加者数は220名に達した。令和3年度からは全学事業として新たな展開に切り替え、教え方を学ぶ体系的なプログラムであるプレFD及びFDプログラムの英語版の開講を目指し、外国人教員を1名採用したほか、授業開講に先立ち令和3年12月にPRイベントをオンラインで開催し、FDの現状や課題そして未来について、国内外のゲストスピーカーの方々と共に議論を行い、91名が参加した。
- ・教員採用時の受講推奨及び現職教員へのアラカルト履修につなげ教育研究能力の向上を促すことを目的として、東大フューチャーファカルティプログラムを基盤に開発された、体系的FDプログラムのオンライン講座である「インタラクティブ・ティーチング」を、令和3年4月よりCourseraで開講した。令和3年度末の時点で1,799名が受講登録を行い、67名が修了した。

<p>【55】 性別、年齢、国籍、障害の有無等にとらわれず、能力・適性に応じた雇用・人事を行い、教職員の多様性を高める。男女共同参画の促進や国際化の推進の観点から、組織的に女性教職員や短期間の招聘を含めた外国人教員の割合を高めていく。教員に関しては、女性教員比率を25%まで高めることを目指していく。特に、「若手教員の雇用に関する計画」に基づき、若手女性教員の安定的なポストを確保していく。また、職員に関しては、就労環境の改善を推進し、女性幹部職員の登用率を20%にすることを目指していく。【◆】</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 以下の施策をパッケージで推進することによって女性教員比率の向上を目指し、平成27年度の女性教員数989名、女性教員比率16.8%から、令和2年度は1,065名、18.2%、令和3年度は1,093名、18.5%と毎年着実に増加した。<u>意思決定層となる上位職(教授・准教授)の女性教員比率では、平成27年度8.1%(教授5.5%、准教授11.9%)から、令和3年度は11.1%(教授8.4%、准教授14.6%)と確実に増加した。</u>また、総長自らが30%Club Japanに加盟し、藤井総長就任の令和3年度は、30%Club Japan 大学WGのチェアとなるとともに、<u>本学の理事のうち半数を女性(令和3年度当初は8名中5名)とし、各所掌においてリーダーシップを発揮している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位職の女性教員の人件費を大学本部が一定期間支援する事業として、「女性教員(教授・准教授)増加のための加速プログラム」の学内公募を継続実施し、2年間で計7部局を採択し、支援を行った。 ・育児・介護や妊娠・出産、社会貢献活動等との両立支援としてのワーク・ライフ・バランス支援事業として、2年間で「研究者サポート要員配置助成」を147名(男性72名、女性75名)に支給した。 ・研究者支援事業として、2年間で「女性教員スタートアップ研究費」を29名、「女性教員研究スキルアップ経費」を67名、「リスタートアップ研究費支援」を16名にそれぞれ支給した。令和3年度は、ライフイベントと時期が重なりやすい若手の研究者を支援するため、「女性教員研究スキルアップ経費」及び「リスタートアップ研究費支援」については特定有期雇用教職員である研究者(特任准教授、特任講師、特任助教、特任研究員)を対象に含めることとした。 ・若手研究者の雇用の推進(P.8中期計画【54】参照) ・固定的な性別役割分担意識や無意識のバイアスの解消などの意識改革や行動変容を促進するため、管理職層の教職員(部局長等)を対象とした意識啓発セミナーを開催した。このセミナーは教職員一般にも受講を促すため、全学会議やポータルサイトなどで積極的に周知を行ったほか、日程が合わなかった教職員のために動画配信も行った。また、「東京大学におけるダイバーシティに関する意識と実態調査」の実施・分析(P.37特記事項「ダイバーシティ&インクルージョンの推進」参照)等、構成員の意識醸成に取り組んだ。 ・第3期以降の長期的視点からの改善策として、女性研究者及び女子学生の増加など裾野拡大のための施策にも取り組んでおり、女性研究者の裾野拡大に向けた事業として、工学分野の最前線を切り拓く工学系研究科・工学部女性教員及び卒業生の活躍を紹介するロールモデル集「Women in Engineering」の発刊(令和2年4月)や、キャリアパス・ロールモデルを提示する女子学生向けイベントを継続的に実施した。令和3年度に在学生を支援するため男女共同参画室の下に新たに設置した次世代育成部会では、在学生同士の繋がりを支援するイベント企画を検討するなど、男女共同参画に係る理解を深化させる取組を強化した。さらに、女子学生比率向上のための取組として、理系部局で実施している女子中高生理系進路選択支援イベントの支援を、令和2年度から文系にも拡大して実施したほか、女子高校生向け大学説明会を引き続き実施した。本学学生における女性比率は、平成27年度22.7%から令和3年度23.9%と増加傾向である。 ・令和3年9月に公表した「UTokyo Compass」及び令和4年度より開始する第4期中期計画においても、「大学教員(特定有期雇用教職員のうち卓越教授及び特任教員を含む)における女性比率25%以上」を指標として掲げており、その達成に向けて、<u>担当理事・副学長の下に「部局女性人事加速のための意見交換会」を設置し、各部局の執行部との情報交換を重ね、部局固有の条件を踏まえつつ、部局毎の「部局女性人事加速5カ年計画」を令和3年度内に策定した。</u> ・引き続き柔軟な人事制度の運用を通じて外国人教員の雇用を促進した。外国人教員比率は、平成27年度の8.9%(523名)に対して、令和3年度は11.5%(684名)に増加した。 ・短期間の招聘を含めた海外からの研究者の導入数は、平成28年度1,635名から令和元年度には1,693名と順調に増加していたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少傾向となった。<u>ポストコロナ時代に対応するべく、先導的モデルの一つとして、教育研究のDX化により、教員等の物理的移動を伴わずに、海外から世界最先端の教育・研究を取り入れ、本学の教育・研究を充実させることが可能となるよう、「Global Fellow」の称号制度を令和3年3月に創設した。</u>本称号は、部局における教育研究活動に対して助言若しくは支援等を委嘱され
--	---

	<p>た者のうち、外国の大学または研究機関に所属する教員または研究者であって、学術上または教育上の顕著な業績を有し、本学のグローバルな教育研究活動の推進に貢献できる者に対して付与するもので、本称号制度により、外国に在住している海外大学・研究所の教員・研究者が、その外国の居住地に滞在しながら、「Global Fellow」としてリモートで本学の教育研究活動に参画することが可能となった。制度開始初年度となる令和3年度は、2研究科において3名に対して称号付与を行い、研究活動や大学院・学部での講義の実施、大学院生の論文指導等に携わり、世界最先端の教育・研究の展開に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスとキャリアに関するセミナーを実施した。なお、特に当該セミナーにおいては、令和2年度の対象者を事務職員としていたところを、幅広く受講を促すため、令和3年度からは全ての常勤職員に拡大するとともに、短時間有期雇用教職員も対象としたことにより、令和2年度17名参加から、令和3年度は91名参加と大幅に受講者を増やすことができた。また、次代の係長を担う本学の中堅職員を対象とした次世代リーダー育成研修の実施（令和2年度51名（うち女性34名）、令和3年度74名（うち女性47名）受講）、3年経験者向け係員研修（令和2年度41名（うち女性24名）、令和3年度39名（うち女性24名）受講）等により、職員のキャリアデザインに対する意識啓発を引き続き行うとともに、ウィズコロナ、ポストコロナに対応し、多様な働き方を前提とした職場環境の整備を進めた（P.15 特記事項「新しい日常における職員の働き方の推進」参照）。女性幹部職員の登用率は平成27年度の10.9%に対して、令和3年度は22%まで増加した。 令和2年度において、幹部職員を対象に、構成員の多様性が本質的に重要な意味をもつことを認識するために必要な知識としてLGBTQについて学び、意識を向上させることを目的としたセミナーを開催し、126名が参加した。 教職員の多様性を高める取組については、P.37 特記事項「ダイバーシティ&インクルージョンの推進」及びP.35 中期計画【79】についても参照。
<p>【56】 教育研究活動の多様化・高度化に適切に対応するため、高度な専門性を有する教育研究を支援する職員の確保と育成を推進する。また、研修、スタッフ・ディベロップメント（SD、職能開発）や自己啓発の促進等を通じ、職員の能力向上に取り組むとともに、職員の適性や意向に配慮した複線型キャリアパスを形成し適切な人事配置を行い、大学経営や研究教育支援を担う資質や実践力に応じた処遇に改善する。このキャリアパス開拓のため、近隣大学を中心に人事交流に関する協定を締結し、人材流動、人材育成のためのアライアンスを構築する。</p>	<p>IV (令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> P.15 特記事項「リサーチ・アドミニストレーター（URA）認定制度の運用」参照。 P.15 特記事項「複線型キャリアパス制度の運用と多様な働き方を可能とする職員制度の整備」参照。 P.17 特記事項「FD・SDの推進、経営能力のある教職員の育成」参照。 人材流動・育成アライアンスの協定大学間で引き続き人事交流を実施した（令和2年度13名、令和3年度13名）。また、本学で実施する階層別研修（課長級、副課長級、係長級）及び財務会計研修（簿記編）をアライアンス研修としてオンライン及びe-learningにより提供し、それぞれ協定大学から計30名、計4名が受講したほか、協定大学からオンラインで提供されたTOEICテスト試験対策講座には、本学の職員が2年間で計28名参加するなど、人材流動・人材育成を着実に実行した。 国際対応能力及び将来大学経営にも参画できる高度な管理・企画能力を有する職員の養成を目的とする「事務職員米国大学院留学制度」により令和3年度1名を派遣した。その他、自己啓発支援として、東京大学大学院教育学研究科修士課程総合教育科学専攻大学経営・政策コース履修支援、同コース科目等履修支援、放送大学科目履修支援、語学学校利用支援プログラム及びスペシャル・イングリッシュ・レッスンを実施した。 海外の大学等からの訪問者を迎える際の社交英語、来訪対応等に必要なE-mailスキルの向上や、マナー・国際儀礼等の異文化理解等について、アクティブラーニングやロールプレイを通じて英語で学習する研修を実施し、英語能力、国際対応能力、コミュニケーション能力等を育成した（令和2年度29名、令和3年度48名参加）。 修士号または博士号の学位を有する事務職員は、平成27年度の147名から令和3年度は224名に、TOEICで800点以上を取得した職員は165名から279名に、それぞれ増加した。

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	● 我が国の学問全体を継承発展させ、また社会において活躍できる人材を持続的に育成するため、教育研究組織を整備及び強化する。
------	---

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【57】 日本を牽引する基幹教育研究機関としての位置づけを維持・強化しつつ、時代の要請に対して速やかに応えるため、組織を柔軟に再編する仕組みを構築する。具体的には、学生定員管理方式の弾力的な運用、最先端/高度学際的研究分野の設置・拡充等、全学的な教育研究組織の設置や運営について見直しを進める。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術推進支援室の下に設置した「研究組織評価委員会」において、全学センターや総長室総括委員会の下の機構等、48件の全学的な研究組織について評価を実施し、平成30年度から令和2年度の3年間にかけて計22件の改組が行われ、研究組織の見直しが完了した。 ・ 学の融合による新たな学問分野の創造を促進するため、複数の部局等が一定期間連携して研究を行う組織「連携研究機構」について、新たに6つの連携研究機構（累計42機構）を設置し、研究分野間の連携を強化した。令和3年7月に設置したエネルギー総合学連携研究機構では、「Race to Zero」へ参加した本学が、脱炭素社会の実現など新たな段階を迎えるエネルギーの総合的研究を先導し、グローバル・コモンズの視点も踏まえ、国際連携も含む先導的なエネルギー研究を推進することを目的としている。 ・ 連携研究機構制度について、本学の研究力強化に向けてより充実・発展させていくため、連携研究機構長及び連携部局長を対象とした調査を実施し、今後の方向性について検討を行った。現状の制度内容に関する実態把握及び意見聴取を行った上で、大学との対話の機会としての中間報告の制度を設けるなど、定期的に活動実態を把握する仕組みの構築や、成果を学内に広く周知する機会の創出、各種手続きの簡素化等、制度の改善に向けた取組を整理した。 ・ 本学における学術の卓越性の向上と国際化を一層推進すべく、国際高等研究所を全学における特区組織を設置するための枠組みとして維持しつつ、国際高等研究所の下に設置する組織の自治を尊重し、それぞれの組織を一部局として位置づけるよう令和2年度に見直しを行った。これにより、本学が全体として国際求心力を高め、知の協創の世界的な拠点となるために国際高等研究所の下に設けられた組織である「東京カレッジ」が一部局としての位置づけとなった。
<p>【58】 教育研究業務を柔軟かつ速やかに運営、実行するため、教員と事務の間を橋渡しする高度な専門性を有する教育研究を支援する職員等のスタッフを配備し、留学生や外国人教員などの多様な構成員のニーズにも配慮した教育研究のサポート体制を充実させる。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き教育研究のサポート体制を充実させるため、国際的視野と専門性を有する職員を育成する研修を実施した。事務職員米国大学院留学制度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、留学先であるワシントン大学と調整の結果、令和2年度の派遣を令和3年9月に延期して1名派遣した。AUA加盟大学による職員交流についても、令和2年度に清華大学への派遣1名が決まっていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、AUA事務局から実施の延期要請があり、派遣時期について中国側の新規入国状況を見ながら引き続き検討した。 ・ P.15 特記事項「リサーチ・アドミニストレーター（URA）認定制度の運用」参照。

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
③ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標 ● 継続的な既存の業務の見直しの徹底、システム化等を通じ、事務の効率化・合理化による業務運営等の機能強化を行う。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【59】 教育研究に係る諸課題を適切に遂行するため、教員と職員との役割分担を見直しつつ、教員と多様な職員が密接に連携して業務に取り組む「教職協働」の更なる推進を行う。また、全学で使用する業務システムの融合化（新学務システム開発及び事務システム基盤の導入）を推進することにより、利用者の利便性を高めるとともに、既存業務の見直しを進め、効率化や合理化を図り業務運営等の機能強化を行う。</p>	<p>III</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P.15 特記事項「新しい日常における職員の働き方の推進」参照。 ・ 教職協働体制の見直しについて、藤井総長の下での「UTokyo Compass」の策定に伴い、教育研究及び経営に係る目標の推進に向けて、財務経営本部やDX本部等の設置を掲げ、財務経営本部については、令和4年4月1日設置に向けた準備を進めた。※P.22 特記事項「財務経営本部の設置に向けた準備」参照。 ・ 学内書類の押印省略や、定型・反復業務のRPA化を推進することにより、新しい日常における職員の働き方に対する支援や業務の効率化を行った。RPA化の推進の事例として、医学部附属病院研究支援課が進めた「PowerAutomate Desktopによる受託研究（製造販売後調査）業務の合理化、自動化」では、これまで困難であった财会システムやwordの処理、ファイルシステムの処理等の自動化と部局独自のExcel管理簿との連携が可能となり、無償のソフトを利用してコストなしで業務の効率化を実現したことが評価され、令和3年度業務改革総長賞を受賞した。この他、業務改革特別賞を受賞した「学部英語コース（PEAK）オンライン出願・審査システム（Online Application System）の導入」では、従来の出願書類確認作業や新たに設けた出願要件の確認を全てオンラインで実現し、日英言語にも対応しているシステムを構築したことにより、出願資格の確認、書類審査、情報の統計的処理までが可能となり、事務作業や書類審査の拘束時間等の大幅な削減が図られた。 ・ オンライン授業への対応を図るため、学務システムUTASと授業支援システムITC-LMSを連携し、オンライン授業のURLが学生に適切に行き渡るようにする等、効率化を図った。また、部局システムへのUTokyo Account認証提供を開始し、SPRING GXプロジェクト（博士学生支援事業）の応募・管理システムにおいて、UTokyo Accountによる認証が利用され、全学的な教育プロジェクト実施における教職員及び学生の手続き等の利便性が高まった。

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

■「UTokyo Compass」の策定

令和3年4月に着任した藤井総長は、「東京大学ビジョン2020」での改革及び成果を踏まえつつ、この先数十年を見据え、本学が目指すべき理念や方向性をめぐる基本方針として、「UTokyo Compass」を策定し、令和3年9月に公表した。「UTokyo Compass」では、「知をきわめる」「人をはぐくむ」「場をつくる」という多元的な3つの視点(Perspective)から、20の目標及び具体的な行動計画が設定されている。

策定にあたっては、藤井総長の執行部体制の整備とともに、令和3年1月から、基本構想の検討を開始した。ビジョン検討タスクフォース及び各検討WG(計8分野)を中心として構築された検討体制をもとに、基本理念・アクション等の具体的検討を行い、素案をもとに経営協議会学外委員からの意見聴取を行った。さらに、「UTokyo Compass」では、多様性と包摂性を基本理念の一つに据えており、策定にあたって、より共感性が高い基本方針とするために、教職員や学生との総長対話を計18回行った。総長対話では、今後の本学の理念や取り組むべき課題について共有するとともに、英語での対話や手話通訳を取り入れた対話を実施することで多様性・包摂性に配慮し、参加者からの質問や意見に対し丁寧な意見交換を行い、多様な意見を理念や各計画に反映させた。

また、「UTokyo Compass」で立てた各計画を着実に実現するために、計画毎にモニタリング指標を作成するとともに、各計画を主導する担当役員・執行役、本部事務担当を設定し、推進体制を明確にした。【52】

■未来社会協創推進本部(Future Society Initiative; FSI)の活動

総長を本部長とする未来社会協創推進本部(以下、「FSI」という。)では、各分科会・タスクフォースの下で幅広い活動の広がりやを伴いつつ、地球と人類社会の未来に貢献する「知の協創の世界拠点」に向けた取組全体を主導してきた。令和3年度には、藤井総長のもと、GX基盤の構築等を推進するため、「グリーントランスフォーメーション(GX)推進タスクフォース」を新たに設置し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するための行動を呼びかける国際キャンペーンである「Race to Zero」へ、日本の国立大学として初めて参加を表明した(P.5「カーボンニュートラルの実現に向けた取組」参照)。この他、出資事業等の活動や地域連携活動を行うため、社会連携タスクフォースを「社会連携分科会」へ改組し、データプラットフォーム関連研究領域に関するプロジェクトの可視化及び発信を行うため、データプラットフォーム推進タスクフォースを「データプラットフォームユニシアティブ」へ改組するなど、指定国立大学法人構想に掲げた各取組をより効果的に推進するため、組織体制を整備した。未来社会協創事業戦略室では、引き続き、FSIが主導する事業に関して、通常スキームとは別に、FSIの視点から戦略的な予算配分を実施した(P.22「寄附金の獲得に向けた取組」参照)。また、FSIやSDGsに関する本学の各取組の効果的な発信や今後の活動に結びつけることを目的に、同取組におけるシンポジウム等をシリーズ化した「FSIシンポジウム・シリー

ズ」は、令和2及び3年度で新たに88件の活動を認定し、登録数は累計139件となった。

これらのほか、各分科会、タスクフォースにおいて以下のような多様な取組を行い、FSIの主導する共通ビジョンに基づく事業や対外的な連携、国際的な発信を推進した。【52】

(ビジョン形成分科会)

- ・ 国内外の社会・経済情勢など幅広い視点から、分野やセクターを超えて大所高所の意見を求めるため学外識者で構成した「FSIアドバイザリーボード」を、令和3年2月(第3回)及び令和3年11月(第4回)にオンラインで開催した。第4回は委員構成の多様性を考慮して新たに委員・オブザーバーを6名追加した。「未来社会協創構想アクションプラン」(令和2年3月策定)の活動状況報告のほか、第4回では藤井総長による「UTokyo Compass」の説明や学生環境団体の代表からのプレゼンテーションを行い、本学の学生も交えて今後の展開について意見交換を行った。アクションの進捗全般について高い評価を得るとともに、学生と共にグリーントランスフォーメーションのような課題に取り組むプラットフォームの仕組みづくりや、東京大学としての発信力強化のための体制づくり等の意見を得た。

(学知創出分科会)

- ・ 分野・部局・課題を横断したプロジェクトの可視化及び発信に向けて、令和2及び3年度に、未来社会を先導するための基盤となり得る6つの研究領域「AI」「量子」「先進半導体(データ、デザイン、デバイス)」「グローバル・コモンズ」「次世代サイバーインフラ(先進情報に係る通信または計算に関する基盤技術、応用技術、情報倫理、情報政策、情報戦略)」「データプラットフォーム(データ活用技術、データ活用社会、データ駆動科学)」についてユニシアティブを設置し、社会との対話、協創を推進した。
- ・ 「データ活用社会」の創成へ向け、学内外でデータ活用の先進的な取組を推進し、社会に発信した。令和2及び3年度にオンライン開催した「データ活用社会創成シンポジウム」では、Society5.0が目指すデータ利活用の恩恵をだれもが安心して享受できるインクルーシブな社会の実現に向けたデータ活用を推進する先進的な取組や、様々な地域や分野における利活用事例の紹介、幅広い分野の専門家による講演を通して、データ活用社会のあるべき姿について議論した。
- ・ FSIの目的に合致するプロジェクトを可視化するとともに、その成果を全学的にとりまとめて発信する「FSI登録プロジェクト」を引き続き推進し、登録数は令和3年度までに累計219件となり、各プロジェクトに関する日英ウェブページにおいて国内外へ発信した。そのうち40件については、本学の話題の記事を一元的に発信する日英サイト「UTokyo Focus」において発信した(URLは以下参照)。また、公開中の「FSI登録プロジェクト」の中から選定した87プロジェクトの取組内容を掲載した、中高生向けの書籍「東大×SDGs-先端知からみえてくる未来のカタチ-」を、令和3年3月に出版した。

(日) <https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/index.html>

(英) <https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/en/index.html>

(国際連携分科会)

- ・ 設立メンバーとして加盟している「国際大学連合 Global Alliance of Universities on Climate」(気候に関するグローバル大学アライアンス。以下、「GAUC」という。)主催で、大学院生を含め広く若者に対して気候問題に対する啓発を行うことを目的に、COP26(国連気候変動枠組条約第26回締約国会議)と時期を合わせて令和3年10月25日から11月5日にかけて、Global Youth Summit on Net-Zero Future (Climate x Summit)が開催された。30以上のイベントのほか、3つの学生参加型の企画が実施され、本学の学生10名が複数の企画に参加し、ハッカソンの企画では、本学学生が参加したチームが優勝した。最終日には、藤井総長も含めたGAUC加盟校学長らによる若者に向けたメッセージ動画上映や、本学が取りまとめたキャンパスの脱炭素化に関するワークショップの報告書が公表された。

さらに、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局のRace to Zeroキャンペーンに本学が参加したことを記念して、同じく最終日に、英国グラスゴウのCOP26会場(日本パビリオン)と本学の学生らをオンラインでつなぎ、学生同士の対話セッションを開催した。本学の学生だけではなく、国連大学や海外の大学に所属する学生など約30名がオンライン参加し、さらに現地の会場でも多数の学生等が参加し、藤井総長、石井理事を交えて、カーボンニュートラル実現に向けた大学の役割について活発な議論が行われた。

(社会連携分科会)

- ・ 社会的課題の解決に挑むリーダー人材の育成を目的とした教育プログラム「フィールドスタディ型政策協働プログラム」について、新型コロナウイルス感染症の影響により、現地活動を伴う従来通りのプログラム実施が困難となったが、令和2年度はオンラインでの活動、令和3年度は現地での活動とオンラインでの活動を併用した形式で実施した。令和2年度は7県、令和3年度は13県(累計15県)と連携し、延べ155名(累計287名)の学部・大学院学生が参加し地域社会との連携強化に努めた。
- ・ 渋谷スクランブルスクエア株式会社、東京工業大学、慶應義塾大学、早稲田大学、東京都市大学及び東京藝術大学との間で締結している連携事業協定に基づき、大規模複合施設「渋谷スクランブルスクエア(渋谷SCSQ)」内の産学交流施設「SHIBUYA QWS(渋谷キューズ)」を通じた連携として、本部・部局に対して本学企画のイベントを募集し、令和2年度10件、令和3年度9件を採択した。多くはオンライン配信だけでなく、実地開催を組み合わせたハイブリッド形式で開催し、SHIBUYA QWSの設置目的である、産学連携でのイノベーション創出、発信及びクリエイティブ人材の育成等に貢献した。

(国際卓越教育分科会)

- ・ 修士・博士一貫の部局連携型学位プログラム「国際卓越大学院」の拡充・評価に引き続き取り組んだ。令和3年度に新たに「量子科学技術国際卓越大学院」「社会デザインと実践のためのグローバルリーダーシップ養成国際卓越大学

院プログラム」の2プログラムの開設を全学で承認し、15研究科、10附置研究所のほか、13の学内組織が参画して、計20プログラムを開設した。

(産学協創分科会)

- ・ 新たな産学協創案件として、令和2年度は日本ペイントホールディングス株式会社、日本アイ・ビー・エム株式会社、住友林業株式会社、Tata Consultancy Services (TCS)と、令和3年度は株式会社クボタとそれぞれ産学協創協定を締結し、研究面での連携だけでなく、起業支援から人材育成までを包括した「組織対組織」の総合的な産学協創を引き続き推進した(P.50「『組織対組織』の総合的な産学協創の推進」参照)。
- ・ 本学とダイキン工業株式会社及び日本ペイントホールディングス株式会社との共同で、「呼吸器感染症の感染リスク低減対策のための教育現場向け参考ガイド」を策定し、令和3年10月に公表した。この成果は、感染対策という同一の目的を持つ2つの産学協創から発展して生まれた、三者共同の産学協創による初めての成果となった(P.56「附属学校をフィールドにした、工学系研究科・教育学研究科及びダイキン工業、日本ペイントとの実証的研究」参照)。
- ・ CIP制度を活用して、本学、凸版印刷株式会社、パナソニック株式会社、株式会社日立製作所、株式会社ミライズテクノロジーによって、令和2年8月に「先端システム技術研究組合(RaaS)」を設立した。シリコン技術の民主化を目標に、シリコンコンパイラーをイノベーションし、短時間でプロトタイプを作れる開発プラットフォームの創出を目指し、共同研究開発を開始した。また、半導体製造技術の開発のため、令和3年7月に株式会社SCREENホールディングス、ダイキン工業株式会社、富士フイルム株式会社、パナソニックスマートファクトリーソリューションズ株式会社(現在、パナソニックコネクト株式会社)の4社がRaaSに加入した。本学からは、令和元年度にTSMCと締結した先導的な半導体の実現に向けたアライアンスのハブでもあるd.lab(工学系研究科附属システムデザイン研究センター)の所属教員が主体となって参加しているほか、工学系研究科、情報理工学系研究科、生産技術研究所等の教員が部局を横断して参加している。本学が技術研究組合に加入して行う研究活動は、本学の研究の加速化、社会連携の推進、自律的な大学経営の実現にも貢献した。

■財務経営本部の設置に向けた準備

P.22(2)財務内容の改善に関する特記事項参照

■総長のイニシアティブによる予算配分

P.23(2)財務内容の改善に関する特記事項参照

■教員人件費新規配分システムによる戦略的な資源配分

教員採用可能数の学内再配分について、令和4年度以降は、学内資源を総合的・効果的に活用しつつ、人的資源を全体として増強するため、増加基調として運用し、採用可能数(ポスト)管理から人件費(財源)管理へ移行することとし、「教員人件費新規配分システム」を設計した。

新たな制度では、各部局は教員恒久採用可能数の1.0%相当を、毎年度、採用可能数管理から人件費管理に移行することとし、部局は1.0%相当の恒久採用可能数を拠出するが、拠出した職名に応じた単価の人件費を基盤財源として措置することで、実質的に恒久採用可能数の削減を停止する。また、新制度のもとで大学本部が新規に配分する財源については、全て人件費管理によるものとする。これにより、部局は、採用上限数の範囲内で、人件費管理のもと部局の裁量で機動的な運用が可能となる仕組みである。

新たなシステムに基づき、令和4年度の教員人件費の配分について、23部局から要望のあった計54事業86ポストについてヒアリングを行い、ポスト毎の評価点をもとに全学的視点から総合判断し、9ポスト（9部局9事業）に対する人件費配分を決定した。また、総長裁量枠については、総合図書館に置くアジア研究図書館における協働型アジア研究の推進事業など、総長のリーダーシップの下に機動的に配置すべき事案に対して個別に評価を行い、教員3ポスト（3部局3事業）及び7ポスト（東大卓越研究員）に対する人件費配分を決定した。【53】

■UTokyo Global Advisory Board の開催及び新たな国際諮問会議設立に向けた準備

P.28（3）自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項参照

■IRデータの活用及びモニタリング指標の運用体制の整備

P.28（3）自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項参照

■リサーチ・アドミニストレーター（URA）認定制度の運用

認定されたURAが、本部、部局、プロジェクト、研究室等、様々な場所に分散して存在し、多様な研究推進現場でその専門性を発揮しながら、所属部署を超えたネットワークの中で互いの知を共有し協働しているのが、本学のURAの大きな特徴である。「URA認定制度」により、新たに令和2年度17名、令和3年度17名のURA（URA21名、シニアURA10名、プリンシパルURA3名）を認定し、累計86名（URA62名、シニアURA21名、プリンシパルURA3名）となった。プリンシパルURAは、本学で認定されたシニアURAの中でも特に優れた専門性・知識・経験等を有し、URA業務の中核的役割を担う能力を有すると認められる者であり、令和2年度に初めて3名を認定した。また、URA研修（必修編・研鑽編）のオンライン開催（令和2年度76名、令和3年度75名参加）や、外部講師を招いてURAのスキルアップを目指す「URA勉強会」（令和2年度59名、令和3年度104名参加）を引き続き開催し、URA人材のさらなる高度化を進めたほか、URA制度に対する理解促進を図るためのURAワークショップを開催し、裾野の拡大にも努めた。

全学の研究力強化に資する業務等を行う年俸制・無期雇用の高度学術専門職員3名を有するURA推進室では、高度学術専門職員1名の業務エフォートの一部をIRデータ課との協業に充当し、「UTokyo Compass」の策定に向けた「ビジョン検討タスクフォース」やその下の研究WGにおける議論に必要なデータ収集及び分析を行うなど、関係部署との連携体制を強化した。【56】【58】

■複線型キャリアパス制度の運用と多様な働き方を可能とする職員制度の整備

「複線型キャリアパス」制度により、事務専門職（スタッフ職）として令和2年度新たに1名の「エキスパート」を配置した。また、技術職員の資質や実践力に応じた処遇改善に向けて令和元年度に新設した上席技術専門員については、令和2年度に初めて2名を配置し、令和3年度には新たに1名を配置した。

本学のすべての教職員が安心してより高いパフォーマンスを発揮し活躍できるよう、令和2年4月施行の就業規則において、職域時間限定職員制度を新設するとともに、職員の職制を基幹職・専門職・支援職に整理するなど、多様な働き方を可能とする職員制度を整備した。

さらに、職域（時間）限定職員に関して、全学的な選考採用として本部が実施する、有期雇用職員等から任期のない職域（時間）限定職員への転換制度を令和2年度及び令和3年度に実施し、令和2年度192名、令和3年度108名について職域（時間）限定職員への転換を決定した。また、職域（時間）限定職員に上位職を創設（令和3年度4月より導入）し、従事する職務内容に応じた適切な職への切り替えを推進するとともに、学内外から専門的な知識・経験等を有する優秀な職員を確保し、継続的に活躍できる雇用環境を整備した。これらにより、有期雇用職員の雇用の安定化その他適切な処遇の確保、また、人材の適切な配置及び活用を促進し、教育・研究支援及び大学経営の体制の強化を図った。【56】

■新しい日常における職員の働き方の推進

コロナ禍において、業務改革担当理事の下にある「業務改革推進オフィス」の活動により、会議資料サイトの活用、決裁における電子押印（スタンプ機能）の周知、学内押印の廃止、紙媒体での書類提出の見直し、学内ポータルサイトのリニューアル（令和3年4月より運用開始。UTokyo Accountを用いた認証により学外ネットワークからのアクセスが可能となったほか、検索機能も強化）など、ペーパーレス化への基盤整備が着実に進展した。

さらに、ウィズコロナの新しい働き方へ変革していく業務について、デジタル化を含めた全学的な業務改善・効率化の検討を行うこととし、令和3年度に業務見直し改革プロジェクトを実施した。本学に勤務する全ての教職員を対象に、教職員個人が考えるニューノーマルな働き方の提案や業務の見直しについて募集を行い112件の提案があり、この中から全学的な業務改善・効率化につながると考えられる業務をテーマに、業務改革ワークショップを開催した。ワークショップでは部局で取り込まれている事例の紹介や業務改善のための環境作りについて議論を行い、各自の職場における継続的な業務改善・効率化の意識向上に繋がった。

また、ウィズコロナの新しい日常において、日本一働きやすい大学を実現するため、在宅勤務と出勤とを組み合わせた新しい働き方（職員のニューノーマル）を可能とする方策を検討すべく、令和2年度に人事労務・事務組織担当理事の下に「新しい日常における職員の働き方検討タスクフォース」を設置し、その下に本部・部局の若手職員を中心としたワーキングチームを置き、調査・検討を行った。全学を対象として実施したアンケート調査では、医療系、技術系職員も含め2,000名以上の教職員から回答が寄せられ、並行して官公庁や民間企業などの事例を調査し、それらの成果を「東京大学職員のニューノーマルに向けた提言」としてまとめた。「提

言」の実現に向けては、各担当事務部において作業工程表を作成し、制度的・専門的・予算的な観点からの詳細な検討を行い、実現可能なものから実施を開始した。

例えば、在宅勤務時の事務職員間のコミュニケーション等の質を高める手段として、WordやExcel、Outlookなど、Office365のさまざまな機能をシームレス（継ぎ目なく）に利用できるTeamsの利用を職場全体で推奨することとし、令和3年度より全学の事務部で導入を開始した。また、在宅勤務と出勤とを組み合わせた新しい働き方では、上司によるチームマネジメントの高度化が求められることから、職員人事・雇用制度改革ワーキンググループにおいて職員評価制度の見直しを行うこととした。令和2年度末には、本部人事部門の管理職を対象に管理職のマネジメント能力の向上、職場環境の改善等を目的として、「多面観察・職場環境等調査」を試行実施した。令和3年度には、同ワーキンググループ内に作業部会を設置し、基幹職における職員評価制度の見直しの方向性、方策について検討を行った。また、「多面評価・職場環境等調査」の対象を、本部内事務組織に拡大して、引き続き試行実施し、今後の検討材料とした。【56】

2. 共通の観点に係る取組状況（ガバナンス改革の観点）

■総長のリーダーシップを確立するための体制整備

P. 13「『UTokyo Compass』の策定」、P. 13「未来社会協創推進本部（Future Society Initiative; FSI）の活動」、P. 23「総長のイニシアティブによる予算配分」参照。

この他、経営改革特命担当として1名の非常勤学外理事を、国際機関等での経験を有する者から配置した。また、国立大学法人法に定める理事に加えて、大学法人業務を掌理する執行役（令和2年度までは大学執行役）を置いている。総長が職務分担を定めた上で副学長の中から任命する仕組みであり、令和2年度9名、令和3年度6名を任命した。

■戦略的・効果的な法人運営・資源配分の仕組みとその効果

P. 23「総長のイニシアティブによる予算配分」、P. 14「教員人件費新規配分システムによる戦略的な資源配分」、P. 22「財務経営本部の設置に向けた準備」、P. 38「リーガルマネジメント体制の構築に向けた取組」参照。

■法人運営を活性化するための外部有識者の意見の反映

P. 28「UTokyo Global Advisory Board の開催及び新たな国際諮問会議設立に向けた準備」参照。FSI アドバイザリーボードについては、P. 13「未来社会協創推進本部（Future Society Initiative; FSI）の活動」、社会連携本部アドバイザーボードミーティングについては、P. 22「寄附金の獲得に向けた取組」、東京大学産学協創・社会連携協議会については、P. 43 中期計画【38】参照。

■内部監査や監事監査結果等の法人運営への反映状況

総長室に直属した組織として「内部監査室」を令和4年4月1日付で設置することとし、監査担当の理事または執行役を室長、監査課長を副室長とし、室員は本部監査課の職員とすることで、内部監査を担う組織の位置づけを明確にすることとし

た。

内部監査では、被監査部局における改善提案（監査結果）の業務への反映を含めた改善状況の把握・確認を行っている。実施にあたって、受検側の理解が深まるよう、監査終了後、被監査部局の事務責任者等への監査結果の講評を徹底した。また、改善提案の実効性を高めるため、内部監査実施報告書を全学に送付するだけでなく、ポータルサイト（便利帳）に過去の報告書や監査制度とともに掲載することにより、改善や監査に関係する情報について全学的な共有を図った。

また、役員、監事及び会計検査人で構成する協議会を開催し、各監査内容や学内外の状況、課題についての意見交換及び情報共有を行った。監事と内部監査担当は、定例会において各種監査結果や検査結果を中心に意識共有を行い、監事の実地監査に内部監査担当が補助者としてサポートすることで、効率的かつ効果的な監査に取り組んでいる。

令和2年度の監事監査報告書で監事から意見や指摘があった、内部統制システムについては、令和3年度に、内部統制システムに関する事務を統括する役員を明確にしたほか、本学で行われている教育・研究の他、大学の機能拡張にともない増加する法的リスクの対応に向けた体制に関する意見に対しては、「UTokyo Compass」の具体的な行動計画として「法務経営：強固なリーガルマネジメント体制の構築」を掲げ、リスクの現状と課題の把握等を行い、今後の体制に向けた検討を開始した（P. 38「リーガルマネジメント体制の構築に向けた取組」参照）。

この他、令和2年度に行った、国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況に係る自己点検・評価の結果に対する監事からの意見を踏まえて、法人経営を担い得る人材育成等の方針の策定や、経営協議会の学外委員の選考方針の明確化による経営協議会の運営方法の改善などの成果を上げた。

■総長選考会議の組織・運営等の改善

令和2年度の総長選考における次期総長予定者の選考過程について、令和2年度総長選考過程検証委員会による検証報告を踏まえ、総長選考会議の組織・運営等の改善に向けた検討を進めた。

具体的には、前総長のもとに「総長選考会議の組織検討タスクフォース」を設置し、今後の制度設計の検討に向けた論点整理を行い、当該タスクフォースの後継組織である「総長選考会議の組織検討ワーキンググループ」にて、さらに検討、審議し、具体的で包括的な改善方策等の提案を取りまとめた。本ワーキンググループは、学内（教育研究評議会）選出委員及び学外（経営協議会）選出委員を含めた構成であり、令和3年度に6回開催し慎重に審議を重ねた。総長選考会議の組織・運営等の改善は、大学が一層自律的かつ創造的な活動を広げ、それに相応しいガバナンスの仕組みを備える上で極めて重要な課題であることから、検討にあたっては、大学構成員や関係者との「対話」を重視し、当該ワーキンググループにおける審議に加えて、経営協議会学外委員や部局長への意見照会を行うとともに、教職員・学生への2度にわたる意見照会や総長対話の実践を通じて、広く多方面の意見を聴く機会を設けながら進めた。これらの結果を踏まえて、総長選考会議に関連する規則等の改正及び新規制定の暫定案を作成し、本学の教職員及び学生に対して意見募集を行った上で、令和4年3月に規則等の改正・制定を完了した。

「東京大学総長選考会議規則」については、令和4年4月1日施行の国立大学法人法の一部改正に伴い、「東京大学総長選考・監察会議規則」に改め、これまで総長選考会議が担ってきた役割について、国立大学法人法に定められた事項に限らずより広く「任務」として改めて規定した。また、経営協議会選出委員（学外委員）、教育研究評議会選出委員（学内委員）の任期についても見直すとともに、経営協議会及び教育研究評議会における総長選考会議委員の構成の多様性、選出方法等の客観性・公平性・透明性を重視し、それらを確保するための規定を新たに制定した。

「東京大学総長選考会議内規」は、「東京大学総長選考・監察会議内規」に改め、表決や議長の任期、原則として監事を陪席させること等、総長選考会議の議事運営の見直しを行った。また、新たに定めた「東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項」では、人事に関する意見交換が行われる議事を除き、経営協議会委員及び教育研究評議会評議員の傍聴を認めることや、議事によっては学内構成員の傍聴を可能とすること、また、経営協議会及び教育研究評議会との定期的な懇談会の開催や、重要な決定を行う場合には学内構成員への意見照会の手続きをふむこと等を規定し、学内構成員に対する情報提供を改善し透明性を確保することとした。

■総長の賞与に係る職務実績評価の検討

総長の報酬のうち賞与について、現行の規則でも±10%の範囲内での増減が可能な仕組みであることから、業績評価を反映して賞与の増減が可能となるように、総長選考会議の下に「総長の職務実績評価方法検討ワーキンググループ」を設置し、総長の職務実績の評価についての具体的な評価基準や実施方法、体制整備の検討を進め、総長選考会議において審議を行い、令和4年度より適用することとした。

■FD・SDの推進、経営能力のある教職員の育成

P.15「リサーチ・アドミニストレーター（URA）認定制度の運用」参照。

将来の大学経営人材の育成のため、海外における人的ネットワークの構築、専門的な能力・知識の向上を目的として、事務職員のグローバル企業の海外支社への研修派遣を立案し、令和4年度中の派遣を目指して、検討及び派遣先の調整等を行った。教員については、「法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針」について、令和2年度に実施した、国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況に係る自己点検・評価を踏まえ、令和3年3月に「国立大学法人東京大学における法人経営人材の育成方針について」を策定し、公表した。東京大学憲章の精神、本学が掲げる行動指針を踏まえた法人経営を実現するため、この方針に則り、総長補佐及び総長特任補佐のほか、予算委員会企画調整分科会をはじめとする全学委員会の構成員等として、総長及び理事等の職責遂行を補佐する業務等に参画させることを通じて、法人経営を担う人材を戦略的かつ計画的に育成した。【56】

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ① 資金の安定確保に関する目標

中期目標

- 教育研究等の強化を目指し、財源の多元化を図り、大学の運営に必要な資金を確保する。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【60】 世界最高水準の教育研究の維持・発展に資するため、外部資金・自己収入の獲得に努め、大学の事業費に占める、外部資金・自己収入比率を増加させる。さらに、資産・資金の積極的な獲得とその有効活用により、平成33年度末までに実質100億円程度の自由度の高い財源を生み出す。</p>	<p>IV</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的かつ自律的な経営基盤の獲得に向けた財源構築にあたっては、第3期中期目標期間に、<u>産学協創（ベンチャー関連寄附金、インキュベーション施設賃料、知的財産等収入、間接経費収入等）によるものとして約89億6千万円、寄附拡充（寄附株式にかかる受取配当金、卒業生等からの寄附金、FSI基金等）によるものとして約82億3千万円、資金運用益約35億5千万円（総合収益）を構築し、自由度の高い財源を生み出した。</u> ・「<u>東京大学FSI債</u>」を発行（令和2年度：発行金額200億円、償還期間40年、令和3年度：発行金額100億円、償還期間40年）し、大学の機能拡張を支える財務基盤を強化した。※P.22特記事項「<u>大学債（東京大学FSI債）の発行による財務基盤の強化</u>」参照。 ・令和2年度から、民間企業等との共同研究契約等による資金に係る研究支援経費（間接経費）について、一律直接経費の30%とした。さらに、<u>FSI（未来社会協創推進本部）が了承した産学協創に関する協定に基づく契約の研究支援経費（間接経費）について、直接経費の30%を超える適用率とすることを可能としたことで、産学協創協定を締結しているIBMとの共同研究において、企業側の合意の下で令和3年度の研究支援経費適用率を直接経費の100%とするなど、従来までの共同研究等と比較して間接経費率を大幅に増やすことが可能となった。</u>産学協創企業との共同研究費の総額も、令和元年度5.5億円から令和3年度には46億円と大きく増加したことも要因となり、<u>産学協創に係る研究支援経費（間接経費）による収入増は、令和元年度約1.4億円から令和3年度には約12億円まで増加した。</u> ・共同研究や受託研究契約では困難であった、研究に該当しない技術指導・コンサルティング等に対応する産学連携活動としての新たな枠組みとして、<u>教職員の教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導または助言を行い、依頼者の業務または活動を支援する「学術指導制度」を令和2年度に創設した。</u>当該制度による研究支援経費については、<u>直接経費の10%以上30%以下の範囲内で部局長の申し出により総長が決定することができることとした。</u>学術指導制度の受入実績は、令和2年度受入件数105件、受入金額156,428千円から、令和3年度受入件数169件、受入金額208,131千円と増加しており、<u>財源の多様化の一端としても寄与した。</u> ・これらの取組により、<u>外部資金・自己収入比率は、令和元年度67.4%から令和2年度67.8%、令和3年度69.5%と上昇した。</u>

<p>【61】 外部資金の獲得を促進するため、継続的に外部資金情報の迅速な把握及び学内への提供を行うとともに、受け入れた研究資金・間接経費等の情報を一元的に管理する。</p>	<p>III</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 毎年度、外部資金情報（公募・新規事業・制度改正等）について、本部担当課において、政府や関連機関等の情報をウェブサイトや各種審議会等で収集し、外部資金ポータルサイトや電子メールを用いて学内へ情報提供を行った。 • 科学研究費補助金については、部局公募説明会を動画配信等に切り替え、審査システム改革の制度理解を深めるとともに、公募、内定時期早期化の周知等を図った。 • 毎年度、間接経費等の受入調査を全学で実施し、集計結果を本部において一元的に管理した。
<p>【62】 寄附の受入を促進するための取組を進める。特に東京大学基金の充実のための取組を強化し、基金を拡充する。</p>	<p>IV</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> • P.22 特記事項「寄附金の獲得に向けた取組」参照。 • <u>東大基金全体の寄附申込は、令和2年度40.9億円、令和3年度40.0億円となり、令和3年度末時点での基金残高は179億54百万円となった。また、東大基金を含め、大学全体で令和2年度115億62百万円、令和3年度126億44百万円の寄附を受け入れた。</u> • 経営における自由裁量のある基金の適切な管理運営に関するガバナンスの強化が不可欠であることを踏まえて、基金における重要事項に関し、大学に広く高い識見を有する者を含め検討し、幅広く助言及び意見を聴取し、公正性の担保及び総長への報告を行うことを目的として、令和4年4月1日付で「東京大学基金運営委員会」の設置を決定した。 • <u>新型コロナウイルス感染症の感染症拡大の影響等もあり、卒業生等からの寄附金獲得については、令和元年度347百万円から令和2年度は317百万円と微減にとどまったものの、令和3年度は324百万円と回復傾向となった。また、評価性資産による寄附にかかる受取配当金の配当額増加や、FSI基金への寄附申込の増加等による寄附金収入の増加を図り、平成28年度から令和3年度までの寄附拡充による財源構築は、約82億3千万円を計上した。</u> • <u>卒業生及び一般の方々を対象に、東京大学基金への共感と支援の輪を広げることを目的として、令和3年8月より、視聴者とのオンライン対談「UTokyo Future TV」をスタートした。令和3年度は計4回開催し、東京大学基金アドバイザーがナビゲーターを務め、毎回本学にまつわる多彩なゲストを迎え、視聴者からのコメントも交えながら、様々な切り口で本学と世界のミライを紐解く対談を行った。</u>

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 資金の効果的使用及び透明性確保に関する目標

中期目標	● 効果的な学内資金配分を行い、限られた資金を有効に利用する。
------	---------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【63】 教育研究分野の多様性や特性及び財務の透明性確保に配慮しつつ、財務データを最大限活用した学内資金の効果的な配分を行うとともに、財源の多様化を連動させつつ、大学の事業費に占める総長の裁量による配分資金割合を増加させる。【◆】</p>	IV	(令和2及び3事業年度の実施状況) ・P. 22 特記事項「財務経営本部の設置に向けた準備」参照。 ・P. 23 特記事項「総長のイニシアティブによる予算配分」参照。
<p>【64】 教育研究等の質の向上を図るために必要な人件費を確保しつつ、効果的な運用を行う。</p>	III	(令和2及び3事業年度の実施状況) ・財源の多様化による多様な人材の採用と活用、雇用の安定化を促進するため、令和3年度の配分について、「平成30年度以降の採用可能数の学内再配分に関する基本方針等について」に基づき、引き続き「教員採用可能数再配分システム」による戦略的な資源配分を行った。 <u>教員については、32部局から要望のあった計64事業124ポストについてヒアリングを行い、ポスト毎の評価点をもとに全学的視点から総合判断し、30ポスト（21部局28事業）の再配分を決定した。</u> また、 <u>総長裁量枠については、総長のリーダーシップの下に機動的に配置すべき事案に対して個別に評価を行い、3ポスト（3部局3事業）の再配分及び8ポスト（東大卓越研究員）の再配分を決定した。</u> ・令和4年度の配分については、P. 14 特記事項「教員人件費新規配分システムによる戦略的な資源配分」参照。 ・教員以外の職員の採用可能数の再配分については、P. 7 中期計画【53】参照。

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	● 資産の有効活用を推進する。
------	-----------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【65】 資金運用を大学の財務マネジメントとして重視し、余裕金の運用効率を高めて、運用額を増やすとともに、市場の変化の中においても、リスク管理に留意しながら、大学法人が運用可能な手段を最大限活用し、より有利な条件での運用を行う。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間及び日々の資金繰り計画を作成し、頻度の高い短期運用を行うとともに、長期運用計画に基づく安全性と効率性を考慮した長期運用を行うなど、効率的な資金運用を行った。令和2年度は、株式市場の好調さも背景に、これまでの実績を大きく上回る 19 億 2 百万円の運用益（総合収益）を得た。学内及び学外有識者で構成される資金運用管理委員会において、資金運用方針等の決定や運用状況のモニタリングなどを継続して実施することにより、第3期中期目標期間における資金運用益は、約 35 億 5 千万円（総合収益）となった。
<p>【66】 保有する不動産の現状を適切に把握して、その有効活用を行うとともに、本来業務に支障のない範囲で、貸付を積極的に行い、民間需要と資金による施設整備と収益事業運営を進める。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する不動産の有効活用について、白金台キャンパスに加えて、令和2年度はさらに、目白台キャンパスにおける土地有効活用に係る公募実施及び事業協力者を決定し、事業協力を開始した。これを受けて、目白台キャンパス及び白金台キャンパスの第三者への土地の貸付に関して、令和3年3月に国立大学法人法第三十四条の二における土地等の貸付にかかる申請を文科省へ行い、認可された。目白台キャンパス有効活用事業については、令和元年度に竣工した目白台インターナショナルビレッジの整備計画の段階で戦略的活用のスペースを捻出しており、このスペースについて、事前の自治体協議等が完了し、事業化に向けて三菱地所レジデンス株式会社との事業契約を令和4年3月に締結した。研究・教育活動等を阻害することなく民間資金を活用した施設整備を進めていくこととし、当事業では、近隣からの要望や地域的・社会的状況も踏まえて、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、クリニックモール、学童保育、リハビリ特化型デイサービス、コミュニティラウンジなどが入る医療系複合ビルの建設が予定されており、本学は高齢社会の研究・実践や看護教育等に使用する計画である。 白金台キャンパス、検見川キャンパスでは、事業協力者とともに今後の貸付を含めた資産の有効活用に向けた自治体協議等を行った。 令和3年7月、本学の保有するまたは購入予定の土地等の活用方針や事業の公募について企画立案することを任務とする「土地等活用ワーキンググループ」を設置した。令和3年度は、土地の購入を判断するために必要なその活用法の検討や価格を含めた収益性の調査を行った。 学内外の不動産の利活用等に関する企画立案機能の強化を図るため、財務部資産課と施設部管理課を再構築し、令和4年度から、資産活用推進部（資産企画課、資産活用課）を新たに設置することとした（P. 7 中期計画【52】参照）。 一時的に使用していない多摩宿舎跡地の一部について、公共工事の資材置き場等としての貸付を引き続き行った。

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

■財務経営本部の設置に向けた準備

藤井総長の掲げた基本方針「UTokyo Compass」では、「学問の自由にに基づき、真理の探究と知の創造を通じて世界の公共性に奉仕する大学を支える基盤として、構成員の自律的かつ持続的な創造活動を拡大するための『大学ならではの経営モデル（新しい大学モデル）』を確立する」ことを目標の一つとしている。

その実現に向けた具体的な計画の一環として、本学の知的アセット（有形または無形の知的資産）を含む大学の資産を適切に価値化し経営を進めるため、総長室の下に、「財務経営本部」を設置することとし、令和3年11月に財務経営本部設置準備タスクフォースを立ち上げ、財務経営本部の業務・体制等、制度設計に関し検討を重ねた。12月に検討結果を取りまとめ、設置後に先行して着手する任務として、中長期財務経営見通しの策定・改訂、財務経営手法の高度化、知的資産の価値化に関する新たな手法の企画立案、戦略的事業単位別の財務管理を挙げた。構成員については、財務経営に関する知識、企画立案に係る経験・能力など専門性を重視し、財務経営本部には、一定程度の長期にわたって在籍し業務を担うことで高い専門性を修得させる人材育成の視点を取り入れるとともに、専門的知見を持つ学外の識者も積極的に活用することとし、令和4年4月の設置に向けて、規則整備や人事等の準備を進めた。【52】【63】【65】

■大学債（東京大学FSI債）の発行による財務基盤の強化

本学が取り組む先端的教育研究活動のための投資資金を確保し、大学の機能拡張を支える財務基盤を強化するだけでなく、より良い未来社会づくりに向けて大学が果たす役割を社会に明らかにし、大学を起点に、知識集約型社会にふさわしい、資金を動かし循環させる新しい仕組みづくりを一層充実させていくための手段として、令和2年10月、国立大学法人として日本で初めて、コーポレートファイナンス型の「東京大学FSI債」を発行した（発行金額200億円、償還期間40年）。東京大学FSI債発行への趣旨について投資家から多くの賛同を得た結果、第1回東京大学FSI債には45件の投資表明があった。主要投資家層である生命保険会社を中心に、地方自治体、学校法人等だけでなく、本学の産学協創先の事業法人からも投資を得られたことが大きな特徴となっている。

また、国立大学法人として初めてとなる市場公募債であり、かつ社会的意義のあるソーシャルボンドの発行による資金調達を行った取組が評価され、一般社団法人環境金融研究機構による「2020年サステナブルファイナンス大賞」で大賞を受賞したほか、DealWatchが選定する「DEALWATCH AWARDS 2020」の社債部門において、「Debut Debt Deal of the Year」を受賞、株式会社キャピタル・アイが選定する「キャピタル・アイAwards」においても、財投機関債等部門の「BEST DEAL OF 2020」を受賞した。これらについては、大学債という新しい市場にソーシャルボンドという形で先鞭をつけたことが評価された。

さらに、令和3年12月には、第2回東京大学FSI債を発行した（発行金額100億円、

償還期間40年）。多数の投資家から強い購入意向が寄せられる中、40年財投機関債と同水準のスプレッドとしたことが支持されて、最終的に昨年度を上回る約1,513億円ものオーダーを獲得し、発行額の15倍を超える超過需要となった。また、新規投資表明先は14件に上り、本学の取組に対する多くの投資家からの賛同が確認された。

第1回債券により調達した資金は、「ポストコロナ時代のグローバル戦略」として、本学の国際的な求心力の向上に貢献する大型の先端的研究設備である「ハイパーカミオカンデ計画」と「東京大学アタカマ天文台（TAO）計画」への投資及び「安全、スマート、インクルーシブなキャンパスの実現」として、コロナ対策に伴う換気（機械、自然）・空調設備更新等や、情報基盤センターで実施する全学対応のICT環境整備及びインターナショナルロッジのICT環境整備（P.38「安全・スマート・インクルーシブなキャンパスの実現に向けた施設整備」参照）、量子コンピューター・ハードウェア・テストセンター「Quantum Hardware Test Center」（P.51「日本における量子コンピューティングのエコシステムの構築に向けた取組」参照）の設置に充当したほか、柏キャンパス北東側の未取得地及び本郷キャンパス隣接地の取得に充当した。第2回債券により調達した資金は、「UTokyo Compass」の具体的な行動計画に基づき、「ダイバーシティ&インクルージョンキャンパスの整備」「グリーントランスフォーメーション（GX）の推進」「知の接続機能をもつ拠点（ハブ）としての役割を果たすための最先端大型研究施設設備の整備」を投資想定事業とした。

債券発行により、財源多元化がより図られたことで、既存の財源も有効活用し、国際求心力の維持・強化を図る最先端大型研究施設の整備や、ネットワーク環境等の整備など、必要な投資を進めることができたほか、コロナ禍において必要な対策に迅速に対応することを可能とした。【60】

■寄附金の獲得に向けた取組

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として「医療対策・研究」と「学生支援」の2つの基金の強化を行い、「医療対策・研究」については、「新型コロナウイルス感染症緊急対策基金」を新たに設置した。2年間で3,208件、計241百万円の寄附受入実績があり、医学部附属病院・医科学研究所における治療薬の臨床研究や医療体制の強化に加え、新型コロナウイルス対策タスクフォース及び保健・健康推進本部での効率的な感染症対策の展開に資するためのPCR・抗原定量検査体制の整備に活用した。「学生支援」については、クラウドファンディングの活用等「修学支援事業基金」の募集を強化し、2年間で1,290件、96百万円の寄附受入実績があった。

令和3年度には、三井不動産株式会社からの寄附元本を「三井不動産80周年記念基金」として東大基金の非目的指定寄附基金へ受け入れ、その高度化運用の成果部分について、当初10年間は「三井不動産創立80周年記念社会人教育プログラム

（奨学金）」に活用する、Endowment 寄附スキームの第1号案件として立ち上げるなど、寄附金獲得の取組を推進した。

海外での資金調達に関しては、Kavli 財団との支援体制の強化及び「東京大学ニューヨークオフィス（UTokyo NY）」（P. 29 特記事項「東京大学ニューヨークオフィスの活用」参照）や本学卒業生が運営する米国 NPO「東大友の会 Friends of UTokyo, Inc.（FUTI）」の協力の下で、引き続き本学卒業生ネットワークを活用した米国における寄附募集活動を行った。

また、社会連携本部アドバイザーボードミーティング（令和2年12月、令和3年5月開催）では、ウィズコロナ、ポストコロナの世界での国内外における渉外活動についての手法として、寄附金等の獲得に向けた渉外活動戦略や大学側から企業に対する情報発信の重要性、オンラインを用いたイベント開催等の助言を得て、国内外における産学連携を絡めた渉外活動の手法へと活用した。「UTokyo Compass」においても、ファンドレイジング（寄附獲得）の専門家集団を強化し、社会との対話・共感を通じた渉外活動を通じ、寄附金の獲得額と産学協創案件の件数拡大を図ることを具体的な計画として掲げており、渉外部門における専門知識を要するプロフェッショナル人材の質的・量的確保に向けて、令和4年度にファンドレイザーを新たに9名増員することを決定した。事務部門については、卒業生団体との連携を強化するため、卒業生関連業務を渉外活動支援課に統合・集約（令和3年度）し、さらに、渉外部門と事務部門の一体的な渉外活動を行うため、令和4年度から「渉外課」へ名称変更することとした。

FSI 事業（各部局から SDGs 関連事業として予算要求され未来社会協創の理念に合致する事業として採択された事業）の取組を支え、目標を実現するために平成30年度に創設した「未来社会協創（FSI）基金」には、令和2及び3年度に計44.8億円の寄附申込があり、寄附申込実績は累積75.1億円となった。同基金を含む多様な財源を活用し、FSI 事業をより効果的に推進するための組織である「未来社会協創事業戦略室」により、FSI の視点から戦略的な学内予算配分を行った。また、平成30年度に整備した、評価性資産による寄附拡充の制度によって受け入れた株式約60億円（受領時の時価）の株式配当額を原資とした安定的かつ自由度の高い財源を引き続き確保するとともに、当該評価性資産による寄附にかかる受取配当金の配当額増加や、FSI 基金への寄附申込の増加等により、平成28年度から令和3年度までの寄附拡充による財源構築は、約82億3千万円を計上した。【62】

■多様な財源による教育研究環境の整備

スポーツ先端科学連携研究機構と株式会社丸和運輸機関は、同社ラグビーチームの強化に関して、スポーツ科学の分野で連携することを決定し、令和2年11月に共同研究契約を締結した。さらに、同社社長個人の寄附により、共同研究を行うための施設として、柏キャンパス内に「柏 FUSION フィールド」を造成することとなった。当該寄附に基づく運動設備の整備は、柏キャンパスにおける「FUSION プロジェクト」の早期実現につながるものであり、本学としては、実験・研究用フィールド及び学生教職員の福利厚生施設としての利活用が期待できる。

「FUSION プロジェクト」とは、本学の有する、駒場キャンパス、本郷キャンパス、柏キャンパス内の運動施設や競技場にハイテクセンサーを備え付け、各種運動施設

を全面的に計測フィールド化し、実際の試合や練習における選手の運動データをリアルタイムで取得し解析・研究を可能にする構想である。また、FUSION は、FUture Sports Innovation から作成した造語であり、「多様なものが混ざって一つになる」という、「UTokyo Compass」で打ち出しているダイバーシティ&インクルージョンの理念に通じる意味が込められている。

建設地となる柏キャンパス北東側用地（約52,000m²）は、「柏キャンパス開発・利用計画要綱」に基づく「柏地区キャンパス第4次整備計画概要」において、その利用計画を実験施設等、運動施設及び運動場と定めており、令和2年度に、東京大学 FSI（初回債）の資金によって柏キャンパス北東側の未取得地部分を取得したことを受けて、今回の整備が可能となった。

「柏 FUSION フィールド」（令和5年完工予定）は、ラグビーグラウンド2面（人工芝・天然芝）、クラブハウス（研究室）及び各種計測機器が備えられ、個々の選手及びチーム全体の動きを解析し、選手強化と戦術強化に役立てる研究や、選手の身体と心の状態を最適化するためのシステム研究を行っていく予定である。これらの研究の成果は、一般家庭、福祉施設、学校、病院、企業などへと広く応用可能であり、社会貢献としての意義も大きい。【60】【62】

■総長のイニシアティブによる予算配分

平成28年度に整備した学内予算配分制度に基づき、引き続き、「東京大学ビジョン2020」の実現に資する取組に対し、予算委員会の審議を経て透明かつ公平に学内予算配分を決定し、重点的に配分を行った。この制度により、各部局においても自己財源等を活用し「東京大学ビジョン2020」に資する取組推進が図られた結果、事業予算のうち部局への予算配分総額に占める総長イニシアティブによる配分額の割合は、平成27年度12%に対して、令和2年度、令和3年度は57%となり、制度改革前の4.7倍と大幅に増加させた。予算配分における事業経費の継続分にかかる評価にあたっては、IR データを用いた評価手法を引き続き採用し、科研費の間接経費受入額を指標として実績が上位の部局にインセンティブ配分を上乗せした。

また、現在の学内予算制度の導入から6年が経過し、その在り方について改善を検討するため、令和3年度に学術推進支援室財務戦略評価部門の下に学内予算制度WGを立ち上げ、第4期中期目標期間が開始する令和4年度以降の学内予算制度について見直しを行った。事業経費の継続分に関する評価については、従前の評価の実施方針・方法を発展的に見直し、総長・役員と部局長との対話の場として率直な意見交換を行うと同時に、部局の教育研究活動等の評価の場として位置付けることとし、個別事業についての説明ではなく、部局の活動全般についての説明を通して、部局としてのミッションや目指す姿に対して、「UTokyo Compass」との具体的関連性や実現に向けた戦略（学内外の連携も含めた体制や、財源多様化等の観点も含む）、社会的インパクト、学術的な意義・影響等について対話・評価を行い、その評価結果を部局の予算配分額に反映させる仕組みとした。IR データ等の客観的な指標の使用や、インセンティブ配分等については引き続き採用し、令和4年度の学内予算配分の評価にあたっては、「UTokyo Compass」に掲げた目標のうち、インクルーシブキャンパス実現に関する指標をインセンティブ配分に採用することとした。

【53】【63】

2. 共通の観点に係る取組状況（財務内容の改善）

■財務基盤の強化に関する取組

指定国立大学法人構想の推進に向け、安定的かつ自律的な経営基盤の獲得のため、令和3年度までに実質100億円程度の自由度の高い財源の構築を目標として、多様な財源構築戦略を進め、財源の多様化による資金循環の仕組みづくりを進めた。具体的には、第3期中期目標期間に、評価性資産の寄附拡充や卒業生からの寄附強化、FSI基金の創設などによる寄附拡充によるものとして約82億3千万円、産学協創（ベンチャー関連寄附金、インキュベーション施設賃料、知的財産等収入、間接経費収入等）によるものとして約89億6千万円、資金運用益約35億5千万円（総合収益）などにより財源を構築した。【60】※個々の取組については、P.22「財務経営本部の設置に向けた準備」、P.22「大学債（東京大学FSI債）の発行による財務基盤の強化」、P.22「寄附金の獲得に向けた取組」、P.23「多様な財源による教育研究環境の整備」、P.5「知的財産の活用に向けたマネジメント強化」を参照。【38】【52】

【60】【62】【63】【65】

附属病院の継続的・安定的な病院運営のための取組については、「Ⅱ教育研究等の室の向上の状況に関する特記事項」「○附属病院について」のP.53「（3）継続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか」及びP.54「医学部附属病院・医科学研究所附属病院との連携による病院機能強化特別プロジェクト」を参照。【48】

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標	● 東京大学の特性を生かしその運営改善に資する自己点検・評価を実施する。
------	--------------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【67】 各組織の目標及び大学全体としての多様性を最大限に尊重しつつ、社会的、国際的な視点にも留意した自己点検・評価または外部評価を全ての教育研究部局において実施し、その結果を公表する。また、その結果及び大学の国際比較の検証結果等を収集分析し、教育研究の質の向上や組織運営の改善・強化に活用する。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P. 28 特記事項「『東京大学統合報告書』等の作成及び財務情報等の積極的な発信」参照。 ・ P. 28 特記事項「IRデータの活用及びモニタリング指標の運用体制の整備」参照。 ・ 「東京大学ビジョン2020」の最終フォローアップについて、その結果を次期執行部の参考に供するため、以下のとおり実施した。<u>これらによるフォローアップが、藤井総長のもとでの本学が目指すべき理念や方向性をめぐる基本方針として令和3年9月に策定された「UTokyo Compass」に活かされた。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年11月に開催した第4回 Global Advisory Board Meeting において、「東京大学ビジョン2020」に基づくこれまでの取組を報告し、今後の方向性について議論し、その結果を学内諸会議で報告するとともに、本学 Web サイトにおいて公表した。 ・ 「東京大学ビジョン2020」の検証と今後に向けた議論を行うため、総長補佐・総長特任補佐、部局長に対し、五神前総長任期中の各種の改革を振り返り、次期執行部に適切に引き継ぐべき施策に関するアンケートを実施し、令和3年2月及び3月の総長補佐会において、その集計結果をもとに引き継ぐべきとする意見の多い施策に関して、その理由や継続する上での課題及び解決案を整理した。 ・ 令和3年3月、五神前総長任期中の主要な取組をデータとともにまとめた英語版報告書「PROGRESS」を作成し、本学 Web サイトにおいて公表したほか、海外を中心に、学内外の関係者に配布した。 https://www.u-tokyo.ac.jp/en/about/vision-action.html ※ 「UTokyo Compass」については、P. 13 特記事項「『UTokyo Compass』の策定」参照。 ※ 「UTokyo Global Advisory Board Meeting」については、P. 28 特記事項「UTokyo Global Advisory Board の開催及び新たな国際諮問会議設立に向けた準備」参照。 ・ 引き続き、教育研究部局に対し自己点検・評価または外部評価等に関する実施状況を調査し、実施一覧を本学ウェブサイトにて公表した。 ・ 第3期中期目標期間の4年目終了時評価結果を受け、教育・研究・業務運営等の評価内容を学内諸会議で報告し、優れた取組として評価された事項とともに、課題及び改善すべき点を確認し、今後の施策の指針とした。また、4年目終了時評価において、自己点検・評価に基づき取りまとめた各学部、研究科における教育研究活動の状況について、4年目終了時評価結果とともに本学ウェブサイトにて公表した。 ・ 大学の国際比較の一例として、THE Asia Universities Summit（オンライン開催）へ担当理事がパネリストとして登壇し、海外大学の理事・副学長と討論を行うなど情報収集を行ったほか、THE 及び QS ランキングに基づき大学の国際比較を行い、分析結果を執行部へ情報提供するとともに、学内会議において共有した。

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	● 教育研究の成果を国内外に広く発信し、東京大学の国内外でのプレゼンスを向上させる。
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【68】 教育研究や大学運営等の諸活動の状況を積極的かつ適時適切に社会に発信するため、ウェブサイト、SNS、出版、広告等多様な発信手段の活用を推進するとともに、海外に向けても発信力を強化する。その一環として外国語のコンテンツを充実させる。</p>	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P. 28 特記事項「『東京大学統合報告書』等の作成及び財務情報等の積極的な発信」参照。 ・ P. 29 特記事項「『UTOKYO VOICES』等による研究活動の効果的な発信」参照。 ・ P. 29 特記事項「東京大学ニューヨークオフィスの活用」参照。 ・ P. 29 特記事項「東京カレッジと『Tokyo Forum』の開催を通じた国際発信の強化」参照。 ・ 海外に向けての情報発信として、英文プレスリリース（計110件）、東京大学概要、英語版報告書「VISION & ACTION」（令和元年度発行）、五神前総長任期中の6年間の主要な取組をデータとともにまとめた英語版報告書「PROGRESS」（令和2年度発行）の発信、ウェブサイト等への英語記事の掲載等を推進した。特にウェブサイトでは、広報誌「淡青」を英語化した掲載や、研究成果等学術情報英語記事の発信（456件）のほか、英語化が望ましい割合（実績では日本語記事の約3割）で英訳を進め、SNSによる拡散にも取り組んだ。また、海外の学生に向けて、引き続き、英語版ウェブサイト「Discover Our People」において本学の学生及びOB・OG紹介を行い、令和2及び3年度に計8名の記事を掲載し、アクセス数は8,941PVに上った。 （PROGRESS）https://www.u-tokyo.ac.jp/en/about/vision-action.html （Discover Our People）https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/en/tags/?tag=Discover+Our+People ・ 引き続き、教育研究や大学運営等の諸活動の状況を積極的かつ適時適切に社会に発信するため、以下のとおり多様な発信手段を活用し、積極的な情報発信を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ プレスリリース（計902件） ・ 刊行物の発行（広報誌「淡青」「東京大学概要」） ・ ウェブサイト及びSNSでの発信（公式動画サイト、Facebook、twitter） ・ Zoomによる中・高校生を対象としたキャンパスツアーの実施（計858名参加） ・ 東京大学公開講座の開催（参加者計2,721名） <ul style="list-style-type: none"> …オンラインツールを活用したライブ配信にて実施。 ・ 高校生のためのオープンキャンパス（参加者：令和2年度計5,909名、令和3年度計8,886名） <ul style="list-style-type: none"> …説明会・模擬講義のライブ・オンデマンド配信、Zoomを使用した模擬ゼミ・相談会、オンラインプラットフォーム（バーチャル東大）を活用したバーチャル空間での企画等、完全オンラインでの開催。 ・ 「東大の研究室をのぞいてみよう！」プログラムの実施 <ul style="list-style-type: none"> …全国各地の高校生を対象に、本学への興味や受験意欲を高めることを目的として、コロナ禍において、オンラインにて、令和3年3月及び令和4年3月に3日間にかけて実施した。令和2年度は14部局・28研究室、令和3年度は21部局・51研究室の協力による研究内容紹介や、学生団体による東大生との懇談を実施し、令和2年度延べ615名、令和3年度延べ773名の生徒が参加した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションセンター等の運営（研究成果を活用した商品等を販売） …新型コロナウイルス感染症の影響下においてキャンパスへの入構制限が実施される中、ホームページのリニューアルを行いオンライン販売を強化した。さらに、オンラインサイトの購買率向上及び SNS での PR 強化のため、新規に UTCC 公式 SNS を開設する等、情報発信を強化した。 ・統合報告書の刊行 ・東京大学定期株主総会の実施 等 ・学外から専門家を招き、「人文系の広報・アウトリーチ」をテーマとした、人文系の国際広報に関する研修をオンラインにより開催（令和3年7月）し、部局の広報担当者、URA など約 60 名が参加した。
--	--

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

1. 特記事項

■UTokyo Global Advisory Board の開催及び新たな国際諮問会議設立に向けた準備

総長の諮問に応じて、本学の掲げる目標及び当該目標を達成するための戦略等について、国際的かつ多角的な視点から意見の答申を行う「UTokyo Global Advisory Board」では、平成29年度の発足以降、ボードメンバーから本学の施策に対し多くの意見や助言を得てきた。第4回 Global Advisory Board Meeting は、五神前総長の任期終了にあわせ最終回として、“New Challenges and Opportunities for Higher Education in the Post-COVID-19 World and UTokyo Beyond 2020” をテーマに、令和2年11月にオンラインにて開催した。「東京大学ビジョン2020」に基づくこれまでの取組を報告し、本学の目指すべき方向性について、国内外のボードメンバー計28名とグローバルな視点から幅広い意見交換を行った。ボードメンバーからは、UTokyo Global Advisory Board での議論の積み重ねが、東京カレッジの設置、東京フォーラムの開催、グローバル・コモンズ・センターの設立へと次々と実現したことが評価された。

UTokyo Global Advisory Board を通じて、本学を支援する国際的なネットワークを構築してきた成果を受け、藤井総長の下で、国際的なエキスパートから機動的に助言を受ける新たな体制を整備することとし、タスクフォースを設けて検討・準備を進め、新たな国際諮問会議として「UTokyo Global Navigation Board」を令和4年度に設立することを決定した。日本を含む世界各国の学術界、産業界、政・官界、国際機関、NPO等から、地域、分野、ジェンダー、年齢等のバランスに配慮した幅広く多様な有識者をメンバーに迎え、対話を重視して多様な議論を促進し、「UTokyo Compass」を指針としてグローバルに実装・実働していく上での提案を受けながら、本学が果たす役割についての国内外の支持と共感を増進することを目指す。【52】 【67】

■IR データの活用及びモニタリング指標の運用体制の整備

IR データ室において、基礎的なデータを可視化したIR データサイトを引き続き運用し、執行部や本部各部、各部局に情報を提供し、本学におけるインステイテューショナル・リサーチデータの活用を推進した。また、関係するIR データを交えて、「東京大学ビジョン2020」の進捗状況を継続的に確認し改善に繋げるなど、自己点検に必要な情報を収集・分析する仕組みとしても有効に機能した。

さらに、藤井総長の大学経営の運営方針「UTokyo Compass」の策定にあたり、モニタリング指標を導入し、当該計画に対するモニタリング指標の策定に資する情報の収集・データ分析・提供を行った。また、今後、モニタリング指標を運用することにより、執行部、学内構成員及び社会の多様なステークホルダーが、定常的に本学の現在値を確認し、進むべき方向や課題を共有しながら、目標・計画の進捗状況の検証、改善提案を行う体制の構築に向けて、IR データ室を中心に検討を進めた。【52】 【67】

■「東京大学統合報告書」等の作成及び財務情報等の積極的な発信

本学独自の取組として、大学が生み出す価値とそれに必要なコストを説明し、それらに理解・共感を得ることで、新たな支援につなげるため、大学が持つ無形の知的資産（非財務情報）を経営理念や経営戦略と結びつけ、大学の活動とその成果とともに財務情報との関連性を明らかにする「統合報告書」を毎年度作成し、公表した。また、引き続き、財務諸表の要約、本学の財務構造等について詳細に解説した財務レポートを日英二カ国語で作成し、本学ホームページ上に掲載した。

3 作目となる「統合報告書～IR×IR×IR Integrated Report × Institutional Research × Investor Relations～」（令和2年度刊行）では、国立大学法人では初となるコーポレート型の長期債券を発行したことに伴い、社会や市場に、「公共を担う組織体」としての活動を財務面においても評価いただくため、本学オリジナルの財務諸表を開発し、「特集記事」において、大学債発行の背景や本学が目指す知的資産経営の在り方とともに紹介した。当該内容については、ホームカミングデイにおける第6回東京大学定期株主総会（令和2年10月にオンライン開催）でも動画にて紹介した。また、同株主総会では、「大学の無形の価値を未来社会の中でどう位置づけていくか」について、SDGs 投資や知的資産経営に詳しい有識者2名と本学理事・副学長とで座談会及び視聴者参加型のQ&Aセッションを実施し、国内外から延べ270名以上が参加した。

4 作目となる「東京大学統合報告書2021 IR Cubed」（令和3年度刊行）では、令和3年4月に発足した新体制のもとで策定した「UTokyo Compass」を軸に、多様で卓越した「知」を持つ東京大学が、どのような戦略のもと、価値を生み出し、未来社会に貢献していくかを伝えるとともに、「自律的で創造的な大学活動のための経営力の確立」に向けて、本学が考える新しい大学モデルについても、その背景とともに説明している。

なお、例年、ホームカミングデイの企画として開催していた「株主総会」については、藤井総長就任後初めての開催となる令和3年度より、財務情報の報告はもちろんのこと、経営的な観点から、東京大学が行う新たな取組や方向性を、国内ステークホルダー向けに発信する場として発展させていくこととし、投資家やアナリスト、企業関係者、寄附者が参加しやすいよう、平日単独開催とすることとした。令和3年度は11月26日にオンラインにて開催し、従来の財務報告に留まらず、総長自らによる、新ビジョン「UTokyo Compass」についての説明のほか、FSI（未来社会協創推進本部）の活動報告も併せて行った。また、令和3年度のテーマである「『社会的共通資本』としての東京大学の役割」について、学外の有識者2名、本学総長、教員で特別座談会を実施し、その後、座談会の内容を踏まえた視聴者参加型のQ&Aセッションをオンラインにより実施し、国内外から延べ420名以上が参加した。

統合報告書は、冊子版も発行し（令和2年度5,500部、令和3年度6,000部）、IR リポーティング、産学連携活動、渉外活動等を通じて学内外に広く配布する

とともに、本学ホームページ上でも株主総会の配信録画映像とともに公開しており（下記 URL）、投資家、産業界、寄附者、卒業生等幅広いステークホルダーとの対話のツールとして、本学に対する期待や課題といった様々な角度からの意見に真摯に耳を傾け、これからの大学経営のヒントを得る機会を生み出している。【67】【68】

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-relations/IRIR.html>

■「UTOKYO VOICES」等による研究活動の効果的な発信

「東京大学広報戦略 2020」に基づき開設した本学ウェブサイト「UTOKYO VOICES」（日・英）において、研究者をインタビュー形式で紹介する「人紹介シリーズ」について、令和3年末で累計公開者 100 名を達成し、令和2及び3年度の累計アクセス数は、日本語サイト 222,234PV、英語サイト 15,806PV に上った。東京大学の“人”を中心に、研究者の横顔や研究に至った背景などを紹介することで研究者に興味を持ってもらい、本学の卓越性や多様性の紹介、大学の信頼の構築に貢献した。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/tags/?tag=UTOKYO+VOICES>

令和3年度からは新たに、SDGs と関連するダイバーシティ&インクルージョンについて、本学のダイバーシティに関する課題や取組を研究者たちへのインタビューを通して紹介する「ダイバーシティと東大」シリーズ（令和3年度計 6 件公開）や、関連研究に焦点を当てた「ダイバーシティ&インクルージョン研究」シリーズ（令和3年度計 5 件公開）を企画制作し、日英で記事化し掲載すると同時に、SNS でも国内外へ発信した。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/actions/diversity-inclusion.html>

この他、研究者紹介ビデオの作成（令和2年度 10 本、令和3年度 2 本）や、学内で開催した研究コミュニケーションコンテスト 3 MT の応募者ビデオの作成（令和2年度 19 本、令和3年度 17 本）、ビデオニュースレターの作成（令和2年度 3 本、令和3年度 1 本）を行い、YouTube や SNS で発信するなど、本学の研究活動を効果的に可視化して発信した。【68】

■東京大学ニューヨークオフィスの活用

令和元年度に大学本部主体の運営に移行した「東京大学ニューヨークオフィス（UTokyoNY）」を、現地企業や海外大学とのネットワーク構築や現地の卒業生・研究者等とのネットワーク形成及び寄附の活性化等に向けて、卒業生、留学生、寄附者、研究協力者など様々な関係者のための交流拠点や、北米での研究協力のための広報活動拠点及び学術協力拠点として活用した。本部・各部署主催のイベント等の企画を募集し、採択イベントに対しては開催経費の助成を措置した。新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大によって、令和2年度はイベント開催を見送ることとなったが、令和3年度は、コロナ禍が継続する中であって、現地開催及びオンライン配信と現地開催によるハイブリッド形式によるイベントを各 1 件開催し、その他はオンライン配信のみの形式により計 5 件のイベントを開催した。宇宙線研究所が企画した Zoom、Youtubelive によるイベント「Exploring the Universe with Multi-Messengers（マルチメッセンジャーで宇宙をさぐる）」では、梶田隆章所長（当時）、David N. Spergel 代

表（サイモンズ財団）ほか米日研究者 8 名が登壇し、300 名以上が視聴するなど関心を呼んだ。また、グローバルキャンパス推進本部が企画したイベント「Experience Excellence at UTokyo in the Post-Corona Age（東京大学留学説明会）」を現地で開催し、米国在住の本学卒業生や本学修士課程在学中のアメリカ人留学生等 4 名が登壇した（1 名はオンライン登壇）。オンラインでも同時配信し、視聴者も含め 66 名が参加した。【68】

■東京カレッジと「Tokyo Forum」の開催を通じた国際発信の強化

本学が世界の志ある人達とともに、地球と人類の未来のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動するための新しい仕組みとして国際高等研究所の下に設けられた「東京カレッジ」では、世界中から招聘する研究者や、東京カレッジで雇用している多国籍の若手研究者による分野横断的な講演会・シンポジウム等定期的に開催しており、その開催数は設立から 110 回を超えた。それら講演会等の様子は新たに開設した YouTube チャンネル等を通じてオンラインにて積極的に配信しており、先端的な知の発信のプラットフォームを強化した。YouTube チャンネルの登録者数は開設後 2 年間で 4,000 人を超え、年間の総視聴回数も 200,000 回を超えるなど、本学の国際発信の強化に貢献している。

「Tokyo Forum」は、本学と韓国の Chey Institute for Advanced Studies（Chey Institute）が共催し、「Shaping the Future（未来を形作る）」という包括的なテーマの下、令和元年度より毎年 1 回開催している国際会議であり、現代世界が直面している課題解決と、未来の地球と人類社会の在り方について、世界各地の研究者、政策決定者、経営者や実業家、NPO 指導者など、異なる背景をもった多様な人々が一堂に会し、自由に情報と意見を交換し、課題解決の方策を検討し提案する場である。令和2及び3年度はコロナ禍のためオンラインでの開催となった。

令和2年度は「Global Commons Stewardship in the Anthropocene（人新世における人類共有の地球環境、グローバル・コモンズの管理責任）」に焦点を当てて開催し、世界の各界のリーダー 35 名がオンラインで集結し、2 日間で 5,000 名を超える参加登録があり、全世界から 8,000 回近い視聴がなされた。この「Tokyo Forum 2020 Online」において、グローバル・コモンズ・センターの最初の成果物である GCS 指標のパイロット版を公表するとともに、サイバー空間と現実社会のコモンズの一体管理に向けての試み、システム変革を実践するための官民協力の在り方の具体例として、食料システムを採り上げて議論した。本シンポジウムの内容は、「グローバル・コモンズ 臨界点への 10 年」として、令和3年2月にNHK Eテレ TV シンポジウムにて 1 時間番組として放送され、令和3年3月にはNHK WORLD においても「Global Commons Stewardship」として国際放送された。

令和3年度は「Science and the Human Mind（科学と人の心）」をテーマに開催し、世界の各界から 40 名以上の識者がオンラインで集結し、2 日間で 112 の国と地域から 8,000 名を超える参加登録があり、全世界から延べ 22,000 回近い視聴がなされた。初日のパネルディスカッション「科学と共感にもとづくグローバル・コモンズの責任ある管理」は、「Tokyo Forum 2020 Online」のフォローア

ップという位置づけで、世界的に著名な地球環境問題の専門家がオンラインで議論を交わし、加速化した経済発展がもたらした現在の地球環境危機を回避するためには、世界全体の一層の取組が急務だと改めて訴えた。「Tokyo Forum」を通して、世界各国のリーダーと議論し、大学の枠組みを超えて世界と人類の未来を形作る最良の提案をするなど、積極的な国際発信を行った。「Tokyo Forum」の開催内容については、以下のURL参照。【68】

(日) <https://www.tokyoforum.tc.u-tokyo.ac.jp/ja/index.html>

(英) <https://www.tokyoforum.tc.u-tokyo.ac.jp/en/index.html>

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様性に富む世界最高水準の教育研究活動の展開を可能とするため、社会的課題に先導的に対応できるような魅力あふれるキャンパス環境の整備を推進する。
------	---

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【69】 本郷・駒場・柏の3極を中核とした「東京大学キャンパス計画大綱」（役員会議決）に基づき、各地区キャンパスの再開発・整備計画の策定・見直しを行い、東京大学の機能強化や地域・社会との共生のためのキャンパス・施設について、P.F.I事業も含め機動的かつ計画的な整備を推進する。</p>	III	（令和2及び3事業年度の実施状況） ・本学が所有・利用する不動産について、キャンパス計画要綱に基づく、具体的かつ長期的な維持・運用計画の策定に関する事項や、主要キャンパスが位置する地方自治体が定める都市計画及び地区計画に関し、当該地方自治体との調整を要する事項等について検討する組織として、令和3年度に、新たに「東京大学キャンパス等長期構想WG」を設置し、さらに、当該WGの下に「都市計画サブワーキング」を置き、文京区都市計画マスタープランと地区計画を結ぶ上位構想案の作成及び地区計画の策定を迅速に進めるため、関係する事項の企画・検討・調整等を行った。 ・令和2年度に、本郷キャンパス周辺に学外のレンタルスペース 544.25 m ² を新たに借り受け、本学の卒業生・現役生・研究者向けのプレインキュベーションプログラムのための施設を整備し運用した。 ・P.41 特記事項「学内外の不動産の有効活用に向けた体制整備」、P.41 特記事項「キャンパス計画等に基づく施設整備に関する取組」参照。
<p>【70】 大学キャンパスを通じて持続型社会モデルの提案を目指すTSCP (Today Sustainable Campus Project) に基づき、2030年度迄にはCO2排出量を2006年度比でほぼ半減することを目指し、省エネルギー等に配慮したキャンパス作りに取り組む。</p>	III	（令和2及び3事業年度の実施状況） ・P.37 特記事項「『Race to Zero』への参加及びキャンパス内の省CO2対策の推進」参照。
<p>【71】 安全・安心な教育研究環境の確保のため、耐震対策、老朽化が進行している施設・設備インフラ及びバリアフリー化等について計画的な整備・更新を推進する。</p>	III	（令和2及び3事業年度の実施状況） ・バリアフリー化のため、赤門から教育学研究棟への誘導用ブロックの敷設及び法文2号館から中央食堂までの誘導用ブロック連続敷設、医学部附属病院管理研究棟前の誘導用ブロック敷設工事を行った。敷設のルートについては、障害のある構成員の意見を集約し調整した。また、第2本部棟に多目的トイレの整備を行った。 ・柏地区・白金台キャンパスバリアフリーマップ更新に係る調査を行い、令和3年度にバリアフリートイレの位置や設備項目の更新及び身体障害者用駐車場の情報の追加等、バリアフリーマップの更新を行った。 ・P.38 特記事項「安全・スマート・インクルーシブなキャンパスの実現に向けた施設整備」参照 ・P.41 特記事項「施設の有効利用や維持管理（予防保全を含む）に関する取組」参照。 ・P.41 特記事項「キャンパス計画等に基づく施設整備に関する取組」参照。

<p>【72】 既存施設の長寿命化を計画的に図るため、国の定めたインフラ長寿命化計画（行動計画）等に基づき、施設・設備の定期的な点検と適切な維持保全及び整備を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） ・P. 41 特記事項「施設の有効利用や維持管理（予防保全を含む）に関する取組」参照。</p>
<p>【73】 東京大学の機能強化等に対応するため、施設の戦略的・効率的運用を図る観点から、全学的な共同利用スペースの確保・運用を行う。</p>	<p>III</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） ・P. 41 特記事項「施設の有効利用や維持管理（予防保全を含む）に関する取組」参照。</p>

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
② 安全管理に関する目標

中期目標	● 教育研究活動の安全衛生確保と安全教育の仕組みを活用して、安全管理体制を整備する。
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【74】 教育研究活動における安全衛生の確保を継続して推進するため、組織的な連携体制の下、学内管理者の教育に取り組むとともに、キャンパスのグローバル化に対応して安全教育・講習等の英語化を進める。</p>	III	(令和2及び3事業年度の実施状況) ・高圧ガス取扱者講習会について、令和3年度から低温科学研究センターが主催する講習会に移行し、同センターと連携してテキストの英語化及び英語による講習会を開催した。 ・放射線安全推進主任者が学内の放射線施設の管理者を対象にヒアリングを実施し、法令改正への対応や施設の管理状況の確認、施設で抱える問題点についての意見交換、施設内で想定される事故・トラブルなどの未然防止策に関する情報交換を行うなど、安全衛生に関する管理者教育を実施した。 ・放射性物質等を取り扱う者を対象とした法令に基づく再教育訓練について、令和3年度にテキスト及び確認テストを英語化した。
<p>【75】 薬品等の遵法管理のため、薬品管理システムの機能改良を進める。また、学生・教職員に化学物質等の取扱い技術や知識を習得させる安全教育を継続して実施し、教育研究における化学物質等の適正な使用・管理を推進する。</p>	III	(令和2及び3事業年度の実施状況) ・令和2年1月に運用を開始した新たな薬品管理システム「UTCIMS」について、システム運用の専門チームとして運用チームを編成し、システムに関する相談会を開催することで、ユーザーからの疑問点や改善点を収集してシステム改修を行うなど、利便性の向上や安定化に向けた取組を実施した。 ・UTCIMSの新規ユーザーを主な対象として、UTCIMSユーザー講習会をオンラインで開催（令和3年度105名参加）した。 ・化学物質の管理者を対象として、化学物質の管理及びUTCIMSを使用した薬品管理についての講習会をオンラインで開催（令和2年度162名、令和3年度180名参加）し、化学物質の適正な使用・管理を推進した。 ・令和元年度に引き続き、実験動物講習会、研究用微生物・病原体講習会、遺伝子組換え生物等講習会等、ライフサイエンスに関する講習会を実施した。
<p>【76】 学生・教職員等の安全を確保するため、部局相互及び主要キャンパス施設間の連携や関係機関との連携を図り、防災に備えた連絡・避難・備蓄等の相互協力体制のさらなる整備に取り組む。</p>	III	(令和2及び3事業年度の実施状況) ・防災体制の強化については、災害時にキャンパス間の連絡用として確保している携帯電話がつながりにくくなることを想定し、令和3年度にバックアップ用として別会社の携帯電話30台を新たに設置し、災害に対する連絡体制を強化した。 ・P.40 特記事項「災害時の危機管理に関する取組」参照。

<p>【77】 実効性の高い情報セキュリティ体制の強化を図るため、状況を定期的に確認するとともに、情報セキュリティの専門スタッフを充実させる。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) ・P.38 特記事項「情報セキュリティに関するリスクマネジメント強化」参照。</p>
---	----------	--

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
③ 法令遵守等に関する目標

中期目標	● 学問の府としての社会的・公共的使命を果たし、健全で適正な大学運営を担保するため、法令・規則等の厳格な遵守に係る個別構成員の意識啓発の取組を推進する。
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【78】 情報倫理の教育・研修による適切な情報管理を徹底し、情報機器やライセンスの適正な利用を促進する。</p>	III	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文系理系を問わず各分野で必要とされる情報セキュリティの素養（基礎知識と基本技術）を持った人材を育成することを目的として、<u>連携研究機構情報セキュリティ教育研究センターが中心となり、学部横断型教育プログラム「サイバーセキュリティ教育プログラム」開設に向けて、カリキュラム構成案（プログラムを構成する講義・演習等）や修了要件等について企画を進め、令和4年4月開設が承認された。</u> 引き続き、MathWorks社の数値解析ソフトウェアの全学包括ライセンス及びマイクロソフト社とのソフトウェアの全学包括ライセンスの提供を実施し、学内構成員（教職員・学生等）の教育・研究活動と連携したソフトウェアの有効活用が図られた。 情報セキュリティ教育の実施状況については、P. 38 特記事項「情報セキュリティに関するリスクマネジメント強化」参照。
<p>【79】 基本的人権を尊重する観点から、全ての構成員が障害の有無等に拘わらずその個性と能力を十全に発揮し得るよう、公正な教育・研究・勤務環境の整備を図るとともに、人権の侵害を防止する取組を推進する。</p>	III	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰する、<u>令和3年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰において、本学バリアフリー支援室が「内閣府特命担当大臣表彰 奨励賞」を受賞した。</u>多様な属性の人々が集うキャンパス空間の構築を目指すために、障害のある学生・教職員を同一理念で支援していくことを設立当初に明確にし、20年近い活動実績を持つ代表的な組織であること、大学として最先端学問の研究対象に「バリアフリー及び支援技術の開発」を打ち出し、研究成果の確認としてもバリアフリー支援が継続できるようにしていること、また、障害のある教職員への支援を担う専門部署を持つのは、国内大学においては本学バリアフリー支援室のみであり、研究拠点への支援を形としたバリアフリー支援体制が大学全体で構成されている点が他の大学と比較しても稀な例であることが評価された。 バリアフリー支援研修会（オンライン形式で令和2年度2回、令和3年度1回開催。計197名参加。）を開催し、バリアフリーの周知・啓発に努めるとともに、新規採用職員研修（オンライン形式）での障害者雇用促進法に関する講義や、新任教職員研修（オンライン形式）での障害者差別解消法に関する講義、教育学部における教職員向けFD研修（対面とオンラインによるハイブリッド形式。51名参加）での障害者差別解消法に関する講義の実施により、障害のある学生・教職員への支援に関する理解促進・啓発を行った。 <u>各部局でのハラスメント防止のカウンターパートとなる予防担当者や防止委員に対し、学内で利用可能なハラスメント防止に係るオンラインリソースについて情報提供を行い、各部局におけるハラスメント防止への取組を促した。</u>また、ハラスメント防止・啓発のための学生向け「模擬事例集」については、リモートでの教育・研究・就業環境に適した内容及び媒体として、オンラインでの模擬事例及び対応例の紹介等、利便性の向上に寄与する展開方法を検討した。

		<ul style="list-style-type: none"> ・部局・専攻からの要望によるハラスメント防止研修会及び新入・進学生や新任教職員を対象とするガイダンス、学生対象の授業を主にオンラインにより2年間で計61回実施した。全教職員を対象とする全学ハラスメント防止研修会については、令和2年度はコロナ禍の影響で開催できなかったが、令和3年度はオンライン教材を用いて実施することとし、弁護士を講師として、アカデミックハラスメントとパワーハラスメントを取り上げて法律家の視点から講演いただいた。部局内の特定有期雇用教職員、短時間勤務有期雇用教職員、職域限定職員等、研究員等にも広く視聴を呼びかけ、日々の教育・研究や就業に活かした(計4コマ、令和3年度末までの総再生回数2,094回)。 ・P.37 特記事項「ダイバーシティ&インクルージョンの推進」参照。
<p>【80】 高い研究倫理を東京大学の精神風土とするため、全構成員に対する研究倫理教育の充実など、高い研究倫理意識を醸成し、研究不正を事前に防止するための取組を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施予状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理教育の受講管理について、UTokyoアカウント認証を利用することで、紙による手続きを廃止し、受講確認処理をWeb化・自動化することを目指し、生産技術研究所が開発・導入した「研究倫理教育受講修了登録システム」(令和2年業務改革総長賞を受賞)の全学展開を進めることとし、令和3年度は、パイロット部局(3部局)において試行実施し、システム運用の課題等の把握と検証を行った。 ・P.38 特記事項「研究活動における不正行為に関する対応」参照。 ・P.40 特記事項「研究費の不正使用防止及び研究倫理教育に関する取組」参照。
<p>【81】 研究費の適切な管理運営について、社会に対する説明責任を十分に果たす一方、研究の円滑な遂行を妨げることなく不正使用を防止できる仕組みを構築するため、研究現場の実情に即した実効性のある取組を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P.40 特記事項「研究費の不正使用防止及び研究倫理教育に関する取組」参照。
<p>【82】 不正な行為が生じた際には、迅速かつ的確に対応する。</p>	<p>III</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスにかかる事案を的確に対応するため、担当部長で構成するコンプライアンス総括室会議を毎月、総長を除く理事及び監事で構成するコンプライアンス総括会議をそれぞれ10月と3月に開催した。これにより各通報窓口等に入る情報の集約及びそれらへの対応について協議し、対応の迅速性及び的確性の維持に努めた。 ・研究不正の申立て等に関して、担当理事及び科学研究行動規範委員会委員長と緊密に情報を共有し、申立て等に対して適切に対応し、科学研究行動規範委員会規則に則して、迅速かつ的確な調査を実施した。

(4) その他業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

■ダイバーシティ&インクルージョンの推進

「UTokyo Compass」の3つの基本理念である「対話から創造へ」「多様性と包摂性」「世界の誰もが来なくなる大学」の実現に向けて、ダイバーシティ&インクルージョン（以下、「D&I」という。）を推進した。誰もが生き生きと活躍できる魅力あるインクルーシブキャンパスを実現することを目指し、D&Iの理念浸透と実現のための活動の一環として、令和4年3月に「UTokyo D&I キャンペーン 2022」を開始した（キャンペーンは2～3か月程度に集中して実施し、以降年間を通じてD&Iの浸透を図る）。本キャンペーンでは、D&I 宣言の策定、D&I ロゴ使用による活動の可視化のほか、教職員及び学生が相互に交流し、社会に開かれた対話の場を設け、D&I 実現に向けた意識醸成や行動変容を促す活動を実施することとし、令和4年3月は、D&I に関連する学内のイベントや取組、中高生や女子学生向けの情報、D&I 研究等の情報を集約したウェブページを開設するとともに、「UTokyo D&I キャンペーンロゴ」を制作し、D&I 関連活動での活用を開始した。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/actions/diversity-inclusion.html>

また、本学と朝日新聞社の共催による国際女性デー記念シンポジウム「インクルーシブな未来へ」や、東京カレッジ「国際女性デー イベントシリーズ」（全3回）、未来ビジョン研究センターによる「VRでアンコンシャス・バイアスへの気づきを促せるか？：子育てを取り巻く仕事環境を考えるワークショッププロジェクト」等、「ダイバーシティ&インクルージョン」をテーマとした多くのイベントを開催した。D&I 宣言の策定に向けては、令和3年7月に東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言（仮称）WGを立ち上げ、令和4年度中の策定に向けて検討を進めた。女性教員・女性研究者の増加に関する取組については、部局女性人事加速5カ年計画の策定（P.9中期計画【55】参照）を行う等、全学でD&Iの推進に向けて取り組んだ。

また、FDやSDを通して多様性・包摂性について深く学び、無意識の偏見の解消等の意識改革や行動変容を促すため、管理職層の教職員を対象に、令和2年12月に「アンコンシャスバイアスとニューノーマルにおけるインクルージョンの実現」に関する意識啓発セミナー（115名参加）を、令和3年12月にダイバーシティ&インクルージョンに関する意識啓発セミナー「はじめてのLGBTQ+～パーソナル・ストーリーから～」をオンラインにて開催し、管理職層だけでなく広く教職員に受講を促した（235名参加、後日の動画視聴245名）。令和3年度は役員を対象としたバリアフリー研修会も実施するなど、ダイバーシティ&インクルージョンに向けた管理職への意識啓発を推進した。学生に対しては、令和2年度に東京大学ダイバーシティ&インクルージョン啓発教材作成TFを立ち上げ、D&I啓発動画「学生生活におけるダイバーシティ・インクルージョン」を作成した。令和3年7月に、前期教養課程（学部1・2年生）の学生向けに公開し、学生に対する多様性と包摂性に関する理解促進・啓発に努めた。

この他、令和2年度に全構成員を対象に「東京大学におけるダイバーシティに関する意識と実態調査」をオンラインで実施し、令和4年1月に報告書（概要版（日・

英）及び詳細版）を発表した（<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/actions/diversity-report-2020.html>）。オンラインハラスメントの実態の探索や、性の多様性に関する質問項目を導入し、さらに、セクシュアル・ハラスメント行為にあたるかどうかの質問に関しては、相手方行為者の属性やプロフィールごとに質問した。これによって、学生、教員、職員など、立場ごとに生ずる問題や改善すべき課題を見つけやすくなった。また、結果について専門的で詳細な統計分析を行ったことにより、本学の実態をよく反映した報告書となっており、世界の誰もが来なくなるキャンパスを目指す上で、重要かつ実用的な資料として、今後の施策策定に活用していく。【55】【79】

■「Race to Zero」への参加及びキャンパス内の省CO2対策の推進

令和3年10月、日本の国立大学として初めて「Race to Zero」への参加を表明した。「UTokyo Compass」において、グリーントランスフォーメーション（GX）を行動計画の柱の一つとして位置付けており、「Race to Zero」への参加は、GXの実現に向けた取組の一つである。カーボンニュートラルの実現に大きく影響するエネルギー問題に全学を挙げて取り組んでいくため、令和3年7月には、エネルギー総合学連携研究機構を設立した。また、日本が今世紀半ばまでに脱炭素を達成するための経路と政策を議論するための産学連携プラットフォーム、ETI-CGC（Energy Transition Initiative-Center for Global Commons）を令和3年11月に立ち上げ、英国グラスゴーで開催されたCOP26では、グローバル・コモンズ・センターのダイレクターを務める本学理事が、ETI-CGCの正式ローンチを発表した（P.5「カーボンニュートラルの実現に向けた取組」参照）。

国際社会と協働しながら、脱炭素化のための行動を進めていくとともに、事業体としての本学の二酸化炭素実質排出量については、「東京大学サステイナブルキャンパスプロジェクト（TSCP）」に基づき、2030年度までにCO2排出量を2006年度比で半減（先端的実験設備及び2006年度以降の新営等建物を除く）することを目指し、引き続き省エネルギー等に配慮したキャンパス作りに取り組んだ。CO2削減効果の大きい空調熱源の対策について、各建物のエネルギー消費実態、空調熱源のボリューム、経年劣化具合等を整理し、CO2削減効果及び費用対効果を鑑み順次実施するとともに、TSCP促進費を活用しながら省CO2対策を実行した。

TSCP対策事業として、Hf照明器具のLED化（令和元年度から5年間で約107,000台の計画で令和3年度末までに約7.4万台、▲約3,400t-CO2を達成）、高効率化・能力最適化等事業として、令和2年度は医科学研究所動物センター中央熱源（空冷HP）改修（▲327t-CO2）や中央食堂熱源更新（▲86t-CO2）等、令和3年度は薬学系総合研究棟空調設備改修（▲491t-CO2）や教養学部5号館空調改修（▲79t-CO2）等を実施した。さらに、今後CO2削減を検討するためにはベース電力の計測分析が不可欠であるとの認識により、令和2年度からTSCP対策検討事業として、工学部3号館を対象に計測分析の試行実施を開始し、エネルギー使用量の多い建物用途の実態調査を行い、ベース電力分析を進めた。

これらの取組の成果として、平成28年度から令和3年度までの合計でCO2排出

量を約 11.6 万 t-CO2 削減し、光熱費は約 42 億円削減した。また、平成 18 年度(2006 年度)の CO2 排出量を基準 100 とした場合、令和 3 年度時点における CO2 排出量(先端の実験設備を除く)は、面積換算 73.52%、経常収益換算 59.8%と着実に減少した。【70】

■安全・スマート・インクルーシブなキャンパスの実現に向けた施設整備

施設の老朽化対策、コロナ禍を踏まえた施設環境整備等の大規模な整備については、施設整備費等の国からの措置のほか、東京大学 FSI 債 (P.22「大学債(東京大学 FSI 債)の発行による財務基盤の強化」参照)による調達資金を活用し、安全・スマート・インクルーシブなキャンパスの実現に向けた戦略的かつ一貫性のある施設整備を推進した。

ポストコロナ社会に適合した施設への改修等について、ネットワーク環境等の整備やキャンパスのサイバー化による知の価値化・共有化に適したキャンパス整備も視野に入れ、緊急性・必要性等の観点から、特に、コロナ対策に伴う換気・空調の確保、情報基盤センターで実施する全学対応の ICT 環境整備に向けた準備、インターナショナルロッジの ICT 環境整備、教養学部前期課程等の環境改善整備事業を優先的に実施した(換気・空調整備については、P.41「施設の有効利用や維持管理(予防保全を含む)に関する取組」参照)。全学対応の ICT 環境整備については、キャンパス全域への UTokyo WiFi 整備に着手し、令和 3 年度は本郷・駒場・柏・白金の主要キャンパスにおける詳細な整備調査を実施した。また、インターナショナルロッジの ICT 環境整備では、柏、駒場 2、駒場 3、追分、豊島、目白台の 6 施設、計 721 台の AP 設置及び UTokyo WiFi 敷設が完了し、コロナ禍でもロッジの自室からオンライン授業へ参加することが可能となった。【71】 【72】

<第 3 期中期目標期間 4 年目終了時の評価結果における課題に対する対応>

■情報セキュリティマネジメント上の課題に関する対応

情報セキュリティマネジメント上の課題(個人情報の不適切な管理)について、情報セキュリティを脅かす確率が高い事案が発生したことを踏まえ、「東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」及び「東京大学セキュリティ・ポリシー」等に基づく個人情報の適切な取扱いについて、引き続き学内会議や研修等において構成員への注意喚起を行うとともに、外部監査人と共に情報セキュリティに関する学内の監査を行った。令和 2 及び 3 年度は、P.38「情報セキュリティに関するリスクマネジメント強化」に挙げた、「東京大学におけるサイバーセキュリティ対策基本計画」(令和元年 9 月策定)に係る取組を実施し、再発防止に向けた組織的な取組を推進した。【77】

■研究活動における不正行為に関する対応

平成 28 年度評価において、国立大学法人評価委員会が課題として指摘した研究活動における不正行為について、4 年目終了時評価で「改善に向けた取組は実施されているものの、引き続き再発防止に向けた積極的な取組を実施することが求められる」とされたことを受けて、引き続き以下の取組を実施した。【80】

・全学的な研究倫理意識の醸成を目的として、「研究倫理アクションプラン」に基づき定められている「研究倫理ウィーク」において、令和 2 年度は「研究不正が

起きる背景とは?～社会的・心理的観点を踏まえ、不正事例から学ぶ～(参加者 284 名)、令和 3 年度は「『志向倫理』と『責任ある研究・イノベーション』」(参加者 310 名)をテーマとして研究倫理セミナーを開催した。また、当該セミナーでの講演及びワークショップの内容を本学のホームページで公開するとともに、東大 TV においても配信を行い、全構成員に情報を共有することにより、研究倫理意識の醸成・向上を促した。

・引き続き新任教職員研修での研究倫理に関する講義や、学生に対しては学部・研究科においてそれぞれの分野に応じた研究倫理に係る授業の開講や指導を行い、各部局における研究倫理教育の実施状況・計画を「東京大学における研究倫理教育や不正防止に関する取組」として毎年度取りまとめ、各部局研究倫理担当者に通知するとともに科所長会議で情報共有を図り、全学をあげて研究不正防止に向けた取組を推進した。

2. 共通の観点に係る取組状況(法令遵守及び研究の健全化)

<法令遵守(コンプライアンス)及び危機管理体制>

■リーガルマネジメント体制の構築に向けた取組

「UTokyo Compass」では、法務経営に関して、大学の機能拡張に伴い増加する法的リスクを未然に防ぎつつ、新たに生じる法的課題にも適切かつ戦略的に対応できる体制を全学として構築・強化することを掲げていることから、令和 3 年 6 月、総長の諮問により、コンプライアンス担当理事を座長として、本学におけるリーガルマネジメントの在り方について検討を行うことを目的とした「東京大学におけるリーガルマネジメントの在り方に関する検討ワーキンググループ」を設置した。当該ワーキンググループにおいて、リーガルマネジメントに関する全学調査を実施し、本学のリーガルマネジメント及びリーガルリスクの現状と課題の把握・整理を行った上で、効率的・効果的な全学としてのリーガルマネジメント体制の在り方について検討した。本学のあらゆる活動に関する適切なリーガルマネジメント体制を構築するためには、各部局の自律・分散的な対応を補完する本部のサポート体制、現場から総長まで繋がる情報集約のフロー構築及びあらゆるレベルの意思決定における適切なリーガルチェックの仕組みの確立が必要である。その実現に向けて、令和 4 年度に法務本部を設置することとし、法務戦略等、法的リスク・法的課題対応にかかる全学的な対応の基本方針の策定、全学的な法務専門部門のガバナンス体制の改善及び拡充を図っていくことを決定した。

■情報セキュリティに関するリスクマネジメント強化

令和元年 10 月から令和 4 年 3 月までの新たな基本計画である「東京大学におけるサイバーセキュリティ対策基本計画」に基づき、令和 2 及び 3 年度は以下の取組を実施した。また、引き続き本学のサイバーセキュリティ対策等の目標及び実施方針を定めるため、現行基本計画における令和 3 年 12 月までの実施状況及び今後の課題を整理し、次期基本計画案(令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月まで)を作成した。

【77】 【78】

個別方針	令和2・3年度実施の取組
(1) 実効性のあるインシデント対応体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「最高情報セキュリティ責任者」(以下、CISO)、CISO 補佐、部局 CISO 及び本部情報システム部長を委員とする「東京大学部局情報セキュリティ責任者連絡協議会」を毎年度計 2 回開催し、本学における情報セキュリティの現状を周知した。 情報セキュリティ・ポリシーの見直しの一環として、令和 2 年度に「東京大学情報セキュリティ・ポリシーの対策基準」を改訂し、「東京大学情報セキュリティ・ポリシーの実施手順」の「サーバ編」を策定した。令和 3 年度は「東京大学情報セキュリティ・ポリシーの実施手順」の「情報分類・管理編」及び「外部委託編」の改訂及び英訳を実施し、さらに「盗難対策編」「廃棄編」「在宅勤務編」の策定及び英訳を実施した。
(2) サイバーセキュリティ等教育・訓練や啓発活動の実施、セキュリティ・IT人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 本学の情報システムを利用する全構成員を対象とした e-learning による情報セキュリティ教育を実施した(令和 2 年度:教職員等受講率 94%、学生等受講率 82%、令和 3 年度:教職員等受講率 95%、学生等受講率 80%)。 情報セキュリティインシデントの連絡体制に沿ってインシデント発生時に行動できるか、全学を対象とした標的型攻撃メール訓練を令和 3 年 1 月及び令和 4 年 1 月に実施した。 情報処理技術者試験の受験料補助を実施し、高度情報処理技術者試験である情報処理安全確保支援士試験 2 名を含む計 9 名の合格者に対して補助を行った(令和 3 年度)。 一般向け、管理者向けを対象とした「情報セキュリティセミナー」を毎年各 1 回開催した。セミナーでは、<u>コロナ禍における在宅勤務のセキュリティ確保のために令和 2 年度に作成した、「在宅勤務の PC 利用ガイド」を紹介し、セキュリティ意識の向上を促した。</u> 情報セキュリティ教育研究センター及び情報基盤センターセキュリティ研究体と連携し、部局 CERT 担当者向けに実践教育の講習会を令和 2 年度 2 回(参加者合計 41 名)、令和 3 年度 3 回(参加者合計 50 名)実施した。
(3) 情報セキュリティ対策に係る自己点検及び監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 希望する部局に対してペネトレーションテストを実施(令和 2 年度 12 部局、令和 3 年度 11 部局)するとともに、前年度実施サーバについてフォローアップ調査を実施した。 情報セキュリティ監査体制を構築するために、情報セキュリティ・ポリシーや実施手順書等の遵守状況の確認を行う情報セキュリティ監査(内部監査)を、令和 2 及び 3 年度各 5 部局で実施し、内部監査人は令和 3 年度までに 9 名が資格を取得した。
(4) 他機関との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、警視庁及び警察庁、JPCERT、IPA を始めとする学外情報機関との連携により、サイバーセキュリティ情報を取得し学内通知を含む脆弱性対応を行った(令和 2 及び 3 年度)。

(5) 必要な技術的対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 全学セキュリティファイアウォールの整備を引き続き行い、令和 3 年度までに 37 部局が参加し、全学の 88% が移行した。 「東京大学 IP アドレス/全学 FW 管理システム (IPAC)」を継続して利用し、グローバル IP アドレスの管理を行った。また、部局で契約している、グローバル IP アドレスを付与する外部クラウドサービスを把握し、管理方法について検討を行った(令和 3 年度)。 学生向け・教職員向けのクラウドメールについて多要素認証の利用を推奨した(令和 2 及び 3 年度)。 全学的なソフトウェア包括ライセンス契約の締結 (Microsoft、Matlab) により、常に最新の状態に更新可能な環境を継続して提供した(令和 2 及び 3 年度)。 ウイルス対策ソフトウェアの全学包括ライセンス契約を締結し(令和 3 年度)、利用環境の整備を行った。 <u>簡便な方法で、かつセキュリティに十分配慮した利用環境として、全学教職員が学内ネットワークを学外から利用できる「東京大学教職員向け VPN サービス (UTokyo VPN)」の提供を開始し、学外においても UTokyo WiFi で接続されるネットワークと同等の全学ファイアウォールで保護されたネットワークを利用して、学内と同様の業務を実施できる環境を提供した(令和 3 年度)。</u> 安全性向上を目的として UTokyo Account 多要素認証機能の提供を開始し、学外から事務業務端末環境へリモートアクセスする際に多要素認証を必須とする方式とし、安全姓の確保を実現した(令和 3 年度)。
(6) その他必要な対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続のため無停止が求められる情報機器(生命・身体安全に関わる情報機器等)について調査を実施した(令和 2 年度)。 情報システム・機器導入、外部委託等におけるサプライチェーン・リスクを軽減するため、調達仕様書を見直し、サプライチェーン・リスク対応記載例の作成を行った(令和 3 年度)。

■事件・事故等の予防措置及び危機管理

事件・事故発生時において、実効性のある連絡体制を構築するために、「東京大学非常時及び緊急時の連絡体制」「海外渡航時における緊急時連絡体制」を整備するとともに、本部事務非常時連絡網を作成し、本部における非常時の連絡体制を明確にしている。各部局における危機管理に関する組織体制については、部局等の実情に応じて整備しており、各部局の非常時連絡網及び勤務時間外連絡先を本部総務課危機管理チームで把握し、危機管理に備えている。

令和 3 年度は、キャンパス内で発生した電気機器による大規模火災事故等を受け、環境安全本部内に火災事故災害対策検討タスクフォースを設置し、本学における現状の課題を網羅的に抽出して、再発防止対策検討報告書を作成した。そして、火災事故防止対策強化第 1 弾として、学内全ての研究室・実験室等における電気機

器のコンセント等の点検・清掃を実施した。併せて、教職員の危機意識及び危機への対応能力の向上を目的として作成している「危機管理マニュアル」についても、火災発見時の通報及び連絡の手順を分かりやすく伝えるため、非常時及び緊急時の連絡体制の記載を見直した。

この他、研究、教育活動等のために大学構内で動画撮影した映像及びこれを利用して制作したコンテンツの公開を希望する教職員等が、不適切な状態で公開することにより生じるトラブルや、当該映像等が犯罪に利用されることを未然に防ぐため、その取扱いを定めるとともに、構内映像非公開箇所指定マップや映像公開手順及び構内映像公開に係るチェックリストを作成し、対応について学内に周知した。

■災害時の危機管理に関する取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年度に避難時や防災訓練実施時の感染リスクを減らすために必要な対策のポイントをまとめた「コロナ禍における避難行動及び防災訓練の検討フローチャート」を作成した。そして、本フローチャートに基づき、新型コロナウイルス感染症対策を考慮した避難行動と防災訓練の実施方法を策定して、防災訓練により実際の手順を確認するとともに、「東京大学の防災対策マニュアル」についても、新型コロナウイルス感染症を考慮した対策を盛り込んだ内容に改訂した。

本部の防災訓練は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、参加者及び各災害対策班の人数を制限して実施し、令和2年度は全学災害対策本部の立ち上げ対応をオンラインで同時配信し、令和3年度はさらに、各災害対策班の様子についても一部オンラインで同時配信した。緊急参集職員訓練及び応急危険度判定訓練では、全部局の構成員の安否確認を同一システムにより一元的に管理・運用する安否確認システムを利用し、緊急参集職員への参集依頼メールの発信や参集可否の回答訓練を実施した。また、防災訓練を27部局で同時開催とすることとし、災害対策本部と部局間の情報連絡訓練を行うとともに、部局間においても、火災発生時の隣接部局に対する連絡訓練を取り入れるなど、本部と部局及び部局間が連携した情報伝達の訓練を実施した。なお、安否確認システムについては、令和2年度中に全部局において利用が開始され、令和3年度にはシステムの登録者を常に最新の状態に保つために、学務システム及び人事情報システムのデータとの自動連携の基盤を構築した。

【76】

■新型コロナウイルス感染症拡大防止におけるキャンパスの安全確保

国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中、令和2年4月には、学生・教職員に共通して重要な研究活動、授業、学生の課外活動、学内会議、門の閉鎖の指針を示した6段階の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京大学の活動制限指針」（以下、「活動制限指針」という。）を作成・共有し、レベルに応じたキャンパス活動制限へ大学として統一的に対応した。また、ウィズコロナであっても、教職員・学生が安心して研究・教育活動を行うことのできる安全なキャンパスを構築するため、令和2年7月に「東京大学新型コロナウイルス感染防止対策強化指針」を策定し、徹底した感染防止対策を行ってきた。新たな入構手続きとして、「東京大学新型コロナウイルス健康管理報告サイト」の設定・運用を行い、当該サイトからのモニタリング（入力件数調べ、保健センターによる全学としての感

染リスクの分析と危機管理）を行ったほか、Wi-Fi接続状況、電力使用量を活用したキャンパス活動調べや、COCOAアプリを利用したキャンパス内人口密度モニタリングも実施した。さらに、全学構成員を対象としたコロナ対策e-learning教材を開発し、新型コロナウイルスについての理解を深めた。

現在も新型コロナウイルスの感染状況は余談を許さない面はあるが、これまでの学内における対応・経験が蓄積されていることなども踏まえ、大学の活動を制約していた規制を解除していく段階に入ってきていることから、活動制限指針を令和4年4月1日付けで改訂することを決定し、活動制限指針レベルにおける対面授業の実施方針の見直し等を行った。

学内における新型コロナウイルス感染症への迅速な対応にあたっては、令和2年度に保健センターの保健師の増員、スペース拡充を行い、相談及び検査体制を大幅に強化した。また、教育・研究上必要と認められた学生・教職員に対して、PCR検査、抗原定量検査等を行うための検査体制も整備した。新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、令和3年7月に、主に教養学部1・2年生を対象（駒場キャンパスに在籍するその他の学生及び教職員も可）として、ウイルス不活性化唾液採取キットを用いたPCRモニタリング検査を実施した。また、12月より全構成員を対象として、「東京都新型コロナウイルス感染症モニタリングPCR検査」に参加し、令和4年3月までの実施期間中、延べ4,168人の学生・教職員が検査を実施した。構成員の健康と安全を守り、無症状感染者を早期に探知し、学内での感染拡大防止に取り組んだ。

■新型コロナウイルスワクチンの大学拠点接種に関する取組

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種における地域の負担を軽減し、接種の加速化を図ることで感染の抑制に貢献するため、新型コロナウイルスワクチンの大学拠点接種（以下、「大学拠点接種」という。）を実施することとし、令和3年7月から10月にかけて初回の接種を実施した（1回目計26,148名接種、2回目計25,079名接種）。追加（3回目）接種についても、初回接種と同様に地域の負担軽減を図り、感染拡大防止及び重症化を予防するとともに、安全なキャンパスを構築し、研究・教育活動を継続していくことが重要な責務であると考え、2回目の接種完了から6カ月以降の可能な時期になるべく早めに接種できるよう、令和4年3月から開始した。大学拠点接種の対象は、本学の学生・教職員及びその家族、同居者や、本学内で活動する事業者、派遣職員のほか、要請に応じて、附属病院がない近隣教育機関（計33機関）の学生・教職員及び留学予定者への接種にも協力した。

本学独自のワクチン管理の対応として、登録したスマートフォンから遠隔でリアルタイムに庫内温度を確認できる装置を導入するとともに、停電となっても12時間以上冷凍庫への電力供給を可能とする予備電源装置の導入を行った。救護室には、接種後待機中に起こりうる重篤な副反応に対応すべく、東大病院救急部の協力を得て万全の体制を整えた。また、予診・接種にあたっては様々な医療従事者の協力を得て実施したため、会場全体の運営マニュアルを作成し、適切に業務にあたった。

<研究の健全化に向けた取組の推進>

■研究費の不正使用防止及び研究倫理教育に関する取組

新任教職員研修において、引き続き研究費不正使用防止及び研究倫理等に関する

講義を行うとともに、新任教職員研修の内容を基に映像化した本学独自の研究費不正使用防止等に関する研究倫理教育の教材（令和元年度作成）について、令和2年度より学内向けネットワークにおいて配信し、さらに英語版についても令和3年3月より配信を開始した（再生視聴回数：日本語版 498 回、英語版 30 回）。これにより、新任教職員のみならず全構成員が、時間や場所に制約されることなく研究倫理教育を受講することを可能とした。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）文部科学大臣決定」の改正（令和3年2月）に伴い、コンプライアンス教育対象の拡大や監事の役割の明確化等について検討し、令和3年7月に「研究費不正使用防止計画」を改正した。これにより、不正防止にかかる内部統制の整備・運用状況について、監事が大学全体の観点から本計画の改訂や実施が適切に行われているかを確認し、総長及び執行部へ意見を述べる体制とし、監事との協働によって、研究費の適正使用に対するコンプライアンス教育の実施状況確認や部局における検収体制の調査を行うとともに、本部関係部署と連携して、研究費不正使用防止計画の進捗状況の検証を行った。これを踏まえ、今後も、研究費不正使用防止計画の推進部署、監査担当部署と各担当部署の連携を強化し、研究費不正使用の抑止効果の高い内部監査だけでなく、日常業務の各段階において教職員が不正使用に注意を払い、さらに研究倫理教育の受講環境を整えることで、構成員へのさらなる不正防止意識の浸透に取り組むこととした。【80】【81】

<施設マネジメントに関する取組>

■施設の有効利用や維持管理（予防保全を含む）に関する取組

平成29年度・30年度に作成した「施設保全カルテ」を基礎資料として、個別施設ごとの具体的な改修方針及び修繕計画を定めた「東京大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」を令和元年度に策定し、予算の平準化やトータルコストの縮減に資する計画の作成に活用している。必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するために、「施設保全カルテ」による点検を3年ごとに実施しており、令和2年度は本郷キャンパスの該当建物124棟の現地調査を、令和3年度は駒場Ⅰ、駒場Ⅱ、柏、白金台、中野キャンパスの該当建物計107棟の現地調査を実施し、評価・分析を行った。また、今回の調査にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として講義室の換気量及びトイレの非接触化にかかる調査票を「施設保全カルテ」に新たに加え、令和3年度までに、上記調査に基づく換気設備工事等で、計21室の換気を改善、中等教育学校棟トイレ改修工事等で、トイレの非接触化率を74%まで向上させた。【72】

また、引き続き新たな共同利用スペースの確保を図り、令和元年度44,064㎡から、令和2年度49,360㎡、令和3年度53,681㎡へと増加した。「全学的な共同利用スペースの貸与に係る運用について」に基づき、国際的に卓越した研究拠点、産学官民協働拠点、その他全学事業のための利用に対し重点的な貸与を進め、戦略的運用を推進した。令和3年度は、特に、ニューロインテリジェンス国際研究機構の組織拡大に伴い、戦略的に2,832㎡の貸与を行った。【73】

■キャンパス計画等に基づく施設整備に関する取組

「東京大学キャンパス計画大綱」（平成26年3月制定）や各地区のキャンパス計

画要綱に基づく行動計画により、「東京大学インフラ長寿命化計画」も参照しながら、事業から導かれる効果の大きさや整備の効率性、安心・安全な環境整備を十分に勘案し、既存施設の有効活用を最大限図った上で、以下のとおり施設整備を進めた（ポストコロナ社会に適合した施設への改修等については、P.38「安全・スマート・インクルーシブなキャンパスの実現に向けた施設整備」を参照）。

本郷地区キャンパスでは、医学部附属病院管理研究棟（11,594㎡）の耐震改修工事、工学部5号館Ⅰ期（5,880㎡）及び医学部附属病院臨床研究棟西Ⅰ・Ⅱ期（7,370㎡）の機能改善工事、工学部5号館Ⅱ期（5,880㎡）、農学部1号館Ⅰ・Ⅱ期（9,740㎡）、情報基盤センター（7,010㎡）の耐震化を含む機能改善の改修工事が完了した。駒場Ⅰキャンパスでは、老朽化したトレーニング体育館・旧第2体育館の代替施設となる体育施設改築工事（3,484㎡）が令和2年度に完了した。新体育館は、「コミュニケーションアリーナの創出」を設計コンセプトとしており、本学におけるスポーツ・身体運動教育と学生課外活動の拠点として多くの学生・教職員に利用されている。白金台キャンパスでは、医科学研究所3号館Ⅰ期（2,580㎡）の耐震化を含む機能改善の改修工事が完了した。【69】【71】

また、「柏キャンパス開発・利用計画要綱」に基づく「柏地区キャンパス第4次整備計画概要」において、利用計画を実験施設等、運動施設及び運動場と定められている柏キャンパス北東側用地（約52,000㎡）について、令和2年度に、東京大学FSI債（初回債）の資金によって柏キャンパス北東側の未取得地部分を取得したことを受けて、「柏FUSIONフィールド」（令和5年完工予定）の整備に着手した（P.23「多様な財源による教育研究環境の整備」参照）。【60】【69】

■学内外の不動産の有効活用に向けた体制整備

学内外の不動産の有効活用に向けて、キャンパス長期構想担当の副学長を座長とし、都市計画、建築、不動産その他関連分野において専門的知識を有する本学の教職員を委員として構成する「東京大学キャンパス等長期構想WG」を令和3年度に設置した。本WGでは、本学が所有・利用する不動産について、キャンパス計画要綱に基づく具体的かつ長期的な維持・運用計画の策定に関する事項や、主要キャンパス（本郷地区キャンパス、駒場地区キャンパス及び柏地区キャンパス）が位置する地方自治体が定める、都市計画及び地区計画に関する当該自治体との調整、主要キャンパス及び周辺の不動産の再開発・活用方針について関係する地方自治体等との調整等について、キャンパス計画室とも密接な連携を取りながら検討していくこととし、令和3年度は「都市計画サブワーキング」を設置し、文京区との関係事項の企画・検討・調整等を進めた。【69】

■多様な財源を活用した整備手法による整備に関する取組

P.22「大学債（東京大学FSI債）の発行による財務基盤の強化」、P.23「多様な財源による教育研究環境の整備」、P.38「安全・スマート・インクルーシブなキャンパスの実現に向けた施設整備」参照。

■環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進

P.37「『Race to Zero』への参加及びキャンパス内の省CO2対策の推進」参照。

II 大学の教育研究等の質の向上
(4) 産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学によるイノベーション活動の世界拠点化のため、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資事業を行うとともに、人的及び技術的援助等を通じて、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図る。
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【36】 ファンド・オブ・ファンズまたは共同投資等を通じた、既存ベンチャーキャピタル事業者への切れ目ない資金提供等の取組を実施する認定特定研究成果活用支援事業者の活動を通じて、大学のイノベーションエコシステムの充実に貢献する。【◆】</p>	III	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P. 50 特記事項「特定研究成果活用支援事業の推進」参照。 ・ 特定研究成果活用支援事業の一環として平成29年度に創設した「東京大学事業化推進助成制度（東京大学 GAP ファンドプログラム）」については、令和3年度までに計105件採択し、必要な費用の助成や助言等の支援を実施した。<u>東京大学 GAP ファンドプログラムでの成果が直接的に寄与して起業した東大発ベンチャーは12社、その他、ライセンス取得21件、特許出願44件と進展した。</u> ・ 喫緊の課題に対応するため、<u>令和2年度には、新たに「新型コロナウイルス感染症対策実用化推進助成制度」を開始した。</u>新型コロナウイルス感染症対策の実用化に資する知的財産（臨床研究によって得られたデータ、出願予定の特許や、ソフトウェア著作権等、新型コロナウイルス感染症対策に寄与するビッグデータ、推論エンジン、シミュレーションプログラムなど広義の知的財産を指す。）等を核とした研究成果の実用性の検証または向上を目的とした実施課題に対して、必要な費用の助成（最大3億円程度、助成期間：最長1年6ヶ月）及び助言等の支援を行うものであり、令和2年度9課題、令和3年度2課題を採択し、令和3年度には全課題に対してヒアリングを実施し、研究の進捗と社会実装の見通しについて確認した。 ・ 特定研究成果活用支援事業の一環として令和元年度に開始した、<u>企業との実証研究を経てカーブアウトベンチャー・ジョイントベンチャーを創出し、研究成果の実用化を目指す「産学協創ベンチャー創出プログラム」については、令和3年度までに計3件採択し、企業との共同実証研究を開始し、全課題が終了した。そのうち1課題については、産学協創推進本部、東大 TLO と連携し、ベンチャー設立が完了した。残りの2課題についても、ベンチャー設立に向けて産学協創推進本部、東大 TLO、東京大学協創プラットフォーム開発株式会社（東大 IPC）と連携し、継続的に支援を行った。</u>
<p>【37】 大学における教育研究活動を活性化させるため、社会との連携を通して構築された「知の協創の世界拠点」としての東京大学における人材循環を確立するための取組を実施する。【◆】</p>	III	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノベーション人材教育プログラムの開発・推進によって、人材を継続して育成することを人材循環と捉えており、そのため、産業界と連携した大学・企業の若手研究者（修士・博士過程の学生を含む）を対象に、起業を支援するスタートアップ支援プログラムの整備やビジネスプランコンテストの実施、モノづくり実践型の技術イノベーション教育プログラム等に取り組んだ。令和2及び3年度に新たに取り組んだ内容は以下のとおり。 ・ 本学の卒業生・研究者・学生の起業を支援するスタートアップ支援プログラム「東京大学 FoundX」（令和元年度運用開始）について、協賛企業であるダイキン工業株式会社との協業も視野に入れて、<u>令和2年度に、FoundX 向けの新たな拠点を本郷キャンパス周辺の学外に借り受けて整備し、活動を拡大して推進した。FoundX で提供する既にアイデアが固まっているチーム向けのプログラム「Founders program」には、ダイキン工業株式会社からも3チームを受け入れたほか、令和3年度までに累計258チームの応募があり、採択した29チームのうち既に14社が起業した。さらに、令和2年10月に本学が Google と締結した「AI 相利共生未来社会」の実現に向けたパートナーシップに基づき、Google for Startups の支援を受けて、創業者向けの“Founder’s Lab”やマネージャー向けの“Middle Management</u>

		<p>School”を開催し、令和2年度は合計約140名、令和3年度は合計約100名が参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルな起業家人材を育成するアントレプレナーシップ教育プログラム「東大 EDGE-NEXT」について、令和3年度に新たに「Pre-基礎編」を設け、SDGsの課題解決を目指し、本学教授陣からのSDGsの本質を語る講演を中心に、EDGE-NEXTプログラムの説明や、参加者の自己紹介による課題解決に向けた仲間集めの機会を提供した。「東大EDGE-NEXT」は、目的や段階に応じた4段階（Pre-基礎編、基礎編、発展編、実践編）のプログラムからなり、令和3年度にはJICAを介したインド工科大学大学院からの4チームが参加する等、国内外の大学、国立研究所、企業、投資家、ビジネスメンター等の異なる組織の方々との議論を通じて、コミュニケーション力を磨き、ネットワークを作ることが可能であり、令和2及び3年度の参加者数の総数は、延べ230名に上った。
<p>【38】 大学のイノベーションエコシステムを充実するため、様々なベンチャー支援機関等と連携した取組を実施する。【◆】</p>	<p>IV</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業界と本学との密接な意見交換を可能とし、産学連携推進の双方向性ネットワーキングのためのプラットフォームである「東京大学産学連携協議会」について、産学連携にとどまらず社会連携を含めた時代の要請に応じた意見交換ができるよう「東京大学産学協創・社会連携協議会」として令和2年度に改組した。令和3年度には、同協議会に「<u>uTIE専門委員会</u>」を設置した。本委員会は、本学が、東大関連スタートアップと当該スタートアップに関心のある大企業や支援者のハブとなり、それぞれの情報に相互にアクセスすることを通じて、スタートアップ、産業界、本学の連携支援のプラットフォームとなることにより、<u>スタートアップエコシステム事業を国際的に発展させるとともに、地域連携により推進していくため、「uTIE制度」を創設・実施することを目的としている。</u>令和3年度は、uTIE事業の一つとして、大企業とスタートアップのマッチングや、アントレプレナー（企業内起業家）の育成等を目指す「uTIEメンバーシップ」を立ち上げた（P.51特記事項「スタートアップエコシステムの拡充」参照）。 ・インキュベーション施設については、入居年数とともに段階的に賃料が上昇する家賃体系やベンチャー支援の対価を新株予約権等で受け取れる制度等により、起業初期の費用負担軽減にかかる取組を引き続き進めており、令和3年度までに20社から新株予約権を取得した。 ・P.6 全体的な状況「産学協創によるベンチャーエコシステムの構築」参照。 ・P.50 特記事項「『組織対組織』の総合的な産学協創の推進」参照。 ・P.51 特記事項「日本における量子コンピューティングのエコシステムの構築に向けた取組」参照。 ・P.51 特記事項「組織的利益相反マネジメントの体制整備」参照。

II 大学の教育研究等の質の向上
 (5) その他の目標
 ② 附属病院に関する目標

中期目標 ● 大学病院としての医療の質の向上を図り、先端医療開発を推進しつつ、優れた医療人の育成を図るとともに、安定的な運営基盤を確保する。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【45】 超急性期医療体制及び患者の療養環境をさらに充実させることにより、医療の質を向上させ、がんの集学的治療や移植医療等を推進するとともに、他医療機関との連携を強化する。</p>	<p>III</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） <医学部附属病院> ・新型コロナウイルス感染症重症患者の受入を維持しつつも、引き続き、救命ICU病床については各病棟の横断的診療体制を整備し、それ以外の高次機能病床及び救急病床である特定集中治療室の運用についても、重症度医療看護必要度の患者割合の年間平均が、ICU1病棟は98%以上、ICU2病棟は92%以上、PICU病棟は97%以上といずれも高い割合で重症患者を受け入れ、高度な医療を提供した。 ・予防医学・医療の海外への教育と普及を目的として、令和2年4月に国際検診センターを設置し、令和3年4月の稼働開始に向けて、令和2年度に入院棟Bの改装に着手し、医学部附属病院の高度な医療体制（先進的な医療機器による質の高い検査と診断、各専門診療科による迅速診断と専門医師による結果説明）を生かした検診の実施に向けた環境整備を行った。しかし、政府の新型コロナウイルス感染症に関する水際対策措置とする外国人の入国制限を踏まえ、令和3年度は、院内外の関係者を対象とした内覧会の開催、院内シミュレーション及び国内在住外国人等の模擬検診者によるリハーサル（計5回）、受託者向けオンライン説明会を実施するとともに、院内関係部署との連携について調整を行い、稼働に向けた体制を万全にした。また、同センターが中心となり展開している予防医療国際化事業の一環として、令和3年4月、6月及び令和4年1月に、海外連携病院である中国浙江省人民医院とのオンライン講演会を開催（参加者約220名）し、医学部附属病院の医師による糖尿病、内視鏡及び形成外科に関する講演を行い、活発な意見交換を実施した。 ・CAR-T療法（再発または難治のCD19陽性のB細胞性急性リンパ芽球白血病（25歳未満）、びまん性大細胞型B細胞リンパ腫（DLBCL）療法）の開始を目指し、小児科・血液内科・検査部・輸血部・看護部・集中治療部・事務部で連携してワーキンググループを設立し、CAR-T療法認定施設の監査対応や運用構築を行った。令和4年2月に監査を実施、CAR-T療法施設認定を受け、令和4年4月から運用開始を予定している。 ・P.52特記事項「臓器移植医療センターを中心とした高度先端的医療の提供」参照。 ・東大病院と地域医療機関との連携強化を目的として、令和3年10月～11月に、医師会連携病院限定Web配信で第7回東大病院地域医療連携会を実施し、医学部附属病院30診療科による先進的な取組を紹介し、閲覧数は延べ1,552回に及んだ。また、日本最大級の医療従事者専用サイト（m3.com）の会員基盤を活用した地域医療連携支援サービスへ、令和3年3月から9月に4診療科の記事を掲載し、多くの医療機関の医師が記事を読覧し、新規連携先獲得に繋がる情報発信となった。 ・病診連携や病病連携をより緊密にし、地域医療の向上を図ることを目的とした「医療連携機関登録制度」を引き続き活用し、連携医療機関数は、424医療機関（平成28年度末）から746医療機関（令和3年度末）に増加し、地域の医療機関との緊密な医療連携を行った。 ・近隣医療機関との患者紹介・逆紹介率は85.2%であり、引き続き高い水準を維持している。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 大学病院後方支援医療機関連携コンソーシアムの構築については、P. 54 特記事項「3 大学病院後方支援医療機関連携コンソーシアムの構築」参照。 ・ P. 54 特記事項「医学部附属病院・医科学研究所附属病院との連携による病院機能強化特別プロジェクト」参照。
<p>【46】 クリニカルリサーチセンターの設置、臨床研究のモニタリング体制及び支援体制の機能強化により、研究環境を改善し、新たな医薬品、医療技術等先端医療の開発と提供を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>(令和 2 及び 3 事業年度の実施状況) <医学部附属病院></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院棟 B 内の Phase 1 ユニットで令和 2 年度 5 件(企業治験 3 件、医師主導治験 2 件)、令和 3 年度 7 件(企業治験 6 件、医師主導治験 1 件)の治験を実施し、<u>新たな医薬品の開発を推進した。</u> ・ <u>医学部附属病院を代表機関とする医師主導治験(令和 2 年度 9 件、令和 3 年度 8 件)の実施支援を含め、令和 2 年度はモニタリング 19 件(医師主導治験 11 件、臨床研究 8 件)、データ管理 15 件(医師主導治験 6 件、臨床研究 9 件)、令和 3 年度はモニタリング 21 件(医師主導治験 11 件、臨床研究 10 件)、データ管理 13 件(医師主導治験 4 件、臨床研究 9 件)を実施した。</u> ・ 大学等の優れた基礎研究の成果を革新的な医薬品・医療機器等として国民に提供することを目指して、文部科学省が令和 3 年度より開始した「橋渡し研究支援機関認定制度」へ申請を行い、<u>令和 3 年 12 月に「橋渡し研究支援機関」として認定された。</u> ・ P. 52 特記事項「臓器移植医療センターを中心とした高度先端医療の提供」、「手術支援用ロボットによる低侵襲手術の推進」参照。 ・ 令和元年度の臨床研究推進センターの組織再編後、センター全体の支援体制強化の一環として、学内外の研究者からの様々な質問・相談に対応するワンストップ相談(センター内の専門部署のメンバーに加えて、必要に応じて外部の有識者をエキスパートとして招聘)の窓口を設置し、<u>令和 2 年度は年間 62 件、令和 3 年度は年間 121 件の相談等に対応し、臨床研究における信頼性の確保を支援した。</u> ・ <u>臨床研究ガバナンス部臨床研究公正推進室、臨床研究推進センター臨床研究一元管理室及び研究支援課との定期的な会議(月 1 回)を開催し、臨床研究における不適正事案の発生を発見・予防する取組の確認と見直しを開始した。</u>令和 3 年度は各部署における不適正事案取り扱いの役割について、現状の整理と可視化を行った。 ・ P. 52 特記事項「臨床研究ガバナンス部再編による支援体制強化」参照。
<p>【47】 初期臨床研修プログラム及び研修環境を改善し、専門医制度改革に伴う専攻医の育成において大学病院としての役割を果たす。また、臨床実習生の受入や医療従事者の生涯教育を行い、優れた医療人の育成に取り組む。</p>	<p>III</p>	<p>(令和 2 及び 3 事業年度の実施状況) <医学部附属病院></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修医と病院長との意見交換会(令和 3 年 9 月実施)及び四半期毎に行っている研修医アンケートから抽出された要望をもとに、<u>研修医室の診療端末の増設及びクリニカルシミュレーションセンターの利用可能時間の延長を行うなど、研修環境を改善した。</u> ・ 令和 4 年度卒後臨床研修プログラムについて、研修環境を整備するため研修プログラムを 5 つから 4 つに集約し、ローテーション内容についても、研修医からの要望を踏まえ I プログラムの 2 年目ローテーションについて、進路選択に活用してもらえるよう選択科目の期間を増やし改善した。 ・ 専門研修プログラムでは、各領域の専門医の育成を図るべく <u>18 の基本領域について令和 2 年度 182 名、令和 3 年度 185 名の専攻医を登録した。</u> ・ P. 52 特記事項「看護師の特定行為研修(術中麻酔管理領域)の実施」参照。 ・ 国公私立大学病院を対象とした各種医療技術者研修会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、<u>令和 2 年度は栄養師研修(令和 2 年 10 月)のみ、令和 3 年度は 10 月に放射線技師研修、栄養師研修、臨床検査技師研修をオンラインにて実施した。</u>

<p>【48】 平成 29 年に竣工を予定している新病棟の円滑な開設を目指すとともに、社会情勢を見極めつつ、持続的な病院運営基盤のためのマネジメント機能を充実させる。</p>	<p>III</p>	<p>(令和 2 及び 3 事業年度の実施状況) <医学部附属病院> ・「東大病院募金」として、令和 3 年度に 206 件、合計 140 百万円の寄附を受けた。また、高額寄附者を対象としたサポーターズクラブを運営し、寄附者を募るため令和 3 年 9 月に都内税理士等を対象とした説明会を開催した。 ・効率的かつ低コストとなる運用の実現に向けて、検体検査システムの更新を令和 2 年 8 月に開始し、令和 3 年 5 月に完了し稼働した。これにより、検査機器及び試薬・消耗品を含めたトータルコストでの経費削減が可能となり、全システム稼働開始以降 5 年間で約 5 億 73 百万円の経費削減を見込んでおり、<u>令和 3 年度には、検査機器 42 百万円、試薬・消耗品 77 百万円の経費削減を実現した。</u> ・コロナ禍によって新たな経営課題となった新規患者数の回復を図るための取組として、令和 2 年度から、各診療科（部）ホームページによる広報活動強化や地域医療連携及び社会貢献活動強化に向けた取組（35 件）に対して、病院長裁量経費により約 1,500 万円の財政支援を開始し、<u>新規患者の獲得、関連医療機関との連携強化に向けた取組を加速化させた。</u>本取組は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を勘案して令和 3 年度も継続し、各診療科（部）の取組（18 件）に対して約 1,400 万円の財政支援を行い、ホームページの SEO 対策（Search Engine Optimization（検索エンジン最適化））の強化やクリニック等へのプロモーションの促進等を実施した。 ・KPI や各診療科の患者数等の経営情報の可視化を図るとともに、教職員に分かりやすい経営指標等を掲載した院内ホームページ「東大病院 Management-NET」を引き続き公開し、令和 3 年度は新たに、診療科別統計資料及び中央施設部門に係る統計資料を掲載し、さらなる内容の充実を図った。 ・令和元年度に受審した公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の結果を踏まえ、総合医療情報システム（電子カルテ）と連動する医療文書作成システムに登録された説明同意文書の使用状況の確認や、<u>抗がん剤レジメンの定期的な見直し及び薬剤師の新規雇用（4 名）による土日・休日の抗がん剤の調製・混合を薬剤師が担当する体制の開始等の改善を行った。</u> ・<u>後発医薬品の積極的な切替による経費節減を図るため、購入額が大きい先発医薬品を中心に、国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）から取得した他大学の採用状況等も踏まえて、後発医薬品導入検討専門委員会において後発医薬品の導入に係る審議を行い、令和 3 年度に新たに 7 品目の切替を実施することで、年間 22,400 万円の経費節減を図った。</u>また、令和 3 年度からの新たな取組として、<u>手術室で使用する縫合糸の集約・切替の可能性を検討するため、後発医療材料を 1 か月間試用する「臨床サンプル評価」を実施し、経済性及び安全性を十分鑑みた上で、後発医療材料への切替を検討した結果、年間 2,286 万円の経費節減を図った。</u> ・コスト削減を図るための参考資料として、手術部で実施した手術症例別・患者別の医療材料使用状況を把握し、令和 2 年 4 月から令和 3 年 8 月に実施された 11,135 症例の原価計算による経費率を分析した。さらに、手術部で分析した知見を活かし、新たに、放射線部で実施されている手術・心臓カテーテル検査等のコスト分析にも着手し、令和 2 年 6 月から令和 3 年 2 月までの 1,375 症例について、診療科意見交換会で経費率を提示し安価な同種同効品への切替を検討した。その結果、<u>令和 3 年 3 月からの CT エクステンションチューブ切替により年間 1,000 万円、令和 4 年 1 月からの血管造影で用いる医療材料（アンギオキット）切替により年間 3,270 万円の経費削減を図った。</u> ・P. 53 特記事項「コロナ禍における病院経営改善」参照。</p>
---	------------	---

<p>【49】 医科学研究所附属病院は、時代の要請に応じ、新規予防・治療法開発に向けて橋渡し研究・早期臨床試験の拡充と人材育成を推進し、国立大学国際共同利用・共同研究拠点研究所附属のユニークなプロジェクト病院として、学内・学外の先端医療開発の支援にも取り組む。</p>	<p>III</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) <医科学研究所附属病院> ・新規予防・治療法開発に向けて、引き続き、TR（橋渡し研究）・早期臨床試験の開発を推進し、以下のとおり、再生医療及びウイルス療法、抗体・ワクチン療法、ウイルス感染症などの先端的医療開発に取り組んだ。 ・腫瘍溶解ウイルス・G47Δについて、<u>膠芽腫の患者に対して医科学研究所附属病院で実施した医師主導治験の結果に基づき、令和3年度に厚生労働省において「デリタクト注」として承認され、臨床研究1件が終了、1件が継続中であり、さらに、他医療機関での前立腺がんに対する先進医療としての実施が令和3年度に厚生労働省において承認された。</u> ・遺伝子組換え麻疹ウイルスについては、令和3年度にカルタヘナ法の承認が得られ、治験届提出が完了した。 ・再生医療については、白血病に対する免疫遺伝子療法の医師主導治験の第一相試験が令和2年度に終了し、引き続き、医師主導治験の第二相試験を令和3年度に実施した。 ・臍帯由来間葉系細胞 IMSUT-CORD については、COVID-19 の急性呼吸窮迫症候群（ARDS）に対する企業治験が令和2年度から開始された。本治験では、臍帯由来間葉系細胞 IMSUT-CORD を用いて、COVID-19 重症例に見られる過剰炎症を軽減し、肺の組織障害を修復することで、ARDS による呼吸不全を改善し、COVID-19 の重症化予防及び致死率の低減に寄与することを目指している。この他、新生児脳症に対する臍帯由来間葉系細胞 IMSUT-CORD 投与の有用性に関する企業治験が令和3年度より開始した。 ・SARS-CoV2 に対する予防ワクチンの接種後を対象とした、不活化ワクチンのブースト接種医師主導治験を準備し、令和3年度に開始した。また、SARS-CoV2 に対する遺伝子組換え麻疹ウイルスを用いた予防ワクチンの非臨床試験段階における、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）との「レギュラトリーサイエンス戦略相談（RS 戦略相談）」や、医師主導治験実施のためのカルタヘナ対応の支援を行った。 ・COVID-19 に対するメフロキンの多施設医師主導治験を令和2年度に引き続き実施した。<u>令和2年度より、医学部附属病院が主導する肺炎合併 COVID-19 患者 45 例を対象とした、COVID-19 に対するフサン単独及びアピガン併用下でフサンの臨床効果を検証する多施設共同臨床研究に参加し、引き続き実施した。また、令和3年度より、医学部附属病院が主導する早期軽症者 COVID-19 患者 30 名を対象とした COVID-19 に対するフサンのウイルス抑制効果を検証する多施設共同臨床研究に参加した。</u> ・この他、臍帯血移植や HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）及び HIV（ヒト免疫不全ウイルス）等の難治性ウイルス感染症、希少疾患のプロジェクト診療を継続して行い、先進医療を推進している。 ・TR（橋渡し研究）・早期臨床試験、プロジェクト診療等の開発、推進に資する人材の育成にあたって、TR、早期臨床試験、プロジェクト診療等を担うエキスパート（医師、看護師、検査技師）を養成するとともに、病院職員教育にも努めた。詳細については、P. 52 特記事項「臨床研究推進のための専門的人材育成」参照。 ・先端医療開発の支援については、P. 52 特記事項「先端医療開発支援に向けたスタディ・マネージャーの育成」参照。</p>
--	------------	---

II 大学の教育研究等の質の向上
 (5) その他の目標
 ③ 附属学校に関する目標

中期目標 ● 附属学校の設置目的を踏まえ、これからの中等教育における教育実践研究の在り方を示す。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【50】 本校の特徴でもある教科・総合的な学習における探究的な学びと特別活動が、大学での学びや実社会での生活に、どんな時にどのような効果を与えているかを、これまでの双生児研究の蓄積を活かしながら、卒業生の調査も視野に入れて検証していく。</p>	<p>III</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 「教科・総合的な学習における探究的な学びと特別活動」の効果測定・検証に向けて、以下のとおり取り組んだ。 ・令和2年度の附属学校全体の研究テーマとして、「6年間の発達を見通したこれからの学校教育の在り方について～総合的な学習の時間を通して～」を掲げ、「主体的・探究的な学び」の中で「教科学習」と「総合的な学習」がどのように関連し合いながら生徒の育ちに寄与しているのかを明らかにし、公開研究会での報告のほか、附属学校論集に記載し公表した。令和3年度は、「個別最適な学びへの模索」を研究テーマとして取り組んだ。公開研究会では、多様性、評価、ICTの3つのテーマに絞って発表し、実際に授業を公開したほか、参加者とともに全体会を行った。これら3つのテーマをもとに、生徒の活動の多様性を認め、どのように学習の評価活動を実施するのか、また、その授業場面においてどのようにICTを活用することができるかを手がかりとして、研究テーマに迫った。 ・双生児研究に加えて、主体的・探求的学びを実践してきた附属学校の教育の効果検証をするため、教育学研究科附属学校教育高度化・効果検証センター（CASEER）と連携して、令和2年度・令和3年度も引き続き在校生パネル調査を実施し（令和2年度回収数：合計791、回収率95.5%、令和3年度合計688、回収率96.4%）、基礎的な集計・分析を行った。さらに、附属学校での学びの長期的効果を検討するために、卒業後継続調査に同意が得られている平成28年度の卒業生に対して、令和3年9～10月に追跡調査を実施した（回収数：合計55名、回収率48.2%）。 ・在校生パネル調査については、令和3年度までに6年間のデータが蓄積された。その結果から、生徒の年齢が上がるにつれて、文化や自然への興味が増すことや、主体的・探究的な学びの活動に多くつながることが示唆された。また、校外でのフィールドワークや専門家を招聘してのワークショップ・講演が、生徒の知的関心を掘り起こし主体的な学びへと誘っている実態や、卒業生の追跡調査による卒業生のパーソナリティ形成との相関など、探究学習に関する豊かな知見が得られた。 ・令和3年2月に「主体的・探究的な学びの体験がもたらす高大接続・社会への貢献－東大附属中等教育学校での学びの長期的効果」、令和4年2月に「これから求められる主体的・探究的な学びのかたちとは－東大附属中等教育学校での教育実践と効果検証から見えてくるもの－」と題した、附属学校共催・CASEER主催シンポジウムをオンラインにて開催し、国内外から多くの教育関係者が参加した（令和2年度約300名、令和3年度約300名）。本シンポジウムにおいて、卒業生調査やパネル調査結果に基づく卒業生及び在校生の主体的・探究的学びとその教育効果について報告し、研究成果を発信した。</p>

<p>【51】 東京大学全学の学生のための教員養成に関して、教育学部との連携を強めながら協力する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員を目指す本学学生のための教員養成に関し、附属学校での教育実習者に対しては、実習終了後にアンケート調査及び聞き取り調査を行い、教育学部と連携して附属学校での教育実習内容の課題について検討し、改善に取り組んだ。 ※教育実習に関する具体的な実施状況及び教育実習後の調査については、P.56 特記事項「教育実習について」参照。 ・令和2及び3年度に、教員を志望する本学学生を対象とした教育学部主催の進路セミナーにおいて、教職に関する講話を附属学校教員が行ったほか、教育学研究科教職開発コースや教育内容開発コースの授業見学や実地研究を受け入れ、本学の学生が学校現場への知見を深めるのに寄与するとともに、その報告書や研究レポートの共有を通して附属学校の教育実践をより高める仕組みを構築した。
---	----------	---

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

○産業競争力強化法の規定による出資等について

1. 特記事項

■特定研究成果活用支援事業の推進

引き続き東京大学協創プラットフォーム開発株式会社（東大IPC）との連携を推進し、東大IPCが組成した「協創プラットフォーム開発1号ファンド（協創1号ファンド）」が出資契約を締結しているベンチャーキャピタル（VC）から出資の行われた本学関連ベンチャーは、令和2年度に3社、令和3年度に5社増えて、累計45社となったほか、令和3年度に、協創1号ファンドから新たに本学関連ベンチャー7社（累計27社）に対して協調直接投資を決定し、累計で約92.1億円を出資するなど、ベンチャー創出・育成を推進した。このうち、令和2年度には3社のIPO及び1社のM&Aを協調直接投資案件から生み出すことができた。

また、本学が構想するイノベーションエコシステムの構築を進める上で不可欠なものとして、令和2年1月に当初出資金27.65億円にて「オープンイノベーション推進1号ファンド（AOI1号ファンド）」を組成し、企業が事業を切り離して独立させるカーブアウト型へのスタートアップや、大企業と共同設立するジョイントベンチャーなど、令和2年度に6社、令和3年度に14社に対して約43.5億円の投資を実施した。また、東大IPCが本学と共催し業界のリーディングカンパニーと共に運用するインキュベーションプログラム「東大IPC1st Round」を通じて、シードベンチャーと大手企業の連携を数多く実現し、その中から計10社への投資を実現した（協創1号ファンド、AOI1号ファンド合計）。これらの先進的な取組及び投資実績が評価され、令和3年4月、民間からの出資を獲得することでファンド規模をこれまでの約10倍となる240億円超へと拡大し、同年12月にファイナルクローズを迎えることで数千万円のシード投資から20億円規模の大型投資まで幅広く対応が可能となった。同年4月に、「東大IPC1st Round」へ新たに筑波大学、東京医科歯科大学、東京工業大学が共催大学として参加し、大学横断型の「1st Round」へとリブランディングしたことに合わせて、AOI1号ファンドでは、東京大学関連ベンチャーのみならず、他国立大学等関連ベンチャーに対する投資の検討も開始した。

このように2つの目的別ファンドを企画・運用することで、大学関連ベンチャーのさらなる裾野拡大と共に、イノベーションエコシステム（イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム）の拡充を図った。【36】

■「組織対組織」の総合的な産学協創の推進

産学協創のうち、組織対組織の大規模組織間連携については、令和元年度までに締結した株式会社日立製作所、日本電気株式会社、ダイキン工業株式会社、ソフトバンク株式会社、三井不動産株式会社に加えて、令和2年度は新たに、日本ペイントホールディングス株式会社、日本アイ・ビー・エム株式会社、住友林業株式会社との産学協創協定をそれぞれ締結した。さらに、本学としては初めてとなる外国企業との産学協創協定として、インド産業界を牽引するTata Consultancy Services（TCS）との産学協創協定を締結したほか、令和3年度には、新たに株式会社クボ

タとの産学協創協定を締結した。大規模組織間連携の案件数については、平成28年度からの合計が11件と着実に増加し、研究面での連携だけでなく、起業支援から人材育成までを包括した「組織対組織」の総合的な産学協創を引き続き順調に推進した。【38】

（大規模組織間連携の概要）令和2及び3年度

協定名	締結年月	概要
日本ペイントホールディングス株式会社と国立大学法人東京大学との間における産学協創協定	令和2年5月	<ul style="list-style-type: none"> 「塗料とコーティング」を軸に、抗ウイルス技術を含む新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資する技術や、感染拡大が終息した後に訪れる新たな社会の課題解決に向けた技術の実現に注力。 令和2年から5年間で、拠出する資金は11億円規模を予定。
日本アイ・ビー・エム株式会社と国立大学法人東京大学との間における産学協創協定	令和2年6月	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年12月に締結した「量子コンピューティング分野について協力する覚書」及び同覚書におけるゲートウェイ構想を産学協創協定へ発展。 日本を量子コンピューティングにおけるリーダーとすべく Japan-IBM Quantum Partnership を推進し、アプリケーションの研究開発を目的とした量子コンピューティングシステムの日本への導入や、ハードウェア・コンポーネント開発のための技術開発センターの創設等を行う。
住友林業株式会社と国立大学法人東京大学との間における産学協創協定	令和2年9月	<ul style="list-style-type: none"> 木や植物の経済的価値の向上、森林資源の公益的価値の顕在化、木や植物と人の関係の定量化の3つの視点から多角的にグローバル・コモンズに資する協創を推進するとともに、人材育成とベンチャー企業の協業にも取り組む。 令和2年から10年間で、拠出する資金は10億円規模を予定。
INDUSTRIAL/ACADEMIC COLLABORATION AGREEMENT	令和2年10月	<ul style="list-style-type: none"> 本学としては外国企業として初めてとなるTata Consultancy Services（TCS）との産学協創協定。 社会やビジネスの課題に対し、東京大学が持つ卓越した知識、研究力を全学より結集し、TCSがグローバルで培ったIT、エンジニアリングの知見を駆使して、日

		<p>本とインド、さらには世界におけるより良い社会づくりを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術連携、人材交流、イノベーション創出、スタートアップ・エンゲージメントといった相乗効果の高い領域から活動を開始。
株式会社クボタと国立大学法人東京大学との間における産学協創協定	令和3年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・両者が有する知見や技術とネットワークを活用し「食料・水・環境」分野における100年先の未来を見据えた課題解決に取り組む。 ・地域（ローカル）レベルから地球規模（グローバル）を意味する「グローバル」において、自然共生（バイオ）と循環型社会（ループ）を両立する「ビオループ」の創生を目指す。 ・令和3年から10年間で、拠出する資金は100億円規模を予定。

■産学協創によるベンチャーエコシステムの構築

P. 5 <産学官連携を推進するためのマネジメント機能強化等に関する取組>参照。

■日本における量子コンピューティングのエコシステムの構築に向けた取組

令和元年度にIBMと締結した「Japan IBM Quantum Partnership」に基づき、IBM東大ラボ（令和2年6月発足）が中心となり、日本における量子コンピューティングのエコシステムの構築に向けて、産官学の技術を集結して以下の取組を推進した。

令和2年度に日本アイ・ビー・エム株式会社と締結した産学協創協定に関連して、令和2年7月に「量子イノベーションイニシアティブ協議会」を設立した。本協議会は、産学官の情報交換と協力を密にして、量子技術の研究開発と社会への導入研究を連動させて加速し、量子コンピューターを含む量子技術の社会実装を世界に先駆けて実現することを目指しており、本学、慶應義塾大学、IBMを含め、金融、化学、電気、情報、エネルギーなど多岐にわたる企業等16者が参加している。令和3年8月には、協議会メンバーの分野を超えた交流・情報共有の場として、理学部1号館内に「コラボレーションセンター」も設置した。

また、日本の量子コンピューター・エコシステムの研究開発を目的として、量子コンピューター・ハードウェア・テストセンター「Quantum Hardware Test Center」を、令和3年6月に浅野キャンパス内に設置した。IBMが量子コンピューターのテストベッドを社外に設置するのは、世界でもこれが最初の例である。これにより、量子コンピューティングによる実用的なアプリケーション開発及び低温環境下での基礎的な実験や測定が可能となった。

さらに、同パートナーシップで表明していた、日本初（アジア初）のゲート型商用量子コンピューティングシステム「IBM Quantum System One」を、新川崎・創造のりもりかわさき新産業創造センター（KBIC）において、令和3年7月より稼働を開始した。稼働にあたって、量子コンピューティング技術の普及と発展を図るとともに、科学技術及び地域経済の振興などの地域貢献にも資するため、相互に協力す

ることを目的として、IBM、川崎市、本学の三者による協定を令和3年6月に締結した。当該量子コンピューターは本学が使用権を占有するもので、本学はこのシステムを活用し、企業、公的団体や大学等研究機関と量子コンピューターの利活用に関する協力を進めていくこととした。【38】

■スタートアップエコシステムの拡充

本学では、大学、スタートアップ、大企業等、投資家・資金提供者の4者の知識・知財、人材と資金の循環をエコシステムとして捉え、その拡充に向けて活動を行い、東京大学関連ベンチャー企業の累積数は、平成28年度の305社から令和3年度には478社まで増加した。令和3年5月に、独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」という。）と、スタートアップエコシステムの発展及びイノベーションの創出、高度グローバル人材の育成・活躍等を柱にした包括的連携推進協定を締結するとともに、本学、ジェトロ、住友生命保険相互会社が連携して、日本と米国のスタートアップを比較する研究プロジェクトを発足し、日本の大学発スタートアップのグローバル展開や海外スタートアップ誘致を進めるための政策提言に向けた取組を進めている。

この他、スタートアップエコシステムのブランドシンボルである uTIE (University, Tokyo, Innovation, Entrepreneurship) の中核事業として、令和3年度に「uTIEメンバーシップ」を立ち上げた。本学が、東大関連スタートアップと大企業や支援者のプラットフォームとなり、大企業とスタートアップのマッチングや、イントレプレナー（企業内起業家）の育成等を通じて、東大関連スタートアップの成長を加速し、大企業のイノベーション創出を促進することを目指すものである。令和3年度は、uTIEメンバーシップの試験期間（β期間）と位置づけ、大企業会員向けのイントレプレナー養成カリキュラム（β版）の開講と、大企業と東大関連スタートアップの協業促進のためのプラットフォームであるデータベースサービス（β版）を開始した。さらに、uTIEロゴマークのオフキャンパス施設への使用許諾ルールを定め、運用を開始した。本郷地区周辺の民間の東大関連スタートアップ支援施設へのuTIEロゴマークの掲出により、オフキャンパス施設のブランド化を図り、大学と民間支援組織が協力する新たな手法による地域開発とスタートアップ支援を推進した。【38】

■組織的利益相反マネジメントの体制整備

「東京大学組織的利益相反ポリシー」に基づき、組織的利益相反を適切に管理し、法人の使命と社会的責任に鑑み望ましくない事態の改善や発生を回避するため、具体的な運用規則等を整備し適切にマネジメントを進めた。令和2年度には、組織的利益相反管理と個人の利益相反管理の2委員会を統合し、「東京大学利益相反マネジメント委員会」を設置し、個々の教職員等の利益相反（個人の利益相反）及び大学組織の利益と大学組織の社会的責任とが相反する状態（組織的利益相反）を適切にマネジメントする体制を整えた。さらに、教職員の行為の適正性を確保するため、同委員会において「東京大学教職員の利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール」を制定するなど整備拡充を図り、令和3年度には従来から実施してきた個人としての利益相反管理に加え、組織としての、利益相反管理を適切かつ一体的にマネジメントする体制を確立させた。【38】

○附属病院について

1. 評価の共通観点に係る取組状況

- (1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組が行われているか。(教育・研究面の観点)

<医学部附属病院>

○ 臨床研究ガバナンス部再編による支援体制強化

令和2年度に臨床研究ガバナンス部の再編を行い、臨床研究の信頼性確保に関する機能を臨床研究公正推進室に集約し、監査室の機能を監査に特化させて独立性を確保した。また、臨床研究公正推進室において、臨床研究推進センターと共同で医師主導治験の品質マネジメント支援や医師主導治験品質レビュー専門委員会の運営を開始し、治験の支援体制を強化した。さらに企画戦略・推進室では、工学部の協力を得て、AIを搭載した研究者情報管理システムの附属病院への導入支援を行い、院内における当該システムの運営・管理業務を開始した。当該システムの導入によって、病院内、特定機能病院、臨床研究中核病院に係る利用者の各種論文業績の登録情報をデータベース化し、各種論文の業績を積極的に抽出できるシステム環境を構築することで、管理者側からの情報収集も可能としたことや、また、研究者側においても、個々の研究、診療科、研究室での業績管理に役立てられる環境体制を構築した。

○ クリニカルシミュレーションセンターの設置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、シミュレーション基盤型医学教育手法の急速な高度化・専門化が進む中、シミュレーション基盤型医学教育を通じて未来の医学・医療を担う高度人材を継続的に養成し、医学部附属病院ならびに社会における高度で安全な医療の実現に資することに加え、医・工・産の連携などにより革新的なデジタル教材、教育機器や教育コースの開発、社会実装を展開することを目的として、令和3年6月にクリニカルシミュレーションセンターを設置した。

○ 看護師の特定行為研修(術中麻酔管理領域)の実施

「臨床医学の発展と医療人の育成に努め、個々の患者に最適な医療を提供する」という医学部附属病院の理念の下、専門的な知識や技術を高めた看護師が、より円滑なチーム医療に貢献できることを期待し、令和2年10月、新たに看護師の特定行為研修(術中麻酔管理領域)を開講した。初年度は医学部附属病院の看護師を対象とし、一期生4名が令和3年度9月に研修を修了した。令和3年度からは院外看護師にも対象を拡大し、二期生5名(うち学外者2名)が研修を開始した。

<医科学研究所附属病院>

○ 臨床研究推進のための専門の人材育成

探索的臨床研究の推進に関わる医師等向けのe-learning教育として、大学院臨床試験アライアンスで公開している「CREDITS」(Clinical Research

Education and Interactive Training System)の受講を、臨床試験の参加者に義務づけており、令和3年度には改訂作業に参加した。また、ARO(Academic Research Organization)協議会のプロジェクトマネージャー養成講座を専門人材育成として活用し、令和2年度2名、令和3年度2名が受講した。さらに、臨床シーケンスに係る人材育成では、血液疾患や遺伝性消化管腫瘍、固形腫瘍の臨床シーケンスを年間計100例以上実施し、次世代シーケンサーを扱う検査技師のOJTを行った。

大学院教育では、「病院実習・TRについて」及び「TR概論」を実施し、引き続き、病院職員に対しても研修の機会として提供し、令和2年度2名、令和3年度2名の職員(いずれも看護師を含む)が参加した。また、ARO協議会、大学院臨床試験アライアンス、日本臨床試験学会等の専門家養成研修の情報を提供し、令和2年度は延べ10名、令和3年度は延べ8名が参加し、病院職員教育の充実に努めた。

○ 先端医療開発支援に向けたスタディ・マネージャーの育成

先端医療開発の支援として、医師主導治験や臨床研究を円滑に準備・支援するために、臨床研究コーディネーターをスタディ・マネージャーとしてOJTを主体に養成し、令和2年度には1名が、令和3年度には3名がスタディ・マネージャー業務を担当できるようになった。そして、開発型医師主導治験において、令和2年度は医師主導治験2件、企業治験(医科開発臍帯由来間葉系細胞)1件のスタディ・マネジメントを担当し、さらに令和3年度は、最大160名が参加する大規模な医師主導治験を担当するなど、臨床試験の種類を問わず支援できる人材の育成を行った。

- (2) 大学病院として、質の高い医療の提供のために必要な取組が行われているか。(診療面の観点)

<医学部附属病院>

○ 臓器移植医療センターを中心とした高度先端的医療の提供

臓器移植医療センターを令和2年4月に開設し、各臓器部門及び中央診療部門との緊密な連携体制を確立し、情報一元化によるガバナンス体制を向上させることで、臓器移植件数が令和2年度に106件、令和3年度に126件に増加した。また、心肺同時移植実施施設の認定に向け、認定基準を満たすべく、心移植、肺移植の両適応委員会の運用を見直すなど院内体制を整備した。

○ 手術支援用ロボットによる低侵襲手術の推進

平成23年11月に手術支援用ロボット(ダヴィンチ・サージカルシステム)を導入以降、着実に同技術による低侵襲かつ安全性の高い手術を提供し、令和2年度に320件の手術を実施した。また、令和3年1月に2台目の手術支援ロボットを導入し、令和3年度に428件の手術を実施した。

○ 医療DXに向けた取組

オンライン診療の実施に向け、院内のワーキンググループにおいて運用の整備

を進め、令和3年度にオンライン診療システムを構築し、腎臓・内分泌内科、糖尿病・代謝内科、老年病科の3診療科でオンライン診療を試行的に実施する環境を整えた。また、マイナンバーカードのICチップによりオンラインで健康保険証の資格確認ができる仕組み（オンライン資格確認）も導入し、患者の利便性を向上させた。

○ **労働時間短縮及び役割分担推進に向けた取組**

労働時間短縮に向けた取組について、令和2年12月から全診療科（部）において医師向け勤怠管理システムの運用を開始しており、適正に労働時間の管理を行っている。また、役割分担の推進に向けた取組としては、特定行為研修修了看護師の活用についてWGを設置し、特定行為実施に向けた呼称等の院内周知方法及び手順書等の検討を行い、令和3年12月から特定行為を開始した。さらに、令和2年10月に医師事務作業補助者等の管理運営体制の整備を行い、医師事務作業補助者の拡充による効果的な配置及び診療支援のための環境整備を行った。

<医科学研究所附属病院>

○ **医療提供体制の整備状況**

医学部附属病院と医科学研究所附属病院との連携による「白金・本郷機能強化特別プロジェクト」を令和元年度より開始したことに伴い（P.54「医学部附属病院・医科学研究所附属病院との連携による病院機能強化特別プロジェクト」参照）、ロボット・低侵襲手術プロジェクトに関連して、令和2年度に泌尿器科を新設した。また、緩和ケア診療プロジェクトに関連して、令和3年度に緩和診療科を先端緩和医療科に改組したほか、令和3年度に総合診療科を腫瘍・総合内科に改組するなど、診療体制の充実を図った。

○ **高難度新規医療技術等の承認プロセスの構築による医療安全体制の強化**

近年の医療技術の高度化に対応するため、令和2年度に高難度新規医療技術を用いた医療提供に関する規則を制定し承認プロセスを構築した。病院長のガバナンスの下、医療安全管理部に高難度新規医療技術担当部門を新たに設置し、当該技術を導入する必要性やリスク面等を多角的に検討することにより医療安全体制の強化を図った。

○ **患者サービスの改善・充実**

患者サービス向上委員会において、患者からの投書に対する改善措置の検討を毎月継続して実施している。令和3年度より外来掲示板のレイアウト変更を行い、投書に対する回答の見せ方を改善した。患者からの要望に基づく改善措置として、令和2年度は、歩行距離が把握できるよう病棟の廊下に距離数の表示を行い、浴室の脱衣場に手すりを設置した。また、令和3年度には、入院セット（日用品とタオル）を導入し、コロナ禍の入院生活支援の充実を図ったほか、外科病棟の病室内のトイレについて、患者が安全に使用できるようにレイアウトを変更した。

○ **医療職種間の役割分担の推進**

医師の負担軽減と医療職種間の役割分担を推進するため、役割分担推進委員会

を定期的に開催して分担状況と課題について討議しており、令和2年度から、医療者間の役割分担として、職種ごとに年単位で実行計画を立案し、実行状況を評価することとした。その結果、令和2年度より放射線撮影室に看護師を配置し、造影剤投与の血管確保を実施することとなり、診療放射線技師との協働で造影剤によるアレルギー発生時のシミュレーションも実施した。また、令和3年度に看護師特定行為研修を1名が受講し、自施設で実習を行うために実習協力施設として申請を行い、医師との協働で特定行為を行うための手順書の作成等を行った。

(3) **継続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか。（運営面の観点）**

<医学部附属病院>

○ **コロナ禍における病院経営改善**

コロナ禍においても、病院全体で経営改革に取り組むため、令和3年度は「病床稼働率（目標85%）」「新入院患者数（目標28,000人）」「新外来患者数（目標30,000人）」の3項目を、KPI（重要業績評価指標）として設定し、KPI達成に向けて、経営改善活動項目とその具体的な方策を策定した。

具体的な方策の実施にあたっては、事務部門で横断的に取り組むため責任担当者を明確にした体制を構築し、毎月の経営戦略会議で進捗状況を報告の上、指導管理料等の算定強化、後発医薬品への積極的な切替、医療材料の見直し等、診療単価の向上やコスト削減に向けた取組を継続的に実施した。

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大の影響により患者数の減少傾向が続いており、KPIに関しては病床稼働率80.7%、新入院患者数27,845人、新外来患者数28,295人となったが、診療単価の向上により、診療稼働額は令和2年度比約25.6億円増加し、コスト面では医療費率が40.17%から38.34%に低下する等、経営改善活動の成果が現れている。

診療単価の向上では、国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）を用いて加算等の算定状況を他の国立大学病院と比較を行い、当院の算定件数の向上が見込める加算等について、経営戦略会議にて議論を行った。令和3年度は、麻酔管理料の算定件数増加に取り組み、令和2年度比2,510万円の増収を達成した。

また、コスト削減では、全外科系診療科及び手術部の全面協力の下、手術室で使用する縫合糸の集約・切替の可能性を検討するため、後発医療材料を1か月間試用する「臨床サンプル評価」を実施し、経済性及び安全性を十分鑑みた上で、後発医療材料への切替を検討した結果、年間2,286万円の経費節減を図った。

○ **新型コロナウイルス感染症に対する地域の診療体制への貢献**

新型コロナウイルス感染症患者急増に伴う新たな患者受入先の確保に伴い、東京都又は東京都医師会の要請に応じて、令和3年8月から酸素・医療提供ステーションへの医師派遣、令和3年11月から東京城東病院に対し医師派遣及び同病院勤務医の受入を実施したほか、令和4年3月から高齢者等医療支援型施設に対し医師派遣を行うなど、地域の新型コロナウイルス感染症に対する診療体制に貢献した。

ケースにもなる取組といえる（調整実績：令和2年度4件、令和3年度99件）。

<医科学研究所附属病院>

○ 病院経営改善に向けた経営分析の活用

病院執行部、診療科長、診療支援部長、事務部等で構成される「病院経営委員会」において、病院経営状況の見える化の一環として、令和2年度より診療科別の稼働額達成状況の分析・報告を開始するとともに、各診療科に対して稼働目標の提示を行った。また、令和2年度より、医科学研究所と医科学研究所附属病院間で、病院経営状況について定期的に打合せを実施し、経営改善に向けた検討を行った。

○ 病床稼働率の向上及び手術件数の増加による収入増

病院の経営改善を図るため、入院患者数の増加を目指し、緩和ケア患者及び手術件数を増加させた。具体的には、緩和診療科の先端緩和医療科への改組に伴って、先端緩和医療科の医師を増員することにより、令和3年度は延べ1,100人/年の新規患者を獲得し稼働率向上に寄与した。また、手術用ロボットを導入するなど手術室を整備し充実するとともに、外科・泌尿器科の医師を新たに雇用することで、本格稼働した令和3年度は約240件の手術を行い、入院患者の増加及び収入の増加を図った。

○ 地域連携強化に向けた取組状況

病院とクリニック等が連携し各々の機能を活かした効率的・効果的な医療を提供する病診連携や、病院同士が役割分担を行い、患者の病状に応じた最適な医療を提供する病病連携を目的として、令和2年度に「医療連携機関登録制度」を創設した。同制度を活用し地域の医療機関と連携を進め、令和3年度までに64施設の医療機関と覚書を締結するとともに連携証を交付した。

○ 社会への正確な情報発信の促進

従来から社会一般を対象に、病気の予防、早期発見、治療の進歩等に関する最新の情報を提供する「市民公開医療懇談会」を隔月で開催していたが、コロナ禍において、令和2年度からは講演動画を病院ホームページで配信する形式に変更した。新型コロナウイルス感染対策など、令和2年度は4件、令和3年度は6件の動画を作成し情報発信を行った結果、動画閲覧数は従来の対面形式での参加者数から2倍以上に増加した。

2. その他

<医学部附属病院>

○ 3大学病院後方支援医療機関連携コンソーシアムの構築

新型コロナウイルス感染症回復患者の受入先（後方病床確保）を調整する体制を確立するため、令和3年2月から日本医科大学付属病院及び東京医科歯科大学医学部附属病院とともに「3大学病院後方支援医療機関連携コンソーシアム」を構築し、医療提供体制の役割分担・機能分化の促進を図った。医学部附属病院に調整本部を設置して、搬送が必要な新型コロナウイルス感染症患者について、後方支援医療機関（31医療機関）との間でマッチング作業を実施し、全国のモデル

<医科学研究所附属病院>

○ 感染症専用フロアの設置及び院内感染防止の強化

医科学研究所附属病院では、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症専用フロアを設置して以降、積極的な対応を実施しており、令和3年度末までに600名以上の感染症入院患者を受け入れている。病院全体で122床の内、19床を専用病床として確保し、令和3年夏以降は確保病床数を21床に引き上げた。また、令和2年度に病院区域外の建物で外扉から直接入れるスペースに特殊感染症診察室を設置し、教職員・学生ならびに他の患者と動線の分離を図るなど、院内感染防止の強化を行った。

○ 国産ゲノム編集技術 CRISPR-Cas3 を用いた COVID-19 迅速診断法の開発

令和2年度から3年度にかけて、国産ゲノム編集技術 CRISPR-Cas3（人工酵素でDNAを目的の箇所て人工的に切断する国産のゲノム編集ツール）を用いて、簡単かつ正確にウイルスRNAを検出する新しい手法（CONAN法）を開発し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の迅速診断法を確立した。

医科学研究所附属病院から提供を受けた COVID-19 の患者及び健常者の検体、また様々な診断方法のメリット、デメリット、さらに患者サンプルの取り扱い方法などの情報提供により、試験の成功につながった。この新しい CRISPR 検査法は、PCR 検査法とほぼ同等の高い検出感度を持ち、抗原検査法のように精密な機器を使わず最短40分以内で検査できるため、医療現場などの様々な場所で「素早く、安く、確実に」COVID-19 診断を行うことが可能になる。この CRISPR 検査法を POCT（臨床現場即時検査）として使用できる COVID-19 迅速診断薬として早急に実用化させることで、さらなる感染の拡大や重症化の防止に大きく貢献することが期待される。

<医学部附属病院・医科学研究所附属病院>

○ 医学部附属病院・医科学研究所附属病院との連携による病院機能強化特別プロジェクト

医学部附属病院と医科学研究所附属病院との連携による財務的課題等の解決のため、令和元年度より「白金・本郷機能強化特別プロジェクト」を開始した。本プロジェクトの内容は、①緩和ケア診療プロジェクト、②画像診断活性化プロジェクト、③ロボット・低侵襲手術プロジェクト、④リハビリ促進プロジェクトの4つとなっている。医学部附属病院と医科学研究所附属病院の人的交流も含めた連携体制強化の取組として、具体的には医学部附属病院の予防医学センターで新設した「睥がんドック」は、同検査を医科学研究所附属病院で実施することで医科学研究所附属病院のMRIを有効活用し、検診体制の強化等にもつなげている。また、医科学研究所附属病院に手術支援用ロボット（ダヴィンチ・サージカルシステム）を令和2年11月に導入し、医学部附属病院と医科学研究所附属病院の技術連携と通じて、着実に医科学研究所附属病院の同手術件数を増加させるなど、本プロジェクトを実施することにより、医科学研究所附属病院の財務的課題等の改善を図り、継続的・安定的な病院運営に取り組んでいる。

○ **新型コロナウイルス感染症陽性患者の積極的な受入**

医学部附属病院及び医科学研究所附属病院では、高度先端の医療との両立を図りながら積極的に新型コロナウイルス感染症陽性患者を受け入れた。これは国立大学病院としては全国第1位の陽性患者受入数であり、地域の最後の砦としての役割を担った（陽性患者受入総数：令和2年度572名、令和3年度748名）。

○附属学校について

1. 特記事項

○ **双生児研究の推進**

双生児を通して「遺伝と環境」について調査研究を進め、研究成果を広く教育一般に役立てるため、双生児研究に継続的に取り組んでいる。

特に令和2年度は、「日常的に双生児が身近にいることの中高中生に及ぼす影響について」を研究課題とし、「双生児」そのものについての研究に重点を置き、例えば、「外見が非常に似ている」双生児が複数組在籍していることによる周囲（教員及び同級生）への影響や、内面（個性）を見取る目を培うことやアイデンティティに対する意識の向上との関係性等について、双生児のいる環境に対する教員を対象に調査研究を行った。

また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に実施を見送った双生児特別検査を一部実施した。実施にあたっては、研究課題「東京大学教育学部附属中等教育学校に入学した双生児及び両親の特別検査」として倫理審査書類をライフサイエンス研究支援室に提出し、研究の承認を得た。双生児法をはじめ、双生児研究に取り組む基盤となる卵性を確定して利用可能なデータとして蓄積することを目的に、新規で15組を対象とした双生児特別検査を実施した。

○ **コロナ禍における教育環境の整備**

令和2年度は、感染リスク低減のための空調のあり方研究や、効果的な検温システム・消毒システムの設置、感染リスクを低減しながらの協働学習のあり方研究などを進めた。令和3年1月以降は、急遽前倒しで実施されることになったGIGAスクール構想への対応のため、校内Wi-Fiをはじめ、対象となった前期課程のみならず、後期課程でもBYODによるICT学習が進められるよう条件整備に努めた。1人1台の端末が行き渡った前期課程の授業では、インターネットを利用した調べ学習や、レポートや作文、スライド作成等多くの場面で端末を活用した。また、クラウド上でのレポート提出や生徒への連絡事項の発信等にも活用することで、教員の負担軽減につながった。

さらに教育学部との連携で平成30年度より継続している空間UI（User Interface）を用いた授業開発では、あらたに2か所目の空間UIシステムを令和2年度内に総合教育棟に設置し、多様な要求に応えられるよう先端的な教育環境を整備した。令和3年度は試行段階であったが、英語や課題別学習（総合的な学習の時間）の「現代教育学入門：教育を科学しよう」において、グループワークでの活動を行う場として使用し効果的な授業展開が可能となった。

2. 評価の共通観点に係る取組状況

(1) 教育課題への対応

○ 「アート・クロスロード・プロジェクト」による地域におけるモデル的な取組
 東京大学芸術創造研究連携機構（ACUT）の活動の一翼として、「アート・クロスロード・プロジェクト」を立ち上げ、令和2年度には11回の講演会・ワークショップを実施した。講師には、工学系研究科や情報学環をはじめとした、美術・音楽・演劇・舞踊・映像・建築など多彩な分野の教員が参加し、一部のプログラムについては他校の生徒にも開放し成果を共有した。令和3年度には、文化庁の「地域文化倶楽部創設支援事業」の委託も受け、ACUTの大学教員と連携しながら、地域に開かれた活動として通年17回にわたるイベントを開催した。さらに、令和3年3月には、2日間にわたり10の講演会・ワークショップと4つの展示からなる「芸術祭」を開催した（参加者：オンサイト約400名、オンライン約150名）。開催にあたっては、生徒によって新たに実行委員会を立ち上げ、講師の選定・交渉や、講演・ワークショップの企画・準備、広報活動及び当日の運営から総括まで全てを生徒自身が行った。「アート・クロスロード・プロジェクト」は、本校生徒・保護者・地域住民や他校の生徒に対して、質の高い芸術体験を提供するとともに、附属学校の「探究的・協働的な深い学び」が、文部科学省・文化庁の掲げる「地域文化倶楽部」の実現に向けて力を発揮することを示唆した。

(2) 大学・学部との連携

○ **質の高い教育課程や教育方法の開発**

附属学校で行った授業検討会（令和2年度2回、令和3年度3回）においては、教育学研究科の教員が研究開発指導委員として延べ17名参加し、より質の高い教育技術と教育方法について研鑽を深めた。また、公開研究会については、令和2年度は「6年間の発達を見通したこれからの学校教育の在り方について～総合的な学習の時間を通して～」、令和3年度は「個別最適な学びへの模索」をテーマにハイブリッド型で開催し、教育学研究科の教員7名がテーマ別分科会を行うとともに、全教科の研究授業を実施し指導助言を行ったほか、全体会の基調報告にも登壇した。教育学研究科大学院生や教育実習生も多数参加し、生徒の見方や授業方法に対する理解を深めるなど、教育学研究科のリソースを生かしながら、質の高い教育課程や教育方法の開発に引き続き取り組んだ。

○ **大学・学部教員による専門分野の授業の実施**

・「総合的な学習の時間」の枠組みで、中学3年生・高校1年生が合同で学ぶ「課題別学習」において、教育学部教員がリレー講義を行う「現代教育学入門：教育を科学しよう」を令和3年度に立ち上げ、17名の生徒に対して、6名の大学教員が2時間×数週間ずつ授業を行った。最先端の学問の知見に触れ認識が大いに深まるとともに、生徒が教育学部とのつながりを改めて感じる場ともなった。

- ・令和3年12月、藤井総長による授業を附属学校において実施し、生徒119名、保護者29名、教職員10名がオンサイトまたはオンラインで受講した。「海を知る～誰にでも身近な海洋観測テクノロジー～」というテーマで、誰もが参加できる大規模海洋観測システムプロジェクト OMNI や、マイクロプラスチックによる目に見えない海洋汚染問題等について講演が行われた。海洋観測に関する知見に触れるにとどまらず、広く環境汚染や気候変動の問題など現代的課題に向き合うとともに、学問への探究的態度を養う時間となった。

○ 附属学校の運営における教育学研究科との連携体制

教育学部内に設置されている「附属学校運営委員会」を年5回開催し、附属学校の状況を報告するとともに、新型コロナウイルス感染症への具体的な感染防止対策や、「スクールポリシー」策定に関しても積極的な意見交換を行った。

①大学・学部における研究への協力について

○ 附属学校を活用した教育学研究科における研究への協力

- ・教育学研究科総合教育科学専攻臨床心理学コースの公認心理師実習のフィールドとして附属学校を引き続き活用し、令和2年度4名、令和3年度4名の大学院生が参加した。毎週1日、数週間にわたり附属学校に滞在し、授業中や休み時間の生徒の様子を観察するとともに、附属学校設定科目「総合心理入門」を履修している生徒に対して、大学院生による授業の実施や聴き取りの機会を設けることで、心理師を目指す大学院生にとって、中等教育段階の生徒の実態についてより深く把握する機会を提供した。
- ・教育学研究科学校高度化専攻と連携し、大学院生（令和2年度11名、令和3年度15名）に対し、授業実践高度化のためのフィールドとして附属学校を提供し、附属学校の教員と連携して「実地研究」を引き続き行った。単発の授業見学ではなく、大学院生が設定したテーマに沿って、数週間にわたる継続的な授業観察及び附随する調査を行うことで、中等教育段階の生徒の実態をより正確に把握することができるとともに、学校教育における研究方法がより実践的に身に付く貴重な機会となっている。また「教職実践演習」においては、開講クラスを教育学研究科の教員と附属学校の教員がチームティーチングで担当し、模擬授業の実施に向けた準備や実施後の総括において、現場サイドからの支援を行った。

○ 附属学校をフィールドにした、工学系研究科・教育学研究科及びダイキン工業、日本ペイントとの実証的研究

令和2年度に、社会連携本部の仲介により、附属学校と教育学研究科・工学系研究科及びダイキン工業株式会社（以下、「ダイキン工業」という。）、日本ペイントホールディングス株式会社（以下、「日本ペイント」という。）との共同研究として、学校空間における空調環境と、学校空間における抗菌塗料の効果に関する2つの研究プロジェクトが立ち上がり、コロナ禍のもとでの学習環境のあり方について、実際に生徒が過ごしている附属学校をフィールドに実証的研究を行った。ダイキン工業とは、教室における換気効率をいかに高め感染症のリスクを低減するかについて、ドアや窓を透かした自然換気と空調機器の多様な組み合わせを検証した。日本ペイントとは、光触媒技術を用いた抗

菌・抗ウイルス塗料やスプレーが、生徒が日常生活の中で実際に触れたり踏みつけたりする環境の中で、どの程度効果を持続するかについて検証を行った。

これらの検証をもとに、本学、ダイキン工業、日本ペイントの三者共同で、将来を担う児童生徒や学生が日々を過ごす学校などの教育施設の室内環境整備への早期導入を見据えた具体的な対策案をまとめた「呼吸器感染症の感染リスク低減対策のための教育現場向け参考ガイド」が策定された。

②教育実習について

令和2及び3年度は、教育学部をはじめ、法学部、経済学部、文学部、工学部、理学部、農学部、教養学部の学部生及び学際情報学府や新領域創成科学研究科他計7つの研究科等の大学院生延べ31名（令和2年度14名、令和3年度はコロナ禍で母校実習が実施できなかった学生を含む17名）の教育実習生を受け入れた。附属学校管理職は、全学の教職課程等の資格に関する事項について審議する東京大学教育運営委員会教職課程・学芸員等部会にオブザーバーとして参加するとともに、教育学研究科・教育学部の拡大教職課程委員会にも参加している。また、毎年度実施している教育実習後のアンケート調査及び聞き取り調査を踏まえて、教職課程部会や教育学部と連携して教育実習の課題及び改善について検討を行い、教育実習オリエンテーションの実施日程や内容を変更・改善している。

令和2年度は、教育実習事前打合せの内容及び実習時の実習生サポート体制の改善を盛り込んだ実施要項を踏まえ、附属学校長とのランチミーティングや実習生相互の交流プログラムを実施した。また、これまでの実習簿に加え、事後指導の一環として教育実習レポートを提出させることとし、日々の記録の意味合いが強い実習簿の全体を改めて見返しレポートとして再構成することで、実習の体験を対象化し、その学びを深めることに寄与した。さらに、コロナ禍においてオンラインによる実習オリエンテーションや事前指導・まとめの会を実施するなど、教育学研究科・教育学部と密に連携を取り合い、有効な内容を提供した。

令和3年度は、教育実習オリエンテーションの内容について、教育実習開始までに十分な教材準備ができるよう実践的な内容を中心とした事前指導へと改善を図ったほか、令和4年度の教育実習に向けては、学習指導案作成演習の内容を改め、教材研究の方法・学習指導案の作成方法について各教科担当から十分な時間を取って解説を行うこととし、その後実習生による作成期間を1週間設け、1ヶ月後にその講評を行うなど、実習指導の充実を図ることとした。

(3) 地域との連携

○ 地域のニーズ等への取組

令和元年度に、数学科では近隣の中野区、杉並区、渋谷区の公立中学校に授業研究会の案内を出し、その結果約20名の教員が参加したことをきっかけに、令和2年10月に、附属学校の数学科教員が、中野区の中学校数学研究会で公立中学校の生徒を相手に授業を実施した。令和3年3月にも、附属学校において、近

隣の公立中学校の教員を招いた授業研究会を企画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休校措置により中止となった。これ以降、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送っているが、令和4年度には、他校の教員が見学できる状況になれば、授業研究会を再開する予定である。

(4) 附属学校の役割・機能の見直し

○ 附属学校の学びの環境の改善についての取組

「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業」（令和3年度文部科学省委託研究）として、本校舎大規模改修を見据えたリノベーション協議会を令和3年度に立ち上げ、5回にわたって開催した。附属学校教員の実践知からのアイデアと、大学教員の学術的知見を組み合わせるとともに、生徒や保護者にも開かれた議論を行った。とりわけ ICTが個別最適化のみならず協働に活かされる学びのイメージや、生徒自身の自発的な探究が喚起される空間のあり方など、Society5.0の時代を見据えた学習環境の創出を提示した。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 20,114,248千円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 20,114,248千円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。	該当なし

Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
1. 重要な財産を譲渡する計画 ・ 大学院農学生命科学研究科附属緑地植物実験所の土地の全部（千葉県千葉市花見川区畑町1487-1外47,139.17㎡）を譲渡する。 ・ 検見川第二職員宿舎の隣接地（千葉県千葉市花見川区浪花町1010外6,673.92㎡）を譲渡する。 ・ 白金学寮の土地の全部（東京都港区白金四丁目464-1外2,453.55㎡）を譲渡する。 ・ 大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターの土地の一部（岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目106-109,552.97㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市西達布6,316.91㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市6811-1地先	1. 重要な財産を譲渡する計画 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林田無演習林の土地の一部（東京都西東京市緑町一丁目2558番2外1,919.40㎡）を譲渡する。 ・ 生産技術研究所附属千葉実験所跡地の土地の一部（千葉県千葉市稲毛区弥生町1-830,859.07㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林天津事務所の土地の一部（千葉県鴨川市天津字龍ケ尾761番1110.82㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部（東京都西東京市緑町一丁目2560番1外2,598.31㎡）を譲渡する。 2. 重要な財産を担保に供する計画 ・ 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院	1. 重要な財産を譲渡する計画 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林田無演習林の土地の一部（東京都西東京市緑町一丁目2558番2外1,919.38㎡）を譲渡した。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林天津事務所の土地の一部（千葉県鴨川市天津字龍ケ尾761番1110.82㎡）を譲渡した。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部（東京都西東京市緑町一丁目2560番1外2,598.31㎡）を譲渡した。 2. 重要な財産を担保に供する計画 ・ 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供している。

415.66㎡)を譲渡する。

- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部(北海道富良野市6812-1地先973.97㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部(北海道富良野市西達布 317.20㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部(北海道富良野市12032 1,932.69㎡)を譲渡する。
- ・ 野尻寮跡地の土地の全部(長野県上水内郡信濃町大字野尻海端365外 2,725.46㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部(北海道富良野市字東山4176-1地先1,650.45㎡)を譲渡する。
- ・ 柏キャンパスの土地の一部(千葉県柏市柏の葉五丁目1-122 603.67㎡)を譲渡する。
- ・ 地震研究所広島地震観測所アンテナ施設跡地(広島県広島市安佐北区落合七丁目1408外 603.48㎡)を譲渡する。
- ・ 駒場第二職員宿舍の土地の一部(東京都目黒区駒場三丁目865-6の一部 60㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部(北海道富良野市11663地先 外74.62㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部(東京都西東京市北原町三丁目2667番外 3,475.60㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林田無演習林の土地の一部(東京都西東京市緑町一丁目2558番2外 1,919.40㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部(北海道富良野市7279-1地先 外7,881.40㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部(北海道富良野市2564-8地先164.01㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所の土地の一部(愛知県犬山市大字今井字成沢91-12 1,913.14㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部(北海道富良野市字老節布5601番外3筆 640.11㎡)を譲渡する。

特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産技術研究所附属千葉実験所跡地の土地の一部（千葉県千葉市稲毛区弥生町1-8 30,859.07㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林天津事務所の土地の一部（千葉県鴨川市天津字龍ケ尾761番1 110.82㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部（東京都西東京市緑町一丁目2560番1外 2,598.31㎡）を譲渡する。 <p>2. 重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。 <p>また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。</p>		
---	--	--

VI 剰余金の使途

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。</p>	<p>決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。</p>	<p>教育研究の質の向上に資する事業として、1,410百万円を充当した。</p>

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画別紙			中期計画別紙に基づく年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
【施設整備費補助金】 ・(医病)病棟(Ⅱ期) ・(本郷)アカデミックコモンズ ・(本郷)図書館改修Ⅱ ・(白金台)総合研究棟改修(医科学研究所) ・(大榎)災害復旧事業 ・(本郷)図書館改修Ⅲ ・(本郷)(地震)総合研究棟施設整備事業(PFI) ・(駒場Ⅱ)駒場オープンラボラトリー施設整備事業(PFI) ・(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業(PFI) ・(駒場Ⅰ)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備事業(PFI) ・(本郷)総合研究棟(工学部新3号館)(BOT)(PFI) ・(本郷)クリニカルリサーチセンター整備等事業(PFI) ・大型低温重力波望遠鏡(KAGRA)計画 ・大口径チェレンコフ宇宙ガンマ線望遠鏡(CTA)計画 【大学資金】 ・(医病)病棟(Ⅱ期) ・(本郷)アカデミックコモンズ ・(本郷)図書館改修Ⅲ ・(白金台)総合研究棟改修(医科学研究所) ・(大榎)災害復旧事業 ・(白山)小石川植物園温室整備	総額 73,382	施設整備費補助金 (13,570) 大学資金 (21,071) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (37,314) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (1,254) 他機関補助金等 (173)	【施設整備費補助金】 ・(本郷)総合研究棟改修Ⅱ(工学系) ・(本郷)総合研究棟改修Ⅱ(農学系) ・(本郷)情報基盤センター等耐震改修 ・(本郷)総合研究棟改修(臨床系) ・(本郷)管理研究棟耐震改修 ・(本郷)総合研究棟(工学部新3号館)(BOT)(PFI) ・(本郷)クリニカルリサーチセンター整備等事業(PFI) 【大学資金】 ・(本郷)総合研究棟改修Ⅱ(工学系) ・(本郷)総合研究棟(工学部新3号館)(BOT)(PFI) ・(本郷)クリニカルリサーチセンター整備等事業(PFI) 【長期借入金】 ・(田無)再開発 ・大学病院設備整備 【(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】 ・小規模改修	総額 6,455	施設整備費補助金 (3,707) 大学資金 (1,054) 長期借入金 (1,549) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (145)	【施設整備費補助金】 ・(本郷)総合研究棟改修Ⅱ(工学系) ・(本郷)総合研究棟改修Ⅱ(農学系) ・(本郷)情報基盤センター等耐震改修 ・(本郷)総合研究棟改修(臨床系) ・(本郷)管理研究棟耐震改修 ・(駒場Ⅱ)長寿命化促進事業 ・(本郷)総合研究棟(工学部新3号館)(BOT)(PFI) ・(本郷)クリニカルリサーチセンター整備等事業(PFI) 【大学資金】 ・(本郷)総合研究棟(工学部新3号館)(BOT)(PFI) ・(本郷)クリニカルリサーチセンター(PFI) ・本郷)総合研究棟改修(臨床系) ・(駒場Ⅱ)長寿命化促進事業 ・(駒場)屋内運動場 ・(柏Ⅱ)融合実験棟 【長期借入金】 ・(田無)再開発 ・大学病院設備整備 ・ 【(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】 ・小規模改修	総額 4,122	施設整備費補助金 (2,487) 大学資金 (629) 長期借入金 (889) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (117)
			注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。					

<ul style="list-style-type: none"> ・ (本郷) 総合研究棟 (工学部新3号館) (BOT) (PF I) ・ (本郷) クリニカルリサーチセンター整備等事業 (PF I) <p>【長期借入金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (医病) 病棟 (II期) ・ 柏キャンパス整備 ・ 新豊島国際学生宿舎 ・ 目白台国際宿舎 ・ (田無) 再開発 ・ 1.5T MRI 装置 ・ 救急治療及び生体情報管理システム ・ CT 装置 ・ 消化管及び泌尿器透視装置 <p>【(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模改修 <p>【他機関補助金等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (白山) 小石川植物園温室整備 				
<p>(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>				

○ 計画の実施状況等

【施設整備費補助金】

・ 令和3年度計画額 (3,707 百万円) に対して、補正予算等 (4,086 百万円) が追加されたが、令和4年度へ5,075 百万円の繰越となった。

VII その他 2 人事に関する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>(1) 雇用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別、年齢、国籍、障害等の有無にとらわれず、能力・適性に応じた雇用・人事を行い、教職員の多様性を高める。 教員人事に関しては、国内外の世界最高水準の人材を集め、学問分野の多様性を確保すると同時に、異分野間の融合を推進することも念頭に置く。 <p>(2) 人材育成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育研究活動の多様化・高度化に適切に対応するため、高度な専門性を有する教育研究を支援する職員の確保と育成を推進する。また、研修、スタッフ・ディベロップメントや自己啓発の促進等を通じ、職員の能力向上に取り組む。 卓越した若手研究者が、安定性のあるポストに就きながら、産学官の機関や分野の枠を超えて、独創的な研究に専念できる環境の整備を行う。 <p>(3) 人材交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員に関して、能力や専門性の向上を図るため、国内外の研修や出向の制度を活用する。 クロス・アポイントメント制度等の柔軟な人事給与上の措置や年俸制の導入等により、教員の人材交流の推進や積極的流動性を促進する。 <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 493,757百万円 (退職手当は除く)</p>	<p>(1) 雇用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の人事は、公正な評価に基づき、自律的にこれを行う。 研究教育の卓越性を誇る本学の特性を踏まえ、性別、年齢、国籍、障害等にかかわらず優秀で多様な人材を確保するため、将来の展望をもって能力・適性に応じた雇用を行う。 学内資源を総合的・効果的に活用しつつ、人的資源を全体として増強するため、増加基調として運用し、採用可能数（ポスト）管理から人件費（財源）管理への移行を進める中で、研究教育の維持・活用を図る。 <p>(2) 人事育成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 卓越した若手研究者等の確保・育成と学内人材の流動性を促進するため、人事制度改革や研究教育環境の整備・運用促進を図る。 研究者が研究に専念できる環境を実現するため、リサーチ・アドミニストレーター（URA）制度やその他柔軟な人事方策を通じて高度な研究支援人材を育成する。 「東京大学職員の人材育成の推進体制に関する基本方針」に基づき、職員の能力を最大限に向上させるための取組を行う。 <p>(3) 人材交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 卓越した研究者の人材交流を推進し、研究力の強化や人材養成に資する研究環境基盤の強化を図るとともに、柔軟な人事給与制度や年俸制等の活用により、研究教育活動の活性化、人材流動性の向上、優秀な研究者の確保等を推進する。 職員の能力や専門性の向上を図るため、研修や出向の制度を活用する。また、職員のプロフェッショナル人材の相互活用を目的とするアライアンス協定等に基づき、人事交流や各種研修機会の提供を進め、業務の多様化、高度化、専門化へ対応する。 	<p>(1) 雇用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性研究者育成支援のための女性教員スタートアップ研究費支援により12名、女性教員研究スキルアップ経費支援により、研究成果発表のための学会参加費等を19名に、国際学術雑誌に論文発表するための英文校閲費等を28名に支援した。 出産・育児・介護等による研究活動の中断からの復帰に際して、経費を支援するリスタートアップ研究費支援により12名に支援を行った。 女性教員（教授・准教授）の雇用経費を支援する女性教員（教授・准教授）増加のための加速プログラムにより4部局を採択し、意思決定に関わることとなる上位職人材の多様化を進めた。 育児・介護や妊娠・出産などのため研究時間の確保が困難な教員を対象として、研究者サポート要員（短時間勤務有期雇用教職員、TA、RA等）の雇用等の費用支援を引き続き実施し、83名に支援を行った。 男女共同参画を全学体制で推進するため、各部局から選出された担当教職員による男女共同参画連絡担当者会議を引き続き開催し、65名が参加した。 女性活躍推進等のため、学内の管理職層等を対象に、ダイバーシティ&インクルージョンに関する意識啓発セミナー「はじめてのLGBTQ+～パーソナル・ストーリーから～」をオンラインにて開催し、管理職層だけでなく広く教職員に受講を促した（235名参加、後日の動画視聴245名）。 女性教員・女性研究者の増加に関する取組については、「（1）業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P.9（中期計画【55】実施状況）参照。 学内資源を総合的・効果的に活用しつつ、人的資源を全体として増強するため、教員人件費新規配分制度に基づき戦略的な資源配分を行っ

	<p>(参考1) 令和3年度の常勤教職員数 6,441人 また、任期付教職員数の見込みを 1,556人とする。</p> <p>(参考2) 令和3年度の人件費総額見込 99,832百万円</p>	<p>た。教員については、「(1)業務運営の改善及び効率化に関する特記事項」P.14, P.15 参照。教員以外の職員については、「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P.7 (中期計画【53】実施状況) 参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「採用可能数のアップシフト制度」の実績については、「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P.8 (中期計画【54】実施状況) 参照。 ・ 「部局経費を財源とした承継教員の採用承認制度」の実績については、「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P.8 (中期計画【54】実施状況) 参照。 ・ 「卓越教授制度」、「特別教授制度」及び「特命教授制度」の実績については、「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P.8 (中期計画【54】実施状況) 参照。 <p>(2) 人材育成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京大学が独自に行う「東京大学職員採用試験」、「関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験」及び「東京大学事務職員(総合職(事務))への転換試験」など異なる選考方法による職員採用を引き続き行った。 ・ 「リサーチ・アドミニストレーター (URA) 認定制度の運用」については、「(1)業務運営の改善及び効率化に関する特記事項」P.15 参照。 ・ 若手研究者の雇用安定と自立支援に関する実績については、「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P.8 (中期計画【54】実施状況) 参照。 ・ 年齢にとらわれない昇任制度の一環として、係長相当職への昇任を希望する職員を対象に、昇任意欲の向上と昇任後の職務に必要な能力開発を図るための「次世代リーダー育成研修」を引き続き実施し、74名が受講した。 ・ 職員評価について、4月から翌年3月までの年度を評価期間として職員個々が自律的・主体的に取り組んだ。
--	--	--

		<p>(3) 人材交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「クロス・アポイントメント制度」及び「柔軟な人事給与制度や年俸制等の活用」の実績については、「(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P. 8 (中期計画【54】実施状況) 参照。 ・ 学内人事異動、他機関への出向を積極的に行うとともに、引き続き民間企業2社、私立大学1校への研修出向を実施し、職員の資質向上を図った。また、令和3年度においては、私立大学から初めて職員の研修出向を受け入れ、私立大学と本学との比較(共通の課題、学ぶ点と疑問点や改善すべき点等)について当該受入職員によるプレゼン報告会を実施し、本学職員では気付かないような視点からのコメントを受けて、新たな気付きを得るなど、本学職員の資質向上に繋がる人事交流を推進した。 ・ 人材流動・育成アライアンスの協定大学間で引き続き人事交流を実施した(令和3年度13名)。また、本学で実施する階層別研修(課長級、副課長級、係長級)及び財務会計研修(簿記編)をアライアンス研修としてオンライン及びe-learningにより提供し、それぞれ協定大学から計30名、計4名が受講したほか、協定大学からオンラインで提供されたTOEICテスト試験対策講座には、本学の職員が8名参加するなど、人材流動・人材育成を着実に実行した。
--	--	--

○ 別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学 士 課 程

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 (年度計画別表に基づく定員)	収容定員1 (前期課程①又は後期課程①'に該当する定員)	収容数 (前期課程②又は後期課程②'に該当する在学者数)	定員充足率 (b)/(a) × 100 (%)
	(人)	(a) (人)	(b) (人)	(%)
■ 学部前期課程(1・2年生)				
<教養学部前期課程>	—	6,126	6,632	108.2
■ 学部後期課程(3年生以上)				
<法学部>	1,600	800	926	115.7
第1類(法学総合コース) 第2類(法律プロフェッション・コース) 第3類(政治コース)	1,600	800	926	115.7
<医学部>	820	520	526	101.1
医学科	660	440	465	105.7
健康総合科学科	160	80	61	76.2
<工学部>	3,772	1,896	2,142	112.9
社会基盤学科	160	80	108	135.0
建築学科	240	120	130	108.3
都市工学科	200	100	114	114.0
機械工学科	340	170	192	112.9
機械情報工学科	160	80	98	122.5
航空宇宙工学科	208	104	114	109.6
精密工学科	180	90	98	108.8
電子情報工学科	160	80	141	176.2
電気電子工学科	300	150	141	94.0
物理工学科	200	100	118	118.0
計数工学科	220	110	129	117.2
マテリアル工学科	300	150	161	107.3
応用化学科	220	110	94	85.4
化学システム工学科	200	100	100	100.0
化学生命工学科	200	100	96	96.0
システム創成学科 (工学部共通編入学科)	464 20	232 20	301 61*1	129.7 280.0
<文学部>	1,420	720	786	109.1
人文学科*2	1,420	720	766	106.3
<理学部>	1,120	560	660	117.8
数学科	176	88	104	118.1
情報科学科	96	48	70	145.8
物理科学科	276	138	151	109.4
天文学科	20	10	21	210.0
地球惑星物理学科	128	64	64	100.0
地球惑星環境学科	76	38	42	110.5
化学科	176	88	95	107.9
生物化学科	60	30	43	143.3
生物学科	72	36	46	127.7
生物情報科学科	40	20	24	120.0

*1 工学部共通編入学科の収容数は内数
*2 文学部人文学科に3年次編入学定員10名を含む

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 (年度計画別表に基づく定員)	収容定員1 (前期課程①又は後期課程①'に該当する定員)	収容数 (前期課程②又は後期課程②'に該当する在学者数)	定員充足率
<農学部>	1,220	640	625	97.6
応用生命科学課程	608	304	266	87.5
環境資源科学課程	432	216	235	108.7
獣医学課程	180	120	124	103.3
<経済学部>	1,360	680	808	118.8
経済学科	680	340	269	79.1
経営学科	400	200	397	198.5
金融学科	280	140	142	101.4
<教養学部(後期課程)>	560	280	507	181.0
教養学科	260	130	296	227.6
学際科学科	100	50	91	182.0
統合自然科学科	200	100	120	120.0
<教育学部>	380	190	227	119.4
総合教育科学科	380	190	227	119.4
<薬学部>*3	336	176	194	110.2
薬科学科	288	152	165	108.5
薬学科	48	24	29	120.8
学士課程の合計	12,588	12,588	14,033	111.4

*3 薬学部では、薬科学科と薬学科への振分けは、学生の希望と成績を基にして4年次に決定している。そのため、定員充足率の算出にあたって、薬科学科については、平成30年度・31年度の薬科学科の入学定員及び平成31年度の薬学科の入学定員の合計を収容定員①'、3年次・4年次の在学者数を収容数②'とし、薬学科については、平成28年度～30年度の入学定員を収容定員①'、4年次・5年次、6年次在学者数を収容数②'とした。

計画の実施状況等

○ 入学者選抜に当たっては、学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。1～2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学選択により各学部各学科等に所属する。そのため、別表の定員充足率を求めるに当たっては、教養学部前期課程と学部後期課程に分けて以下のように算出している。

教養学部前期課程(1・2年生)

令和2年度・令和3年度の入学定員の合計を学部前期課程全体の収容定員①、学部前期課程の在学者数(令和3年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。)の合計を収容数②とし、②/①×100により算出している。

学部後期課程(3年生以上)

後期課程の各学部には進学選択後の3年次以降に所属することから、平成30年度・31年度の入学定員の合計(標準修業年限が6年の場合は平成28～31年度の入学定員の合計)を収容定員①'、各学部各学科の後期課程の在学者数(令和3年5月1日の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。)を収容数②'とし、②'/①'×100により算出している。

○ 各学部の収容数には、改組等により募集を停止した学科の在学者数等を含む。

修士課程

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a) × 100 (%)
<人文社会系研究科>	386	305	79.0
基礎文化研究専攻	110	84	76.3
日本文化研究専攻	56	47	83.9
アジア文化研究専攻	76	26	34.2
欧米系文化研究専攻	66	87	131.8
社会文化研究専攻	32	32	100.0
文化資源学研究専攻	22	16	72.7
韓国朝鮮文化研究専攻	24	13	54.1
<教育学研究科>	176	192	109.0
総合教育科学専攻	134	154	114.9
学校教育高度化専攻	42	38	90.4
<法学政治学研究科>	40	30	75.0
総合法政専攻	40	30	75.0
<経済学研究科>	220	221	100.4
経済専攻	120	131	109.1
マネジメント専攻	100	90	90.0
<総合文化研究科>	538	570	105.9
言語情報科学専攻	60	51	85.0
超域文化科学専攻	80	88	110.0
地域文化研究専攻	88	85	96.5
国際社会科学専攻	74	61	82.4
広域科学専攻	236	285	120.7
<理学系研究科>	816	830	101.7
物理学専攻	260	249	95.7
天文学専攻	46	44	95.6
地球惑星科学専攻	198	167	84.3
化学専攻	144	182	126.3
生物科学専攻	168	188	111.9

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
<工学系研究科>	1,238	2,337	188.7
社会基盤学専攻	104	203	195.1
建築学専攻	84	211	251.1
都市工学専攻	74	171	231.0
機械工学専攻	104	236	226.9
精密工学専攻	54	109	201.8
システム創成学専攻	90	172	191.1
航空宇宙工学専攻	74	132	178.3
電気系工学専攻	140	305	217.8
物理工学専攻	84	122	145.2
マテリアル工学専攻	90	130	144.4
応用化学専攻	66	119	180.3
化学システム工学専攻	56	80	142.8
化学生命工学専攻	64	112	175.0
原子力国際専攻	44	65	147.7
バイオエンジニアリング専攻	68	84	123.5
技術経営戦略学専攻	42	86	204.7
<農学生命科学研究科>	586	646	110.2
生産・環境生物学専攻	56	53	94.6
応用生命化学専攻	68	121	177.9
応用生命工学専攻	86	86	100.0
森林科学専攻	40	34	85.0
水圏生物学専攻	60	81	135.0
農業・資源経済学専攻	34	20	58.8
生物・環境工学専攻	34	42	123.5
生物材料科学専攻	34	53	155.8
農学国際専攻	86	80	93.0
生圏システム学専攻	50	39	78.0
応用動物科学専攻	38	37	97.3
<医学系研究科>	132	128	96.9
健康科学・看護学専攻	50	37	74.0
国際保健学専攻	42	53	126.1
医科学専攻	40	38	95.0

＜薬学系研究科＞	200	181	90.5
薬科学専攻	200	181	90.5
＜数理科学研究科＞	106	95	89.6
数理科学専攻	106	95	89.6
＜新領域創成科学研究科＞	732	922	125.9
物質系専攻	76	116	152.6
先端エネルギー工学専攻	48	78	162.5
複雑理工学専攻	50	73	146.0
先端生命科学専攻	108	100	92.5
メディカル情報生命専攻	106	161	151.8
自然環境学専攻	92	69	75.0
海洋技術環境学専攻	36	44	122.2
環境システム学専攻	36	51	141.6
人間環境学専攻	76	89	117.1
社会文化環境学専攻	64	98	153.1
国際協力学専攻	40	43	107.5
＜情報理工学系研究科＞	486	599	123.2
コンピュータ科学専攻	84	100	119.0
数理情報学専攻	64	77	120.3
システム情報学専攻	80	73	91.2
電子情報学専攻	96	151	157.2
知能機械情報学専攻	96	111	115.6
創造情報学専攻	66	87	131.8
＜学際情報学府＞	200	263	131.5
学際情報学専攻	200	263	131.5
修士課程の合計	5,856	7,319	124.9

計画の実施状況等

- 人文社会系研究科において、令和3年度の志願者数は入学定員を超えているが、質の高い学生の獲得をめざして入学試験を行っており、入学定員に達していないとしても、学力が不足している受験生は合格させておらず、結果として、収容定員に満たない状態となっている。
- 法学政治学研究科において、令和3年度の志願者数は入学定員を超えているが、質の高い学生の獲得をめざして入学試験を行っており、入学定員に達していないとしても、学力が不足している受験生は合格させておらず、結果として、収容定員に満たない状態となっている。
- 数理科学研究科において、令和3年度の志願者数は入学定員を超えているが、質の高い学生の獲得をめざして入学試験を行っており、入学定員に達していないとしても、学力が不足している受験生は合格させておらず、結果として、収容定員に満たない状態となっている。

博士課程

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a) × 100 (%)
<人文社会系研究科>	324	391	120.6
基礎文化研究専攻	90	108	120.0
日本文化研究専攻	48	52	108.3
アジア文化研究専攻	63	56	88.8
欧米系文化研究専攻	57	108	189.4
社会文化研究専攻	30	31	103.3
文化資源学研究専攻	18	17	94.4
韓国朝鮮文化研究専攻	18	19	105.5
<教育学研究科>	147	255	173.4
総合教育科学専攻	111	198	178.3
学校教育高度化専攻	36	57	158.3
<法学政治学研究科>	120	92	76.6
総合法政専攻	120	92	76.6
<経済学研究科>	105	100	95.2
経済専攻	81	85	104.9
マネジメント専攻	24	14	58.3
<総合文化研究科>	513	625	121.8
言語情報科学専攻	69	88	127.5
超域文化科学専攻	78	113	144.8
地域文化研究専攻	78	102	130.7
国際社会科学専攻	66	100	151.5
広域科学専攻	222	222	100.0
<理学系研究科>	645	670	103.8
物理学専攻	237	240	101.2
天文学専攻	42	49	116.6
地球惑星科学専攻	156	119	76.2
化学専攻	78	117	150.0
生物科学専攻	132	145	109.8

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
<工学系研究科>	936	1,194	127.5
社会基盤学専攻	72	86	119.4
建築学専攻	48	106	220.8
都市工学専攻	33	64	193.9
機械工学専攻	75	118	157.3
精密工学専攻	36	63	175.0
システム創成学専攻	57	53	92.9
航空宇宙工学専攻	54	72	133.3
電気系工学専攻	96	119	123.9
物理工学専攻	57	63	110.5
マテリアル工学専攻	60	68	113.3
応用化学専攻	39	23	58.9
化学システム工学専攻	39	35	89.7
化学生命工学専攻	39	57	146.1
先端学際工学専攻	138	103	74.6
原子力国際専攻	33	34	103.0
バイオエンジニアリング専攻	36	70	194.4
技術経営戦略学専攻	24	60	250.0
<農学生命科学研究科>	481	425	88.3
生産・環境生物学専攻	39	36	92.3
応用生命化学専攻	48	52	108.3
応用生命工学専攻	60	31	51.6
森林科学専攻	30	27	90.0
水圏生物学専攻	45	60	133.3
農業・資源経済学専攻	24	23	95.8
生物・環境工学専攻	24	14	58.3
生物材料科学専攻	24	36	150.0
農学国際専攻	57	45	78.9
生圏システム学専攻	54	16	29.6
応用動物科学専攻	24	22	91.6
獣医学専攻	52	63	121.1

<医学系研究科>	942	996	105.7
分子細胞生物学専攻	76	42	55.2
機能生物学専攻	56	27	48.2
病因・病理学専攻	132	69	52.2
生体物理学専攻	68	40	58.8
脳神経医学専攻	84	82	97.6
社会医学専攻	56	59	105.3
内科学専攻	144	271	188.1
生殖・発達・加齢医学専攻	64	88	137.5
外科学専攻	160	215	134.3
健康科学・看護学専攻	75	55	73.3
国際保健学専攻	27	48	177.7
<薬学系研究科>	190	189	99.4
薬科学専攻	150	164	109.3
薬学専攻	40	25	62.5
<数理科学研究科>	96	78	81.2
数理科学専攻	96	78	81.2
<新領域創成科学研究科>	489	516	105.5
物質系専攻	54	66	122.2
先端エネルギー工学専攻	36	16	44.4
複雑理工学専攻	33	33	100.0
先端生命科学専攻	69	34	49.2
メディカル情報生命	72	156	216.6
自然環境学専攻	60	68	113.3
海洋技術環境学専攻	21	9	42.8
環境システム学専攻	24	38	158.3
人間環境学専攻	48	38	79.1
社会文化環境学専攻	42	41	97.6
国際協力学専攻	30	17	56.6

<情報理工学系研究科>	186	282	151.6
コンピュータ科学専攻	36	43	119.4
数理情報学専攻	27	31	114.8
システム情報学専攻	27	23	85.1
電子情報学専攻	36	86	238.8
知能機械情報学専攻	24	57	237.5
創造情報学専攻	36	42	116.6
<学際情報学府>	132	172	130.3
学際情報学専攻	132	172	130.3
<公共政策学教育部>	22	22	100.0
国際公共政策学専攻	22	22	100.0
博士課程の合計	5,328	6,007	112.7

計画の実施状況等

- 法学政治学研究科において、令和3年度の志願者数は入学定員を超えているが、質の高い学生の獲得をめざして入学試験を行っており、入学定員に達していないとしても、学力が不足している受験生は合格させておらず、結果として、収容定員に満たない状態となっている。
- 農学生命科学研究科において、質の高い学生の獲得をめざして入学試験を行っており、入学定員に達していないとしても、学力が不足している受験生は合格させておらず、結果として、収容定員に満たない状態となっている。なお、秋入学を実施している。
- 数理科学研究科において、質の高い学生の獲得をめざして入学試験を行っており、入学定員に達していないとしても、学力が不足している受験生は合格させておらず、結果として、収容定員に満たない状態となっている。

※ 各研究科の収容数には、改組等により募集を停止した専攻の在学者数等を含む。

専門職学位課程

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員		収容数		定員充足率	
	(a)	(人)	(b)	(人)	$(b)/(a) \times 100$	
					(%)	(%)
<法学政治学研究科>	(525)	690	480	(91.4)	69.5	
法曹養成専攻	(525)	690	480	(91.4)	69.5	
<工学系研究科>		15	13		86.6	
原子力専攻		15	13		86.6	
<医学系研究科>	(50)	60	64	(128.0)	106.6	
公共健康医学専攻	(50)	60	64	(128.0)	106.6	
<公共政策学教育部>		270	255		94.4	
公共政策学専攻		270	255		94.4	
専門職学位課程の合計	(835)	1,035	812	(97.2)	78.4	

計画の実施状況等

- 法学政治学研究科法曹養成専攻(以下、法科大学院という。)の収容定員は、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第3条に基づき690人であるが、本学の法科大学院は、法学既修者コース(2年制、入学定員165人)及び法学未修者コース(3年制、入学定員65人)にコース分けされており、実質的な収容定員は525人となる。この収容定員(525人)を基に算出した場合の法科大学院の定員充足率は、「91.4%」である。
- 医学系研究科公共健康医学専攻(以下、公衆衛生大学院という。)の収容定員は60人であるが、本学の公衆衛生大学院は、標準修業年限1年のコース(入学定員10人)、標準修業年限2年のコース(入学定員20人)にコース分けされており、実質的な収容定員は50人となる。この収容定員(50人)を基に算出した場合の公衆衛生大学院の定員充足率は、「128.0%」である。
- 上記により、専門職学位課程全体の実質的な収容定員の合計は、835人となり、この収容定員を基に算出した場合の専門職学位課程全体の定員充足率は、「97.2%」である。

○ 別表2 (学部、研究科等の定員超過の状況について)

平成28(2016)年度

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期履修 学生数 (J)	長期履修学 生に係る控 除数(K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留學生等 数(F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教養学部(前期課程)	6,126	6,673	84	39	6	31	53	352	333	0	0	6,211	101.4
法学部	800	952	9	3	2	0	32	150	143	0	0	772	96.5
医学部	520	500	0	0	0	0	7	25	22	0	0	471	90.6
工学部	1,896	2,180	37	11	4	0	52	194	185	0	0	1,928	101.7
文学部	720	777	11	8	0	0	70	121	110	0	0	589	81.8
理学部	560	667	16	2	0	12	21	43	42	0	0	590	105.4
農学部	640	629	3	1	0	0	12	54	48	0	0	568	88.8
経済学部	680	765	16	3	1	0	14	81	79	0	0	668	98.2
教養学部(後期課程)	280	496	42	7	0	33	26	117	109	0	0	321	114.6
教育学部	190	220	2	1	0	0	9	28	28	0	0	182	95.8
薬学部	176	188	3	0	0	0	3	2	2	0	0	183	104.0

(研究科)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会系研究科	710	708	89	29	0	0	186	90	64	6	2	427	60.1
教育学研究科	323	455	32	2	0	0	90	43	31	40	17	315	97.5
法学政治学研究科	870	654	47	8	1	0	78	35	31	13	5	531	61.0
	705											75.3	※1 ※2
経済学研究科	346	367	126	15	0	25	51	24	19	2	1	256	74.0
総合文化研究科	1,051	1,242	166	52	0	15	262	148	91	32	12	810	77.1
理学系研究科	1,461	1,333	105	36	1	68	46	84	80	3	1	1,101	75.4
工学系研究科	2,189	3,225	812	218	5	347	148	152	136	74	34	2,337	106.8
農学生命科学研究科	1,067	1,022	206	55	0	43	43	90	86	2	0	795	74.5
医学系研究科	1,134	1,179	99	30	0	32	86	66	57	5	0	974	85.9
	1,124											86.7	※3 ※4
薬学系研究科	390	367	31	10	0	4	10	10	9	4	1	333	85.4
数理科学研究科	202	192	20	7	0	0	8	11	11	0	0	166	82.2
新領域創成科学研究科	1,221	1,400	250	73	0	55	56	98	93	16	7	1,116	91.4
情報理工学系研究科	502	655	95	21	0	36	33	38	37	12	5	523	104.2
学際情報学府	332	368	94	20	0	37	38	55	41	32	13	219	66.0
公共政策学教育部	226	252	89	6	0	68	4	13	12	4	2	160	70.8

○計画の実施状況等

(「定員超過率(M)」について)

入学者選抜に当たっては、学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。1～2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学選択により各学部各学科等に所属する。そのため、別表の定員超過率を求めるに当たっては、教養学部前期課程と学部後期課程に分けて以下のように算出している。

教養学部前期課程(1・2年生)

平成27年度・28年度の入学定員の合計を学部前期課程全体の収容定員(A)、学部前期課程の在学者数(平成28年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。)の合計を収容数(B)として、算出している。

学部後期課程(3年生以上)

後期課程の各学部には進学選択後の3年次以降に所属することから、平成25年度・26年度の入学定員の合計(標準修業年限が6年の場合は平成23～26年度の入学定員の合計)を収容定員(A)、各学部学科の後期課程の在学者数(平成28年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。)を収容数(B)として、定員超過率を算出している。

(法学政治学研究科の収容定員について)

※1は、法曹養成専攻(以下、法科大学院という。)(入学定員は平成28年度から230人、平成26・27年度は240人)について、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第3条に基づき、収容定員を710人とした。

※2は、法科大学院は法学既修者コース(2年制・入学定員165人)及び法学未修者コース(3年制・入学定員は平成28年度から65人、平成26・27年度は75人)にコース分けされていることから、平成17年8月24日付け国立大学法人支援課作成の「法科大学院における授業料(標準)収入積算に用いる収容定員について」に従い、収容定員を545人とした。

(医学系研究科の収容定員について)

※3は、医学系研究科公共健康医学専攻(以下、公衆衛生大学院という。)(入学定員30人)について、収容定員を60人とした。

※4は、公衆衛生大学院は標準修業年限1年のコース(入学定員10人)及び標準修業年限2年のコース(入学定員20人)にコース分けされていることから、実質的な収容定員である50人とした。

(定員超過率(M)が110%を超過する主な理由)

教養学部(後期課程)

本学の学生は、1～2年次は教養学部前期課程に在籍し、3年次進学の際に「進学選択」により各学部各学科等に所属する。進学選択の趣旨は、学部後期課程に進学する学生自身、また受入側である学部後期課程の各進学単位の双方が、主体的に進学先を決定することであり、学生の希望を満たす努力を行っている。その結果、進学希望者が多い学部については、教育に支障が生じない範囲で学生を受け入れている。教養学部(後期課程)の専任教員1人当たりの学生数は1.89人(学生496人/専任教員数263人)であり、きめ細やかな学修指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。

平成29(2017)年度

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期履修 学生数 (J)	長期履修学 生に係る控 除数(K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教養学部(前期課程)	6,126	6,686	126	38	4	42	47	343	329	0	0	6,226	101.6
法学部	800	929	7	3	0	0	34	140	135	0	0	757	94.6
医学部	520	492	0	0	0	0	5	17	14	0	0	473	91.0
工学部	1,896	2,186	31	14	5	0	41	182	166	0	0	1,960	103.4
文学部	720	760	8	6	0	0	63	108	98	0	0	593	82.4
理学部	560	630	16	2	0	10	17	43	41	0	0	560	100.0
農学部	640	646	5	1	0	0	19	79	76	0	0	550	85.9
経済学部	680	748	13	4	1	0	21	62	61	0	0	661	97.2
教養学部(後期課程)	280	513	37	8	0	26	31	130	124	0	0	324	115.7
教育学部	190	230	1	1	0	0	6	29	29	0	0	194	102.1
薬学部	176	182	3	0	0	0	1	4	3	0	0	178	101.1

(研究科)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会系研究科	710	715	90	28	0	0	167	103	67	5	1	452	63.7
教育学研究科	323	437	33	2	0	0	89	38	25	37	17	304	94.1
法学政治学研究科	860	639	44	8	1	0	88	41	40	12	4	498	57.9
	695											498	71.7
経済学研究科	325	353	138	12	0	31	52	36	30	3	1	227	69.8
総合文化研究科	1,051	1,218	178	46	0	24	256	157	102	33	12	778	74.0
理学系研究科	1,461	1,345	131	37	1	93	36	36	33	4	0	1,145	78.4
工学系研究科	2,189	3,294	907	217	2	406	124	175	146	87	39	2,360	107.8
農学生命科学研究科	1,067	1,024	241	57	0	42	46	75	73	1	0	806	75.5
医学系研究科	1,134	1,200	118	36	0	37	88	69	62	9	3	974	85.9
	1,124											974	86.7
薬学系研究科	390	360	28	8	0	3	11	10	10	7	1	327	83.8
数理科学研究科	202	195	23	8	0	0	9	12	11	0	0	167	82.7
新領域創成科学研究科	1,221	1,370	246	66	0	59	46	74	70	16	7	1,122	91.9
情報理工学系研究科	502	669	114	29	0	48	38	33	32	7	2	520	103.6
学際情報学府	332	368	98	20	0	36	51	46	31	30	15	215	64.8
公共政策学教育部	232	260	103	4	0	78	8	18	17	5	2	151	65.1

※1
※2

※3
※4

○計画の実施状況等

(「定員超過率(M)」について)

入学者選抜に当たっては、学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。1～2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学選択により各学部各学科等に所属する。そのため、別表の定員超過率を求めるに当たっては、教養学部前期課程と学部後期課程に分けて以下のように算出している。

教養学部前期課程(1・2年生)

平成28年度・29年度の入学定員の合計を学部前期課程全体の収容定員(A)、学部前期課程の在学者数(平成29年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。)の合計を収容数(B)として、算出している。

学部後期課程(3年生以上)

後期課程の各学部には進学選択後の3年次以降に所属することから、平成26年度・27年度の入学定員の合計(標準修業年限が6年の場合は平成24～27年度の入学定員の合計)を収容定員(A)、各学部学科の後期課程の在学者数(平成29年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。)を収容数(B)として、定員超過率を算出している。

(法学政治学研究科の収容定員について)

※1は、法曹養成専攻(以下、法科大学院という。)(入学定員は平成28年度から230人、平成27年度は240人)について、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第3条に基づき、収容定員を700人とした。

※2は、法科大学院は法学既修者コース(2年制・入学定員165人)及び法学未修者コース(3年制・入学定員は平成28年度から65人、平成27年度は75人)にコース分けされていることから、平成17年8月24日付け国立大学法人支援課作成の「法科大学院における授業料(標準)収入積算に用いる収容定員について」に従い、収容定員を535人とした。

(医学系研究科の収容定員について)

※3は、医学系研究科公共健康医学専攻(以下、公衆衛生大学院という。)(入学定員30人)について、収容定員を60人とした。

※4は、公衆衛生大学院は標準修業年限1年のコース(入学定員10人)及び標準修業年限2年のコース(入学定員20人)にコース分けされていることから、実質的な収容定員である50人とした。

(定員超過率(M)が110%を超過する主な理由)

教養学部(後期課程)

本学の学生は、1～2年次は教養学部前期課程に在籍し、3年次進学の際に「進学選択」により各学部各学科等に所属する。進学選択の趣旨は、学部後期課程に進学する学生自身、また受入側である学部後期課程の各進学単位の双方が、主体的に進学先を決定することであり、学生の希望を満たす努力を行っている。その結果、進学希望者が多い学部については、教育に支障が生じない範囲で学生を受け入れている。教養学部(後期課程)の専任教員1人当たりの学生数は1.89人(学生513人/専任教員数272人)であり、きめ細やかな学修指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。

平成30(2018)年度

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L)÷(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期履修 学生数 (J)	長期履修学 生に係る控 除数(K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教養学部(前期課程)	6,126	6,665	125	37	4	34	57	348	342	2	2	6,189	101.0
法学部	800	901	5	4	0	0	34	130	126	0	0	737	92.1
医学部	520	511	1	0	0	0	9	27	22	0	0	480	92.3
工学部	1,896	2,162	34	17	5	0	49	182	161	0	0	1,930	101.8
文学部	720	829	8	4	0	0	71	157	151	0	0	603	83.8
理学部	560	637	13	1	0	10	15	52	48	0	0	563	100.5
農学部	640	655	3	0	0	0	24	61	53	0	0	578	90.3
経済学部	680	750	9	3	0	0	20	74	72	0	0	655	96.3
教養学部(後期課程)	280	499	40	7	0	28	28	109	103	0	0	333	118.9
教育学部	190	229	1	1	0	0	18	27	26	0	0	184	96.8
薬学部	176	186	2	0	0	0	5	3	3	0	0	178	101.1

(研究科)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会系研究科	710	705	88	24	0	0	185	78	75	3	0	421	59.3
教育学研究科	323	444	37	2	0	0	92	45	41	48	20	289	89.5
法学政治学研究科	850	631	50	9	1	0	84	46	41	12	4	492	57.9
	685											492	71.8
経済学研究科	325	331	132	7	0	36	38	32	28	6	3	219	67.4
総合文化研究科	1,051	1,217	197	38	0	30	245	175	107	28	11	786	74.8
理学系研究科	1,461	1,381	147	46	0	101	39	95	91	5	1	1,103	75.5
工学系研究科	2,189	3,316	995	194	4	445	130	149	119	90	41	2,383	108.9
農学生命科学研究科	1,067	1,037	265	67	0	55	44	66	60	1	0	811	76.0
医学系研究科	1,134	1,219	133	36	0	29	91	67	59	14	4	1,000	88.2
	1,124											1,000	89.0
薬学系研究科	390	371	39	4	0	6	9	13	13	10	2	337	86.4
数理科学研究科	202	186	22	5	0	0	7	16	16	0	0	158	78.2
新領域創成科学研究科	1,221	1,414	314	66	0	69	52	85	75	19	9	1,143	93.6
情報理工学系研究科	502	705	128	25	0	55	38	38	34	13	5	548	109.2
学際情報学府	332	401	114	19	0	37	52	46	36	28	11	246	74.1
公共政策学教育部	238	272	127	8	1	81	18	13	13	5	2	149	62.6

※1

※2

※3

※4

○計画の実施状況等

(「定員超過率(M)」について)

入学者選抜に当たっては、学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。1～2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学選択により各学部各学科等に所属する。そのため、別表の定員超過率を求めるに当たっては、教養学部前期課程と学部後期課程に分けて以下のように算出している。

教養学部前期課程(1・2年生)

平成29年度・30年度の入学定員の合計を学部前期課程全体の収容定員(A)、学部前期課程の在学者数(平成30年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。)の合計を収容数(B)として、算出している。

学部後期課程(3年生以上)

後期課程の各学部には進学選択後の3年次以降に所属することから、平成27年度・28年度の入学定員の合計(標準修業年限が6年の場合は平成25～28年度の入学定員の合計)を収容定員(A)、各学部学科の後期課程の在学者数(平成30年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。)を収容数(B)として、定員超過率を算出している。

(法学政治学研究科の収容定員について)

※1は、法曹養成専攻(以下、法科大学院という。)(入学定員230人)について、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第3条に基づき、収容定員を690人とした。

※2は、法科大学院は法学既修者コース(2年制・入学定員165人)及び法学未修者コース(3年制・入学定員65人)にコース分けされていることから、平成17年8月24日付け国立大学法人支援課作成の「法科大学院における授業料(標準)収入積算に用いる収容定員について」に従い、収容定員を525人とした。

(医学系研究科の収容定員について)

※3は、医学系研究科公共健康医学専攻(以下、公衆衛生大学院という。)(入学定員30人)について、収容定員を60人とした。

※4は、公衆衛生大学院は標準修業年限1年のコース(入学定員10人)及び標準修業年限2年のコース(入学定員20人)にコース分けされていることから、実質的な収容定員である50人とした。

(定員超過率(M)が110%を超過する主な理由)

教養学部(後期課程)

本学の学生は、1～2年次は教養学部前期課程に在籍し、3年次進学の際に「進学選択」により各学部各学科等に所属する。進学選択の趣旨は、学部後期課程に進学する学生自身、また受入側である学部後期課程の各進学単位の双方が、主体的に進学先を決定することであり、学生の希望を満たす努力を行っている。その結果、進学希望者が多い学部については、教育に支障が生じない範囲で学生を受け入れている。教養学部(後期課程)の専任教員1人当たりの学生数は1.93人(学生499人/専任教員数258人)であり、きめ細やかな学修指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。

平成31(2019)年度

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L)÷(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期履修 学生数 (J)	長期履修学 生に係る控 除数(K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教養学部(前期課程)	6,126	6,640	133	39	7	32	70	302	292	4	3	6,197	101.2
法学部	800	930	4	3	0	0	40	135	128	0	0	759	94.9
医学部	520	523	1	0	0	0	12	25	22	0	0	489	94.0
工学部	1,896	2,135	34	18	2	0	57	182	166	0	0	1,892	99.8
文学部	720	848	12	6	0	0	86	153	138	2	2	616	85.6
理学部	560	659	13	2	0	11	15	55	47	0	0	584	104.3
農学部	640	611	4	0	0	0	25	59	58	0	0	528	82.5
経済学部	680	780	10	3	0	0	20	95	92	0	0	665	97.8
教養学部(後期課程)	280	509	46	4	0	38	32	86	83	0	0	352	125.7
教育学部	190	233	2	1	0	0	15	41	38	0	0	179	94.2
薬学部	176	190	5	0	0	0	2	5	5	0	0	183	104.0

(研究科)	(人)											(人)	(%)
人文社会系研究科	710	681	81	21	0	0	190	78	48	1	0	422	59.4
教育学研究科	323	435	35	5	0	0	97	28	17	54	24	292	90.4
法学政治学研究科	850	643	61	13	1	0	85	35	29	15	5	510	60.0
	685												74.5
経済学研究科	325	323	131	5	0	37	16	22	17	11	4	244	75.1
総合文化研究科	1,051	1,187	205	38	0	30	236	151	89	27	13	781	74.3
理学系研究科	1,461	1,417	173	37	0	136	45	76	75	3	1	1,123	76.9
工学系研究科	2,189	3,355	1,017	169	6	461	147	171	157	83	37	2,378	108.6
農学生命科学研究科	1,067	1,037	285	68	0	32	41	73	67	2	0	829	77.7
医学系研究科	1,134	1,220	139	38	0	35	89	74	65	5	4	989	87.2
	1,124												88.0
薬学系研究科	390	374	43	5	0	9	7	9	8	11	3	342	87.7
数理科学研究科	202	172	23	4	0	0	9	13	13	0	0	146	72.3
新領域創成科学研究科	1,221	1,433	384	74	0	63	56	87	79	23	10	1,151	94.3
情報理工学系研究科	502	769	154	25	0	9	43	42	41	16	7	644	128.3
学際情報学府	332	399	114	20	0	41	43	41	37	31	13	245	73.8
公共政策学教育部	238	287	151	9	1	94	8	20	20	5	2	153	64.3

※1

※2

※3

※4

○計画の実施状況等

(「定員超過率(M)」について)

入学者選抜に当たっては、学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。1～2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学選択により各学部各学科等に所属する。そのため、別表の定員超過率を求めるに当たっては、教養学部前期課程と学部後期課程に分けて以下のように算出している。

教養学部前期課程(1・2年生)

平成30年度・31年度の入学定員の合計を学部前期課程全体の収容定員(A)、学部前期課程の在学者数(令和元年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。)の合計を収容数(B)として、算出している。

学部後期課程(3年生以上)

後期課程の各学部には進学選択後の3年次以降に所属することから、平成28年度・29年度の入学定員の合計(標準修業年限が6年の場合は平成26～29年度の入学定員の合計)を収容定員(A)、各学部学科の後期課程の在学者数(令和元年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。)を収容数(B)として、定員超過率を算出している。

(法学政治学研究科の収容定員について)

※1は、法曹養成専攻(以下、法科大学院という。)(入学定員230人)について、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第3条に基づき、収容定員を690人とした。

※2は、法科大学院は法学既修者コース(2年制・入学定員165人)及び法学未修者コース(3年制・入学定員65人)にコース分けされていることから、平成17年8月24日付け国立大学法人支援課作成の「法科大学院における授業料(標準)収入積算に用いる収容定員について」に従い、収容定員を525人とした。

(医学系研究科の収容定員について)

※3は、医学系研究科公共健康医学専攻(以下、公衆衛生大学院という。)(入学定員30人)について、収容定員を60人とした。

※4は、公衆衛生大学院は標準修業年限1年のコース(入学定員10人)及び標準修業年限2年のコース(入学定員20人)にコース分けされていることから、実質的な収容定員である50人とした。

(定員超過率(M)が110%を超過する主な理由)

教養学部(後期課程)

本学の学生は、1～2年次は教養学部前期課程に在籍し、3年次進学の際に「進学選択」により各学部各学科等に所属する。進学選択の趣旨は、学部後期課程に進学する学生自身、また受入側である学部後期課程の各進学単位の双方が、主体的に進学先を決定することであり、学生の希望を満たす努力を行っている。その結果、進学希望者が多い学部については、教育に支障が生じない範囲で学生を受け入れている。教養学部(後期課程)の専任教員1人当たりの学生数は1.88人(学生509人/専任教員数271人)であり、きめ細やかな学修指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。

情報理工学系研究科

当研究科では、特に修士課程において志願者が急増しており(平成31年度(令和元年度)志願倍率約4.59)、入学試験の結果、当該研究科において十分な学修成果が期待できる水準に達する者が定員を上回ったことから、学生の質を確保し、且つ教育に支障が生じない範囲で学生の入学を認めた。当研究科は学生定員設定時(平成13年、創造情報学専攻は平成17年)に比べて基幹講座の講師以上の教員を30名増員しており、修士課程における専任教員1人当たりの学生数は4.60人(学生556人/専任教員数121人)であるなど、きめ細やかな研究指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。

なお、当研究科では、近年の志願者の急増や、政府のAI戦略2019、文部科学省の累次の答申等における先端IT人材やAI専門人材の育成機能強化といった社会的要請に応えるため、令和2年度から修士課程の入学定員を85人増員した。

また、本学では、指定国立大学法人構想における要望を踏まえ、入学の段階で質の保証を担保した上で、総学生入学定員数の範囲内で研究科・専攻単位の定員管理を弾力的に運用することとしている。

令和2(2020)年度

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L)/(A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期履修 学生数 (J)	長期履修 生に係る控 除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教養学部(前期課程)	6,126	6,631	128	40	5	33	76	292	278	6	3	6,196	101.1
法学部	800	955	4	2	0	0	31	129	122	0	0	800	100.0
医学部	520	531	0	0	0	0	12	39	37	0	0	482	92.7
工学部	1,896	2,109	31	16	3	0	53	159	146	0	0	1,891	99.7
文学部	720	824	8	6	0	0	89	151	135	2	0	594	82.5
理学部	560	668	18	2	1	10	19	55	49	0	0	587	104.8
農学部	640	611	5	0	0	0	19	81	76	0	0	516	80.6
経済学部	680	789	11	3	0	0	19	93	92	0	0	675	99.3
教養学部(後期課程)	280	512	41	3	0	35	36	104	96	0	0	342	122.1
教育学部	190	234	3	1	0	0	14	34	30	0	0	189	99.5
薬学部	176	198	5	0	0	0	4	6	5	0	0	189	107.4

(研究科)	(人)											(人)	(%)
人文社会系研究科	710	692	85	22	0	0	165	94	73	3	0	432	60.8
教育学研究科	323	435	40	6	0	0	89	30	15	60	27	298	92.3
法学政治学研究科	850	634	67	12	1	0	91	73	65	17	7	458	53.9
	685												66.9
経済学研究科	325	311	132	2	0	41	34	23	19	18	7	208	64.0
総合文化研究科	1,051	1,193	225	38	0	49	225	154	90	32	12	779	74.1
理学系研究科	1,461	1,434	200	26	0	153	40	73	67	3	1	1147	78.5
工学系研究科	2,189	3,420	998	154	2	454	202	154	146	79	35	2427	110.9
農学生命科学研究科	1,067	1,043	284	58	0	38	39	66	60	2	0	848	79.5
医学系研究科	1,134	1,225	151	37	0	26	119	86	78	14	3	962	84.8
	1,124												85.6
薬学系研究科	390	368	45	5	0	11	10	7	6	20	6	330	84.6
数理科学研究科	202	165	23	2	0	0	6	15	14	0	0	143	70.8
新領域創成科学研究科	1,221	1,407	424	69	0	53	65	73	69	23	10	1141	93.4
情報理工学系研究科	587	851	176	34	0	17	53	57	50	24	11	686	116.9
学際情報学府	332	403	103	17	0	49	41	40	34	42	18	244	73.5
公共政策学教育部	265	279	144	14	0	103	7	22	22	9	3	130	49.1

※1
※2

※3
※4

○計画の実施状況等

(「定員超過率」について)

入学者選抜に当たっては、学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。1～2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学選択により各学部各学科等に所属する。そのため、別表の定員超過率を求めるに当たっては、教養学部前期課程と学部後期課程に分けて以下のように算出している。

教養学部前期課程(1・2年生)

平成31年度・令和2年度の入学定員の合計を学部前期課程全体の収容定員(A)、学部前期課程の在学者数(令和2年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。)の合計を収容数(B)として、算出している。

学部後期課程(3年生以上)

後期課程の各学部には進学選択後の3年次以降に所属することから、平成29年度・30年度の入学定員の合計(標準修業年限が6年の場合は平成27～30年度の入学定員の合計)を収容定員(A)、各学部学科の後期課程の在学者数(令和2年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。)を収容数(B)として、定員超過率を算出している。

(法学政治学研究科の収容定員について)

※1は、法曹養成専攻(以下、法科大学院という。)の収容定員について、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第3条に基づき690名として積算した数である。

※2は、本学の法科大学院は法学既修者コース(2年制・入学定員165人)及び法学未修者コース(3年制・入学定員65人)にコース分けされており平成17年8月24日付け国立大学法人支援課作成の「法科大学院における授業料(標準)収入積算用いる収容定員について」に従い525名として積算した数である。

(医学系研究科の収容定員について)

※3は、医学系研究科公共健康医学専攻(以下、公衆衛生大学院という。)の収容定員について60人として積算した数である。

※4は、本学の公衆衛生大学院は、標準修業年限1年のコース(入学定員10人)、標準修業年限2年のコース(入学定員20人)にコース分けされており、実質的な収容定員50人として積算した数である。

(定員超過率(M)が110%を超過する主な理由)

教養学部(後期課程)

本学の学生は、1～2年次は教養学部前期課程に在籍し、3年次進学の際に「進学選択」により各学部各学科等に所属する。進学選択の趣旨は、学部後期課程に進学する学生自身、また受入側である学部後期課程の各進学単位の双方が、主体的に進学先を決定することであり、学生の希望を満たす努力を行っている。その結果、進学希望者が多い学部については、教育に支障が生じない範囲で学生を受け入れている。教養学部(後期課程)の専任教員1人当たりの学生数は1.89人(学生512人/専任教員数270人)であり、きめ細やかな学修指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。

工学系研究科

入学試験の結果、当該研究科において十分な学修成果が期待できる水準に達する者が定員を上回ったことから、学生の質を確保し、且つ教育に支障が生じない範囲で学生の入学を認めた。当研究科は、修士課程における専任教員1人当たりの学生数は4.65人(学生2315人/専任教員数497人)、博士課程における専任教員1人当たりの学生数は1.91人(学生1089人/専任教員数570人)、専門職学位課程における専任教員1人当たりの学生数は0.8人(学生16人/専任教員数20人)であるなど、きめ細やかな研究指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。また、指定国立大学法人構想において、入学の段階で質の保証を担保した上で、総学生入学定員数の範囲内で研究科・専攻単位の定員管理を弾力的に運用することを要望した。

情報理工学系研究科

当研究科では、令和2年度から修士課程の入学定員を85人増員したが、依然として修士課程の志願者数が多く(令和2年度志願倍率約3.23)、入学試験の結果、当該研究科において十分な学修成果が期待できる水準に達する者が定員を上回ったことから、学生の質を確保し、且つ教育に支障が生じない範囲で学生の入学を認めた。当研究科は学生定員設定時(平成13年、創造情報学専攻は平成17年)に比べて基幹講座の講師以上の教員を30名増員しており、修士課程における専任教員1人当たりの学生数は4.56人(学生603人/専任教員数132人)であるなど、きめ細やかな研究指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。

また、指定国立大学法人構想において、入学の段階で質の保証を担保した上で、総学生入学定員数の範囲内で研究科・専攻単位の定員管理を弾力的に運用することを要望した。

令和3(2021)年度

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期履修 学生数(J)	長期履修学 生に係る控 除数(K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教養学部(前期課程)	6,126	6,632	125	35	2	32	72	281	272	4	2	6,217	101.5
法学部	800	926	8	2	0	0	40	109	103	0	0	781	97.6
医学部	520	526	0	0	0	0	15	27	24	0	0	487	93.7
工学部	1,896	2,142	38	14	4	0	64	161	147	0	0	1,913	100.9
文学部	720	786	10	4	0	0	54	163	142	6	2	584	81.1
理学部	560	660	14	4	0	6	26	49	45	0	0	579	103.4
農学部	640	625	4	0	0	0	26	78	73	1	0	526	82.2
経済学部	680	808	10	2	0	0	33	87	85	1	0	688	101.2
教養学部(後期課程)	280	507	41	8	0	30	37	100	93	0	0	339	121.1
教育学部	190	227	2	1	0	0	19	32	31	0	0	176	92.6
薬学部	176	194	2	0	0	0	3	3	3	0	0	188	106.8

(研究科)	(人)											(人)	(%)
人文社会系研究科	710	696	90	19	0	0	160	110	84	4	1	432	60.8
教育学研究科	323	447	40	3	0	0	84	48	33	73	32	295	91.3
法学政治学研究科	850	602	54	9	0	0	64	44	37	22	8	484	56.9
	685												70.7
経済学研究科	325	321	121	1	0	31	38	21	17	27	12	222	68.3
総合文化研究科	1,051	1,195	234	32	0	39	206	164	113	29	11	794	75.5
理学系研究科	1,461	1,500	224	17	0	154	46	91	85	4	1	1197	81.9
工学系研究科	2,189	3,544	1117	147	0	400	188	150	136	89	38	2635	120.4
農学生命科学研究科	1,067	1,071	308	53	0	32	37	86	80	1	0	869	81.4
医学系研究科	1,134	1,188	152	34	0	39	85	107	87	18	3	940	82.9
	1,124												83.6
薬学系研究科	390	370	49	6	0	6	15	12	11	21	7	325	83.3
数理科学研究科	202	173	24	3	0	0	8	16	15	0	0	147	72.8
新領域創成科学研究科	1,221	1,438	490	61	0	19	52	74	62	30	13	1231	100.8
情報理工学系研究科	672	881	203	35	0	12	51	41	35	23	11	737	109.7
学際情報学府	332	435	122	16	0	44	48	52	43	42	18	266	80.1
公共政策学教育部	292	277	135	18	0	89	9	20	20	12	5	136	46.6

※1
※2

※3
※4

○計画の実施状況等
 (「定員超過率」について)

入学者選抜に当たっては、学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。1～2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学選択により各学部各学科等に所属する。そのため、別表の定員超過率を求めるに当たっては、教養学部前期課程と学部後期課程に分けて以下のように算出している。

教養学部前期課程(1・2年生)

令和2年度・3年度の入学定員の合計を学部前期課程全体の収容定員(A)、学部前期課程の在学者数(令和3年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。)の合計を収容数(B)として、算出している。

学部後期課程(3年生以上)

後期課程の各学部には進学選択後の3年次以降に所属することから、平成30年度・31年度の入学定員の合計(標準修業年限が6年の場合は平成28～31年度の入学定員の合計)を収容定員(A)、各学部学科の後期課程の在学者数(令和3年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。)を収容数(B)として、定員超過率を算出している。

(法学政治学研究科の収容定員について)

※1は、法曹養成専攻(以下、法科大学院という。)の収容定員について、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第3条に基づき690名として積算した数である。
 ※2は、本学の法科大学院は法学既修者コース(2年制・入学定員165人)及び法学未修者コース(3年制・入学定員65人)にコース分けされており平成17年8月24日付け国立大学法人支援課作成の「法科大学院における授業料(標準)収入積算用いる収容定員について」に従い525名として積算した数である。

(医学系研究科の収容定員について)

※3は、医学系研究科公共健康医学専攻(以下、公衆衛生大学院という。)の収容定員について60人として積算した数である。
 ※4は、本学の公衆衛生大学院は、標準修業年限1年のコース(入学定員10人)、標準修業年限2年のコース(入学定員20人)にコース分けされており、実質的な収容定員50人として積算した数である。

(定員超過率(M)が110%を超過する主な理由)

教養学部(後期課程)

本学の学生は、1～2年次は教養学部前期課程に在籍し、3年次進学の際に「進学選択」により各学部各学科等に所属する。進学選択の趣旨は、学部後期課程に進学する学生自身、また受入側である学部後期課程の各進学単位の双方が、主体的に進学先を決定することであり、学生の希望を満たす努力を行っている。その結果、進学希望者が多い学部については、教育に支障が生じない範囲で学生を受け入れている。教養学部(後期課程)の専任教員1人当たりの学生数は1.67人(学生507人/専任教員数303人)であり、きめ細やかな学修指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。

工学系研究科

令和3年度入試については、新型コロナウイルス感染症の影響下において、意欲や能力のある学生の未来の勉学の機会を奪わないことを最優先に入学者選抜を行った。結果として、当該研究科において十分な学修成果が期待できる水準に達する者が定員を上回ったことから、学生の質を確保し、且つ教育に支障が生じない範囲で学生の入学を認めた。当研究科は、修士課程における専任教員1人当たりの学生数は4.52人(学生2337人/専任教員数516人)、博士課程における専任教員1人当たりの学生数は2.01人(学生1194人/専任教員数593人)、専門職学位課程における専任教員1人当たりの学生数は0.68人(学生13人/専任教員数19人)であるなど、きめ細やかな研究指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。
 また、指定国立大学法人構想において、入学の段階で質の保証を担保した上で、総学生入学定員数の範囲内で研究科・専攻単位の定員管理を弾力的に運用することを要望した。